

令和4年度

包括外部監査結果報告書

防災に関する事業の財務事務の執行について

令和5年3月

奈良市包括外部監査人
公認会計士 福竹 徹

目 次

第 1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
	（1）監査の対象	1
	（2）監査対象期間	1
3	特定の事件の選定理由	1
4	外部監査の方法	2
	（1）監査の対象範囲	2
	（2）監査要点	2
	（3）主な監査手続	2
5	外部監査の実施期間	2
6	外部監査人補助者の資格及び氏名	2
7	利害関係	3
8	監査報告における「結果」と「意見」の区分	3
	（1）「結果」と「意見」の判断基準	3
	（2）表記の方法	3
第 2	市の防災事業の概要	4
1	市の自然的な条件	4
	（1）地勢	4
	（2）地質	5
	（3）活断層	5
	（4）気象	6
2	市の社会的条件	7
	（1）人口	7
	（2）交通網	8
	（3）土地利用変遷	8
	（4）文化財	8
	（5）観光	8
3	想定される災害	9
	（1）風水害	9
	（2）地震災害	11
4	市の防災に対する取組	15
	（1）災害対策基本法	15

(2) 防災基本計画.....	16
(3) 奈良県地域防災計画.....	17
(4) 奈良市地域防災計画.....	19
第3 包括外部監査の結果及び意見	26
1 結果及び意見の概要	26
(1) 調査対象とした事業の概要.....	26
(2) 結果及び意見の要約.....	30
2 危機管理課	35
(1) 調査した事業の概要.....	36
(2) 結果及び意見.....	52
3 消防局 消防総務課.....	60
(1) 調査した事業の概要.....	61
(2) 結果及び意見.....	74
4 消防局 消防課.....	92
(1) 調査した事業の概要.....	93
(2) 結果及び意見.....	102
5 消防局 予防課.....	106
(1) 調査した事業の概要.....	107
(2) 結果及び意見.....	109
6 消防局 指令課.....	116
(1) 調査した事業の概要.....	116
(2) 結果及び意見.....	120
7 消防局 救急課.....	121
(1) 調査した事業の概要.....	122
(2) 結果及び意見.....	125
8 建設部.....	131
(1) 調査した事業の概要.....	131
(2) 結果及び意見.....	136
9 教育委員会	141
(1) 調査した事業の概要.....	141
(2) 結果及び意見.....	145
第4 最後に.....	150

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）監査の対象

防災に関する事業の財務事務の執行について

（2）監査対象期間

令和3年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和4年度の一部についても監査対象とする。

3 特定の事件の選定理由

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、毎年のように水害・土砂災害、地震・津波等の自然災害が発生している。近年では平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や平成28年（2016年）熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等により大規模な被害が発生している。奈良市では、昭和年代以降における主な災害としては、昭和9年の室戸台風、平成10年の台風7号をはじめとした風水害が、平成7年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）をはじめとした地震災害が発生している。また、今後、地球温暖化に伴う海水温の上昇による台風の増加や、奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯、生駒断層帯のような内陸型地震又は南海トラフ地震の発生等により、甚大な被害が発生する可能性がある。

このような状況の中、市は、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、昭和39年に「奈良市地域防災計画」を策定し、その後、定期的に見直しを実施してきた。この「奈良市地域防災計画」は、想定する主な災害を風水害、地震災害、その他の災害とし、これらの災害に関しての総合的な指針及び対策計画を定めたものである。地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、この計画に定められた災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関する事項を効果的に実施することが重要となる。

以上のようなことから、奈良市における防災に関する事業の財務事務が適切に執行されているかどうかを監査することは有用なものと考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の対象範囲

奈良市地域防災計画の所轄部署でもある危機管理課が実施する事業と、実際に災害が発生した際に現場で活動する消防局が実施する事業並びにその他の部署が実施する「防災」に関連すると考えられる事業を対象とした。

(2) 監査要点

- ① 事務の執行は法令や条例等に準拠して適正に行われているか。
- ② 事務の執行が効率的かつ効果的に行われているか。
- ③ 事務に係る物品等の管理は適切に行われているか。
- ④ 事務の執行に当たって庁内で十分な連携が行われているか。

(3) 主な監査手続

(合規性の観点)

次の監査要点については、主に関係法令・規則に準拠して行われているかを関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ 物品や役務の購入事務等が規則、規程に基づく方法で実施されているか。
- ・ 物品の管理（受け払い、残高管理）が適切に行われているか。
- ・ 補助金の支給事務が規則、規程に基づく方法で実施されているか 等

(経済性、効率性等の観点)

次の監査要点については、主に経済性、効率性等を意識して行われているかを関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ システムを活用するなど効率的に財務事務が実施されているか。
- ・ 他部署との連携が十分に行われているか 等

5 外部監査の実施期間

自令和4年8月30日 至令和5年3月17日

6 外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	江見	拓馬
公認会計士	前田	佑樹
公認会計士	岡	大貴
公認会計士	吉原	宏
公認会計士	城本	佳丈
公認会計士	守谷	義広
公認会計士試験合格者	細田	優
公認会計士試験合格者	田島	宇晴

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8 監査報告における「結果」と「意見」の区分

(1) 「結果」と「意見」の判断基準

「財務に関する事務の執行」については合規性（適法性と正当性）の観点から、「経営に係る事業の管理」については経済性と効率性の観点から、判断している。

① 「結果」

法令、条例、規則等に違反している事項又は違反していないものの社会通念上適切でないと考えられる事項については「結果」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 法令等に対する違反
- ・ 形式的には法令等に対する違反とはいえないが、行為の目的が、法令等が予定するものとは別のものである場合、法令等の運用の仕方が不十分あるいは不適切である場合又は社会通念上適切でない行為や不作為
- ・ 管理の経済性と能率性について重要性が高いと判断される指摘事項

② 「意見」

合規性（適法性と正当性）あるいは経済性と能率性の観点から、「結果」とすべきまでには至らない事項及び当該事項に係る要望、提言や改善提案については「意見」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 不正不当とまでは判断しないが、現状を継続することが適切ではなく、何らかの対応が必要であると考えられる事項
- ・ 行政の透明性を高め、あるいは能率性を向上させるために、改善又は改良することが良いと考えられる事項
- ・ あるべき姿の提言や参考となる見識

(2) 表記の方法

監査の「結果」と「意見」は、段落を設けてその冒頭に【結果】及び【意見】のいずれであるかを明記し、中心となる部分は下線を付して強調している。

第2 市の防災事業の概要

1 市の自然的な条件

(1) 地勢

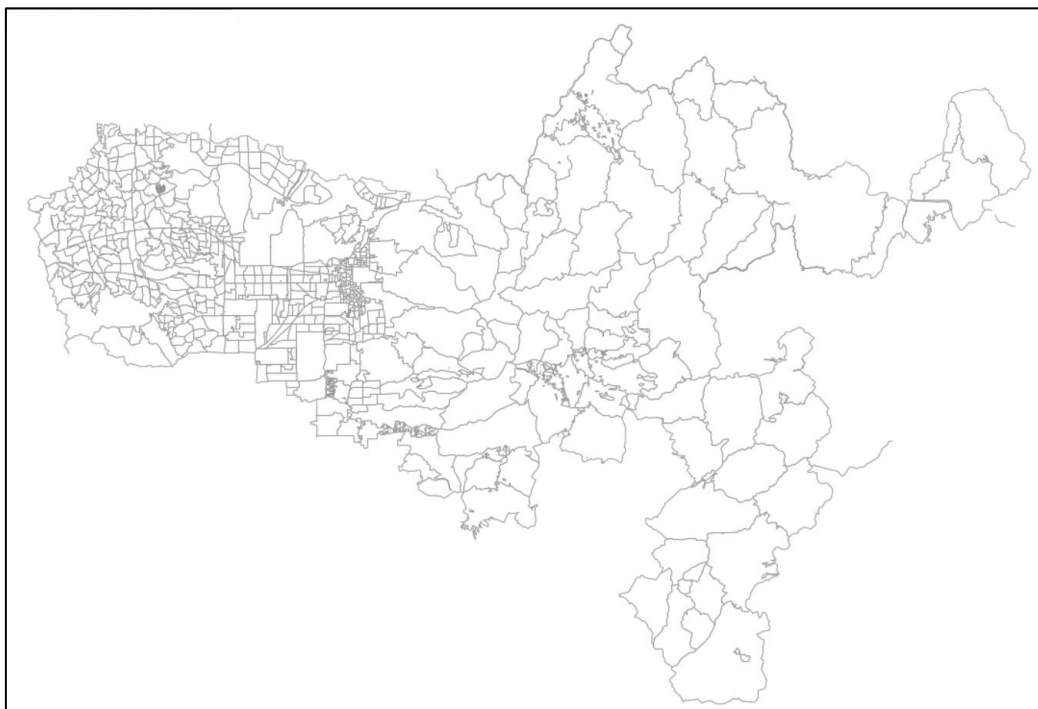
市は、奈良盆地の北辺及び大和高原の北西の一部を占めており、佐保川、率川及び岩井川によって舌状になった台地の平坦部に旧市街地が広がり、その南に鹿野園台地と今市台地が連なっている。北方は佐保と佐紀の丘陵が京都府に接し、西方は西の京丘陵と矢田丘陵が生駒山地に続き、南は低平に開けて盆地に続いている。

【市の位置、面積等の概要】

東端東経	136° 04′	月ヶ瀬石打
西端東経	135° 42′	二名六丁目
南端北緯	34° 33′	都祁吐山町
北端北緯	34° 45′	広岡町
最高地	貝ヶ平山 海拔 822.0m、都祁吐山町	
最低地	池田町 海拔 56.4m	
東西方向の距離	33.51km	
南北方向の距離	22.22km	
面積	276.94 km ²	

(出典：奈良市地域防災計画)

【市の地形図】



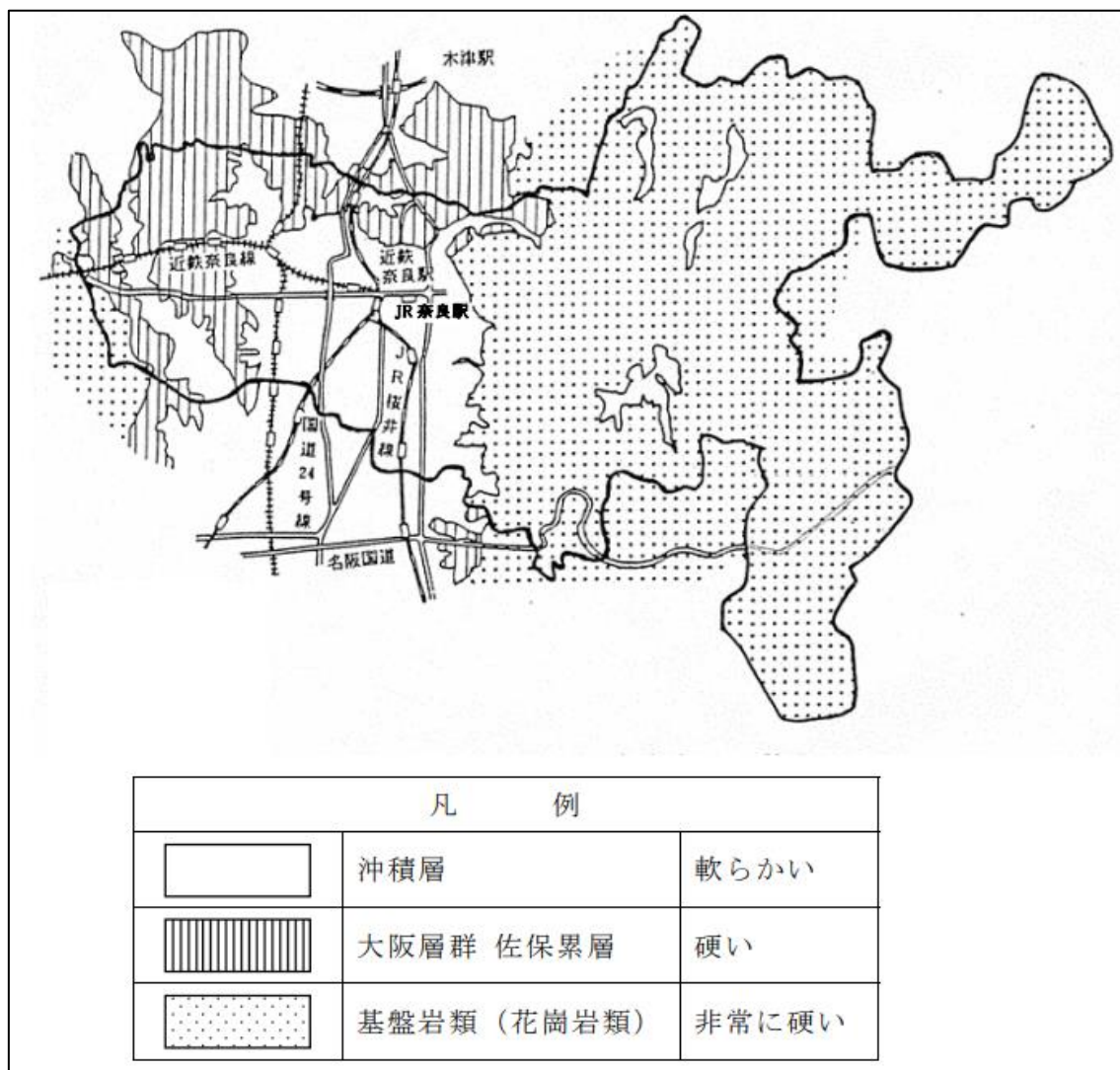
※平成 20 年 5 月奈良市都市計画課が作成

(出典：奈良市地図情報公開サイト)

(2) 地質

地震の被害は、地質の硬い地域より軟らかい地域の方が大きいとされていること、また、木造建築の分布状況その他からみて、市においては中央市街地一帯が地震に対して最も警戒を要する地域であると考えられる。

【市の地質略図】

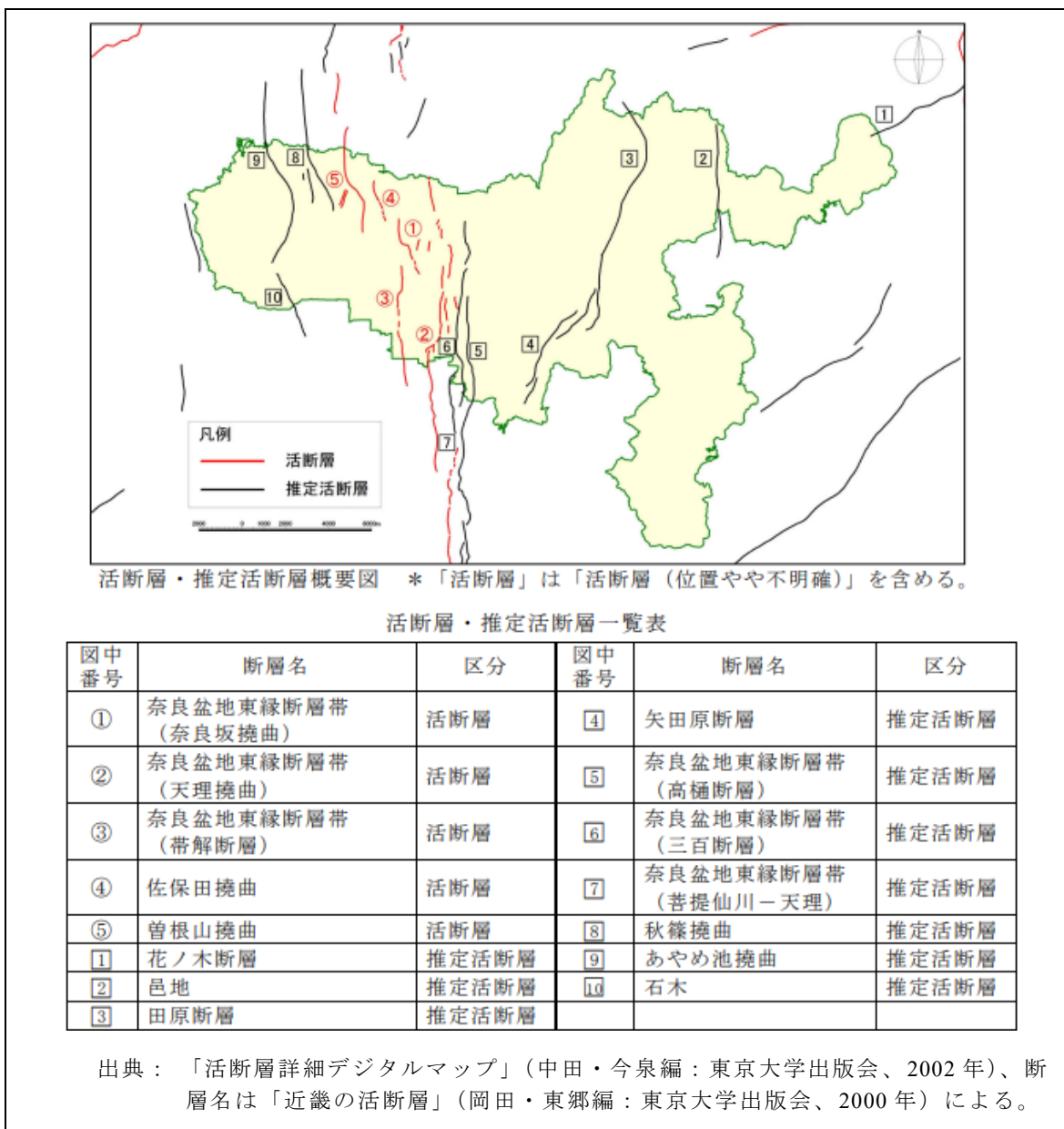


(出典：奈良市地域防災計画)

(3) 活断層

市付近には、「活断層詳細デジタルマップ」(中田・今泉編：東京大学出版会、2002年)によると、次に示すような活断層及び推定活断層がある。これらの活断層及び推定活断層については、「活断層」を「最近数十万年間に概ね千年から数万年の間隔で繰り返し活動し、その痕跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層」と定義し、活断層の認定に当たっては、後期更新世以降(最近の数十万年間)の断層変位地形を特に重視して、地表での変位地形の存在の確からしさを基に「活断層」と「推定活断層」に区分されている。

【市内の活断層】



（出典：奈良市地域防災計画）

（4）気象

市は奈良盆地の北部一帯に広がり、地形的に見ても盆地がもつ内陸性の気候を現している。このため、年間を通じて寒暖の差が大きいが、総じて温和な気候である。奈良地方気象台による過去30年間の平年値で見ると、平均気温は15.2℃、年間降水量は1,365.1mm、平均風速は1.5m/sで、最深積雪は3cmである。

【市の気象（平成3年～令和2年）の平年値】

区分	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	平均風速 (m/s)	最深積雪 (cm)
年	1,365.1	15.2	1.5	3
1月	52.4	4.2	1.7	1
2月	63.1	4.7	1.7	3
3月	105.1	8.0	1.8	0
4月	98.9	13.5	1.7	-
5月	138.5	18.5	1.5	-
6月	184.1	22.2	1.4	-
7月	173.5	26.2	1.4	-
8月	127.9	27.3	1.5	-
9月	159.0	23.2	1.4	-
10月	134.7	17.2	1.3	-
11月	71.2	11.4	1.2	-
12月	56.8	6.4	1.5	0

出典：気象庁ホームページ（過去の気象データ検索－平年値）

（出典：奈良市地域防災計画）

台風による災害は伊勢湾台風（昭和34年9月26日）のように市の東寄りのコースをとると、南部山岳地帯はもちろん、奈良盆地を含めた北部でもかなりの雨が降り、各小河川は氾濫するおそれがある。一方、室戸台風、第2室戸台風のように台風が市の西寄りのコースをとって大阪湾に入ると、水害よりも風による被害の方が大きくなるおそれがある。

2 市の社会的条件

（1）人口

市の人口等は次のとおりである。

【市の人口等の状況（令和4年1月1日現在）】

人口総数	353,158 人
男	165,318 人
女	187,840 人
幼年人口（0～4歳）	11,388 人
老年人口（65歳以上）	111,716 人
世帯数	165,784 世帯
人口密度	1,275.2 人／km ²

（出典：奈良市地域防災計画）

市の人口は西側に偏っており、西日本旅客鉄道（以下「JR 西日本」という。）の奈良駅付近や近畿日本鉄道（以下「近鉄」という。）の富雄駅付近の1㎢当たりの人口が1万人を超え、その周辺も5,000人を超える。一方、東部の山間部は人口密度が低く、1㎢当たりの人口が100人以下の地域が連続する。

（2）交通網

道路網は、市と大阪都心部を結ぶ第二阪奈道路、大阪及び名古屋方面を結ぶ名阪国道を中心に、国道24号により京都方面及び奈良県南部と連絡している。また、市内は未開通であるが、京奈和自動車道によって京都方面と和歌山方面も連結している。

鉄道網は、JR 西日本及び近鉄の奈良駅を中心に、市西部の縦横に広がっている。このうち、近鉄けいはんな線は平成18年に開通し、市西北部と大阪・東大阪方面と連絡し、さらに近鉄奈良線が平成21年3月に阪神電気鉄道との相互直通運転を開始し、これにより市は神戸方面と直結している。今後、令和19年にはリニア中央新幹線の大阪延伸が計画されており、中間駅の設置場所は確定していないが、市の交通網に大きな影響を与えることが予想される。

（3）土地利用変遷

中央市街地に隣接する地域は、小規模な住宅地の開発や事業所の立地など農地の宅地化が進み、市街地が拡大した結果、雨水の浸透力、保水力が減衰し、内水・外水氾濫などが起こりやすくなっている。

西北部地域は昭和25年頃の近鉄学園前駅付近の住宅地開発を契機に、市域の市街化が進行し、豪雨時などの丘陵地における宅地化による人工斜面の崩壊、谷底や谷部の埋立地での水害、盆地の盛土地の内水・外水氾濫などが起こりやすい地域が多い。

（4）文化財

市には、ユネスコの世界遺産「古都奈良の文化財」、無形文化遺産「題目立」、国・県・市の指定文化財970件、登録有形文化財118件（ともに令和4年6月29日時点）などがあり、質・量ともに全国有数の文化財を保有している。

（5）観光

市は、世界遺産をはじめとして、歴史・文化の豊富な観光資源を有していることから、新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の拡大で減少したものの、拡大前は年間約1,400万人～1,700万人の観光客が国内外から訪れていた。

【市の観光入込客数】

単位：万人

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
観光客数	1,631.4	1,702.5	1,741.1	724.2	734.9

(出典：奈良市観光入込客数調査報告)

3 想定される災害

(1) 風水害

① 台風

気象庁が発表している昭和 25 年から令和 4 年までの台風の上陸（台風の中心が北海道、本州、四国、九州の海岸線に達した場合を上陸という。）数について、奈良県の隣県である和歌山県が上位 3 位となっていることから、市においても台風の被害は決して少なくないと考えられる。

【都道府県別の台風の上陸数の上位 5 都道府県】

順位	都道府県	上陸数
1	鹿児島県	43
2	高知県	26
3	和歌山県	24
4	静岡県	22
5	長崎県	18

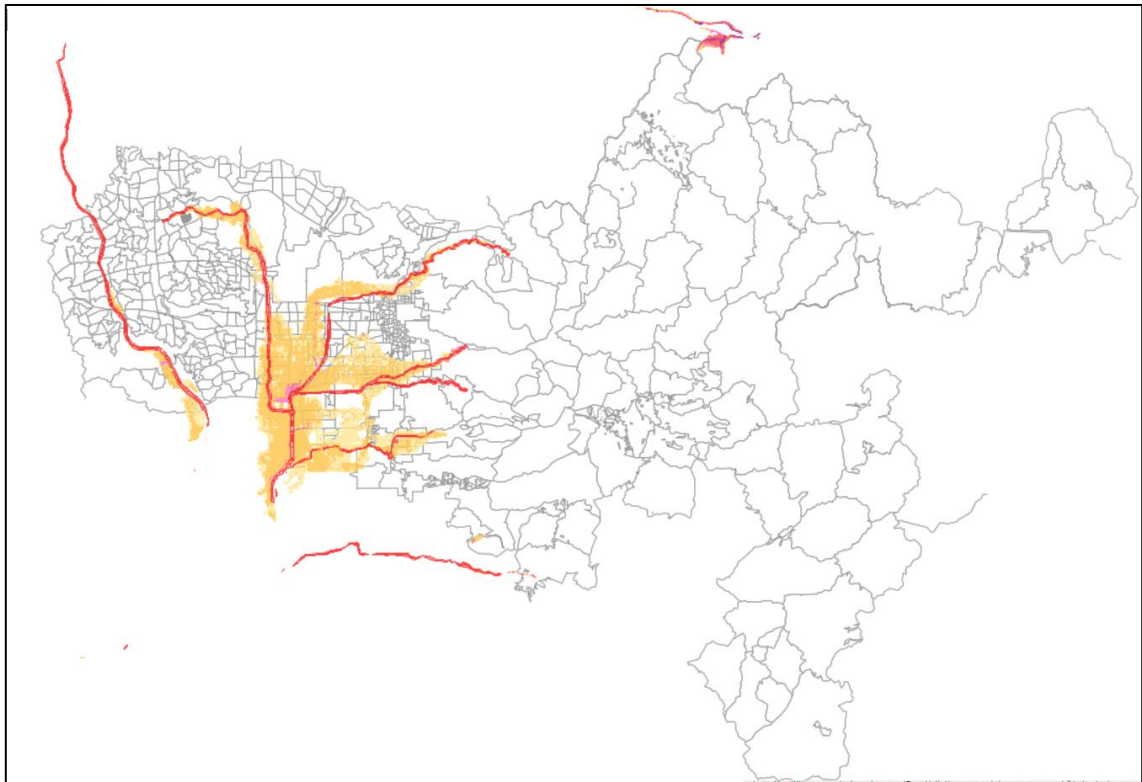
(出典：気象庁ホームページ)

実際、市においては、昭和 36 年 9 月 16 日の第 2 室戸台風により死傷者 14 名（うち、死亡者 2 名）の被害が、平成 10 年 9 月 22 日の台風 7 号により負傷者 16 名の被害が発生している。

② 集中豪雨による水害

大雨による河川、排水路等の氾濫による浸水被害が想定される。氾濫した場合に地域に対する影響が大きい国管理河川の佐保川及び木津川、奈良県管理河川の富雄川、佐保川、秋篠川、地蔵院川、岩井川、能登川及び高瀬川については、洪水浸水想定区域が国、奈良県により指定・公表されている。これらについて、市では、ハザードマップにより、市民に対して注意喚起をしている。

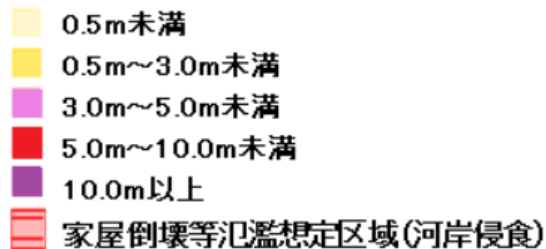
【市が公表している洪水浸水想定区域】



※平成 20 年 5 月奈良市都市計画課が作成

(出典：奈良市地図情報公開サイト)

※洪水浸水想定区域



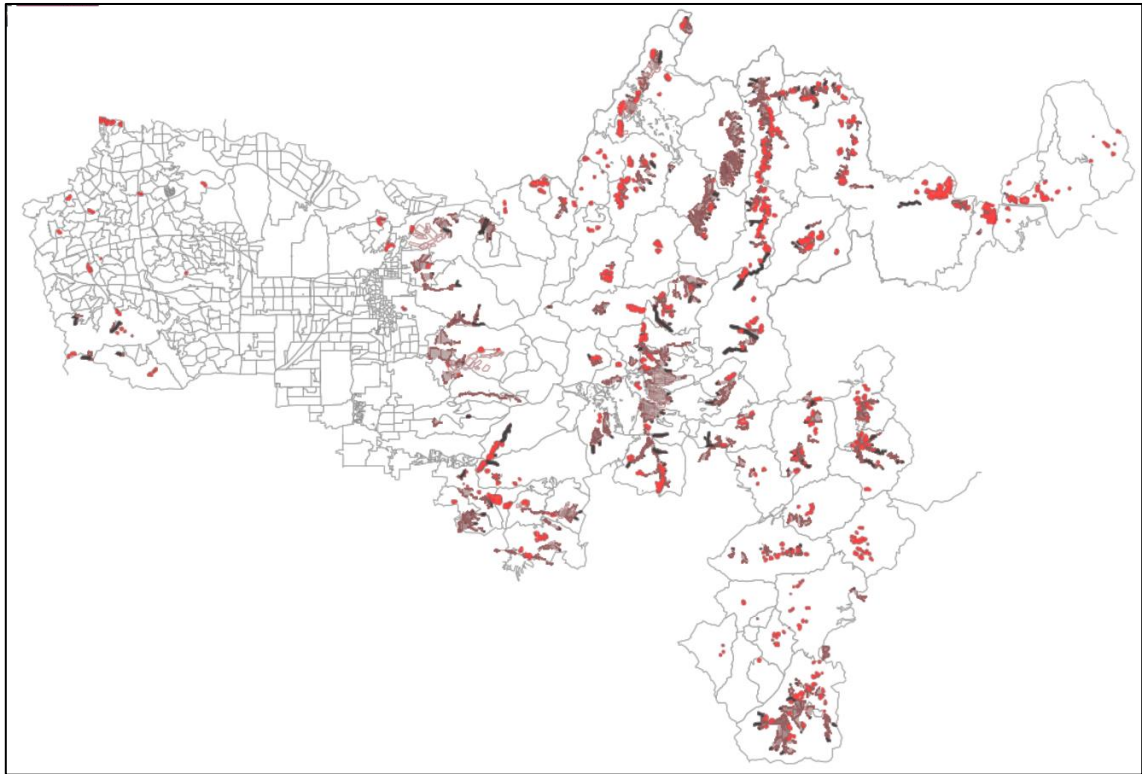
③ 土砂災害

大雨による土石流、がけ崩れ、地すべりによる土砂被害が想定される。

土砂災害の発生源である土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）等については、土砂災害が発生した場合に土砂被害を受ける範囲を想定した土砂災害（特別）警戒区域が奈良県により指定されている。






また、同様に土砂災害の発生源である山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区）についても土砂被害を受ける範囲を把握しておく必要がある。

【市が公表している土砂災害警戒区域等】



※平成 20 年 5 月奈良市都市計画課が作成

(出典：奈良市地図情報公開サイト)

- ※土砂災害警戒区域・特別警戒区域
-  急傾斜地の崩壊_警戒区域(Y)
 -  急傾斜地の崩壊_特別警戒区域(R)
 -  土石流_警戒区域(Y)
 -  土石流_特別警戒区域(R)
 -  地すべり_警戒区域(Y)

(2) 地震災害

① これまでの地震災害

市では、昭和以降に 7 回の大きな地震被害にあっている。近年では、平成 7 年 1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）により、2 名の負傷者が発生している。

【昭和以降の市における地震による被害】

年月日 (名称・震源地)	被害地域 〔地震状況〕	規模 (M)	被害状況	
			県	市
昭和 2.3.7 (1927年) (北丹後) 丹後の北方 峰山町・網野町	県北部 〔最初は強震として感じ 八木で地震計のペンが飛 んだ 18 時 28 分発震〕	7.3	程度は軽微であっ たが亀裂、倒壊現 象があった。	石灯籠倒壊 60、 その他けが人多数
昭和 11.2.21 (1936年) (河内大和) (二上山南部)	奈良盆地 〔八木で強震(震度 5) を観測、震源の深さ約 10km、強震区域は奈良盆 地一円、地鳴が 24 日ま で続く、余震本震合わせ て 102 回〕	6.4	死者 1、 負傷者 7、 建物倒壊 37、 家屋の損傷 1,185、 道路亀裂 66、 その他器物の転倒、 石灯籠の倒壊	家屋倒壊 3、 石灯籠倒壊 5、 家屋等一部倒壊 5
昭和 19.12.7 (1944年) (東南海) (熊野灘)	県全域 〔八木で強震(震度 5) を観測〕	7.9	死者 3、 負傷者 21、 家屋の全壊 333、 半壊 331	
昭和 21.12.21 (1946年) (南海道) 潮岬の南南西沖	県全域 〔橿原で強震(震度 5) を観測震源地まで 162km、余震 5 回あり〕	8	負傷者 13、 家屋倒壊 144、 家屋半壊 76、 その他墓石、石灯 籠、倒壊相当数に 及ぶ。	全壊家屋 7、 半壊 34、 石灯籠倒壊 300
昭和 27.7.18 (1952年) (吉野) (紀ノ川上流)	県全域 〔橿原で中震(震度 4) を観測、水平動が激しく 継続時間も長かった。〕	6.7	死者 3、 負傷者 6、 家屋倒壊 11、 道路損壊 4、 電線切断 13、 石灯籠倒壊 709、 家屋大破 19、 震源に近かったわ りに被害は僅少で あった。	土塀、電柱、屋根 瓦等、かなりの被 害、石灯籠倒壊 304
昭和 37.1.4 (1962年) (紀伊水道) (紀伊水道)	県全域 〔13 時 35 分発震奈良で 震度 3 を観測〕	6.4	国道 168 号線沿線 でがけ崩れあり、 電話不通	
平成 7.1.17 (1995年) (兵庫県南部) (淡路島)	県全域 〔超近代過密都市を襲っ た直下型地震で、神戸市 を中心とした阪神地域及 び淡路島北部に震度 7 の 激震地が指定された。奈 良の震度 4〕	7.3	負傷者 12、 建物の一部損壊 15 等比較的軽微であ った。	負傷者 2、 住家一部破損 62、 非住家一部破損 8 (平成 8 年 3 月ま でに申告のあった 被害を含んでいる。)

(出典：奈良市地域防災計画)

② 被害推計

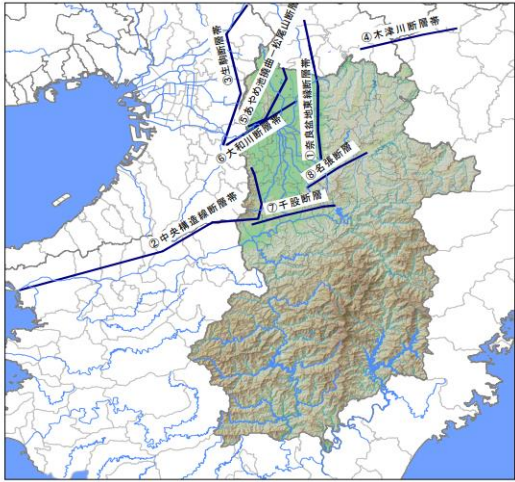
奈良県が平成 16 年 10 月に公表した「第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書」では、活断層により発生する内陸型地震（8 断層）と、南海トラフ等により発生するプレート間地震（海溝型地震）が想定されている。

ア 内陸型地震（8 断層）

被害想定調査では次の 8 つの起震断層が設定されており、震源の深さは 10km とされている。

【奈良県で想定される内陸型地震の規模】

対象地震	断層の長さ (km)	想定マグニチュード
① 奈良盆地東縁断層帯	35*1	7.5
② 中央構造線断層帯*2	74	8.0
③ 生駒断層帯	38	7.5
④ 木津川断層帯	31	7.3
⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	20	7.0
⑥ 大和川断層帯	22	7.1
⑦ 千股断層	22	7.1
⑧ 名張断層	18	6.9



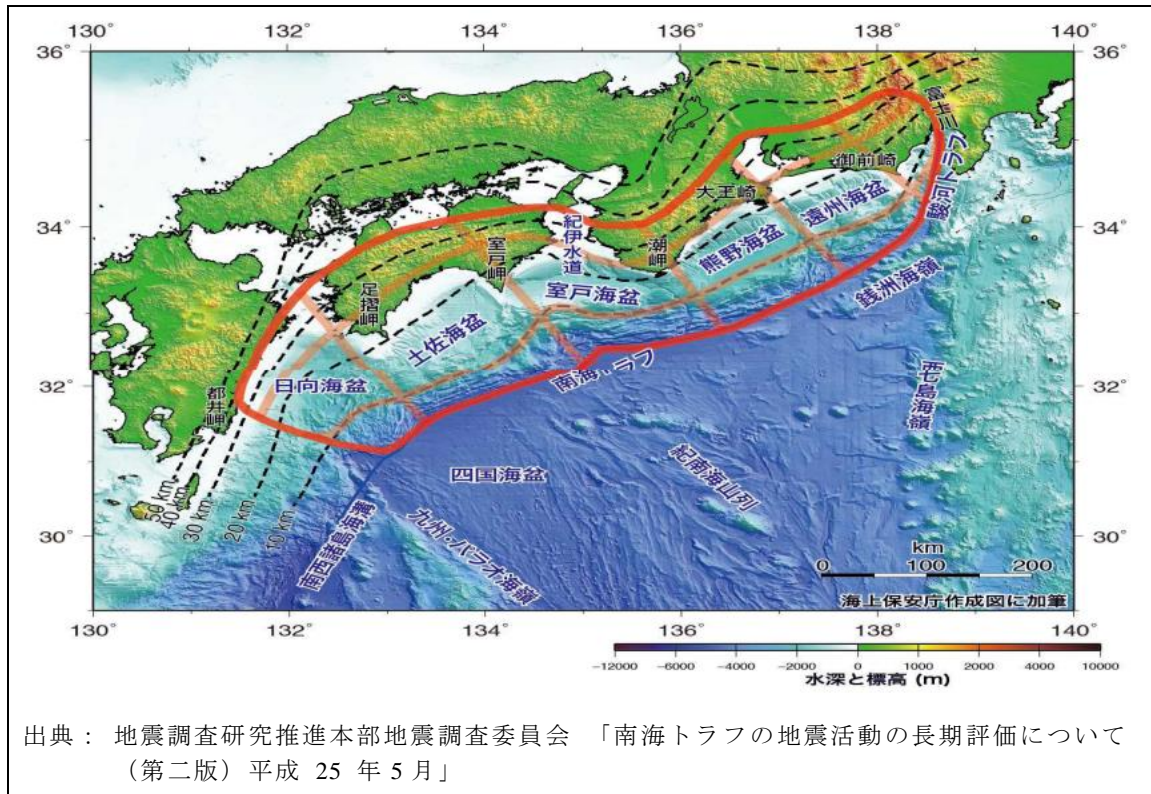
出典：第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書

(出典：奈良市地域防災計画)

イ 海溝型地震

県に影響を及ぼすのは、南海トラフである。南海トラフにおいて大地震が発生すると、九州から関東の広範囲にわたり、大きな被害が懸念される。

【南海トラフの位置と地形】



(出典：奈良市地域防災計画)

ウ 市の被害想定

上述のうち、市において大きな被害が想定される地震は、次のとおりである。

	奈良盆地 東縁断層帯	中央構造線 断層帯	生駒断層帯	東南海・南海 地震同時発生 (南海トラフ 地震)
最大震度	7	6 強	6 強	5 強
死者 (人)	1,159	497	848	0
負傷者 (人)	4,536	5,589	4,001	32
住家全壊 (棟)	29,670	12,497	21,675	72
住家半壊 (棟)	17,705	18,087	18,910	71
炎上出火 (件)	328	151	226	0
断水 (世帯)	134,973	85,794	133,445	8,098
停電 (世帯)	136,049	135,621	135,646	1,800
都市ガス 供給障害 (世帯)	102,278	102,278	102,278	469

注 地震発生から 1 週間後の数値 (旧月ヶ瀬村、都祁村地域含む。)

出典：第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書 (概要版) (市町村別被害想定結果)

(出典：奈良市地域防災計画)

4 市の防災に対する取組

(1) 災害対策基本法

昭和 34 年 9 月に発生した伊勢湾台風（昭和 34 年台風第 15 号）による死者・行方不明者の数は 5,000 人を超え、当時は戦後最大の災害と言われ、明治以降の日本における台風の災害史上最悪の惨事となった。災害被害を少しでも抑えるために防災意識が高まり、計画的に国民の命を守ることを目的として、昭和 36 年に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）が制定された。以降、順次見直しが行われており、直近では令和 4 年 6 月に改正されている。

この災害対策基本法では、それぞれの責務を次のとおり規定している。

- 国の責務 : 災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画の作成や、防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整等を行う。
- 都道府県の責務 : 都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。
- 市町村の責務 : 市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。市町村長は、これらの責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 住民等の責務 : 防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

当該法律で規定された責務を果たすために、様々な計画の策定や連携が図られている。

(2) 防災基本計画

内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成される中央防災会議にて、防災基本計画が策定される。この計画に基づき、地方公共団体は「地域防災計画」を策定する。防災基本計画では、災害対策の時間的順序に沿って、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について規定し、また、それぞれの災害について、国、地方公共団体、住民等、各主体の責務を明確にするとともに、それぞれが行うべき対策を具体的に規定している。当計画では、次の災害が対象とされている。

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 自然災害 | ✓ 地震災害対策 | |
| | ✓ 津波災害対策 | |
| | ✓ 風水害対策 | |
| | ✓ 火山災害対策 | |
| | ✓ 雪害対策 | |
| 事故災害 | ✓ 海上災害対策 | ✓ 危険物等災害対策 |
| | ✓ 航空災害対策 | ✓ 大規模な火事災害対策 |
| | ✓ 鉄道災害対策 | ✓ 林野火災対策 |
| | ✓ 道路災害対策 | ✓ その他の災害に共通する対策 |
| | ✓ 原子力災害対策 | |

(3) 奈良県地域防災計画

防災基本計画に従い、奈良県地域防災計画が策定されている。当計画は、昭和 38 年 6 月に策定され、直近では令和 4 年 2 月に修正されている。水害・土砂災害等編と地震編の 2 部構成となっており、次の項目を設定している。

【奈良県地域防災計画の内容】

章	内容
水害・土砂災害等編	
第 1 章 総則	目的、防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱、奈良県の自然的・社会的条件、奈良県の過去の災害
第 2 章 災害予防計画	【災害予防計画】（共通項目） 住民避難、県民等の防災活動の促進、災害に強いまちづくり、災害応急対策及び復旧への備え 【災害予防計画】（個別項目） 風水害予防計画、地盤災害予防計画、火災関係予防計画、原子力災害予防計画、鉄道災害予防計画
第 3 章 災害応急対策計画	【災害応急対策計画】（共通項目） 住民避難、発災時の対応、救助・医療活動計画、緊急輸送計画、物資供給計画、保健・衛生計画、支援受入計画、教育施設等計画 【災害応急対策計画】（個別項目） 風水害応急対策計画、地盤災害応急対策計画、火災関係応急対策計画、原子力災害応急対策計画、鉄道災害応急対策計画
第 4 章 災害復旧・復興計画	公共施設の災害復旧、被災者の生活の確保、被災中小企業の振興、農林漁業者への融資、義援金の受入れ・配分等に関する計画、激甚災害の指定に関する計画、災害復旧・復興計画
地震編	
第 1 章 総則	目的、防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱、奈良県の地勢と過去の地震、地震被害想定
第 2 章 災害予防計画	住民避難、県民等の防災活動の促進、災害に強いまちづくり、災害応急対策及び復旧への備え
第 3 章 災害応急対策計画	住民避難、発災時の対応、救助・医療活動計画、緊急輸送計画、物資供給計画、保健・衛生計画、支援受入計画、教育施設等計画
第 4 章 災害復旧・復興計画	公共施設の災害復旧、被災者の生活の確保、被災中小企業の振興、農林漁業者への融資、義援金の受入れ・配分等に関する計画、激甚災害の指定に関する計画、災害復旧・復興計画
第 5 章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画	総則、予防計画、応急対策計画、広域災害計画

(出典：奈良県地域防災計画)

当計画において、市町村で実施すべき事務又は業務は次のとおり規定されている。

【市町村が処置すべき事務又は業務の大綱】

項目	内容
災害予防	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 都市の防災構造の強化 12. 水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境の整備 15. 要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備
災害応急対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 要配慮者の福祉的処遇 10. 避難の指示 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食料、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策

項目	内容
	15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の捜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援
災害復旧・復興	1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び市町村地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

(出典：奈良県地域防災計画)

当計画は、奈良県防災会議（災害対策基本法第 14 条の規定に基づき設置）で作成される。防災会議の会長及び委員は、災害対策基本法第 15 条に基づき、次のメンバーで構成されている。

- ・会長 : 奈良県知事
- ・1号委員 : 奈良県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- ・2号委員 : 奈良県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- ・3号委員 : 奈良県の教育委員会の教育長
- ・4号委員 : 奈良県警察本部長
- ・5号委員 : 奈良県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
- ・6号委員 : 奈良県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから奈良県知事が任命する者
- ・7号委員 : 奈良県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから奈良県知事が任命する者
- ・8号委員 : 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから奈良県知事が任命する者

(4) 奈良市地域防災計画

市は、災害対策基本法、奈良市防災会議条例（昭和 38 年奈良市条例第 17 号）に基づき、奈良市地域防災計画を作成している。当計画は、昭和 39 年 5 月に作成され、全国での大きな災害の発生等を契機に修正を続けている。平成以降は次のような修正を行っている。

【奈良市地域防災計画の平成以降の修正内容】

修正日	修正内容
平成3年度	防災アセスメントを実施
平成4年度	地区別防災カルテ作成
平成6年度	災害予防計画・災害応急対策計画の整備のため全部修正
平成9年度	阪神・淡路大震災を教訓に地震被害想定調査を実施。防災関係機関との協議のうえ全部修正を行う
平成15年度	奈良県内全市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受ける
平成16年度	第3章「東南海・南海地震防災対策推進計画」を追加
平成22年度	「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」に基づく被害想定の変更等のため全部修正
平成26年度	災害対策基本法の改正に伴い、大幅な修正
令和元年度	警戒レベルに応じた防災体制の見直し
令和2年度	新型コロナウイルス等の感染症対策の強化

(出典：奈良市ホームページ)

① 奈良市地域防災計画の内容

奈良市地域防災計画では、想定する災害を風水害（台風、集中豪雨等による水害、土砂災害）、地震災害（内陸型地震、海溝型地震（南海トラフ巨大地震））、その他の災害（市街地等における大規模火災及び林野火災、危険物の爆発、航空機・鉄道等の災害等）と定義し、それらの災害の予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動を円滑に実施し、防災の万全を期すことを目的としている。奈良市地域防災計画の内容は次のとおりである。

【奈良市地域防災計画の内容】

章	内容
第1章 総則	第1節 総則
	第2節 地域の条件
	第3節 災害の想定
	第4節 防災ビジョン
	第5節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱
	第6節 市民・事業所の基本的責務
	第7節 財政措置
	第8節 奈良県地震防災緊急事業五箇年計画
第2章 災害予防計画	第1節 災害軽減のための計画
	第2節 災害に強いまちづくり計画

章	内容
	第3節 災害に強い市民づくり計画
	第4節 災害抑止のための計画
	第5節 ライフラインに関する計画
	第6節 調査・研究計画
第3章 風水害等災害 応急対策計画	第1節 応急対策のための体制整備
	第2節 被害状況に応じた応急救助の適用計画
	第3節 応援協力の確保に関する計画
	第4節 情報収集・通信等に関する計画
	第5節 災害時の現場活動に関する計画
	第6節 避難救助等に関する計画
	第7節 民生安定等に関する計画
	第8節 環境衛生に関する計画
	第9節 ライフラインに関する計画
	第10節 危険物等災害に関する計画
	第11節 突発重大事故災害に関する計画
第4章 地震災害応急 対策計画	第1節 震災時の応急対策のための体制整備
	第2節 応援協力の確保に関する計画
	第3節 震災時の情報収集・通信等に関する計画
	第4節 震災時の現場活動に関する計画
	第5節 震災時の避難救助等に関する計画
	第6節 震災時の民生安定等に関する計画
	第7節 環境衛生に関する計画
	第8節 通信・電力・ガス施設応急対策計画
第5章 災害復旧・ 復興計画	第1節 公共施設の災害復旧
	第2節 災害復旧に伴う財政援助の確保
	第3節 民間施設等の災害復興資金対策
	第4節 民生安定計画
	第5節 災害復旧・復興計画の策定
	第6節 特定大規模災害発生時の復興計画
第6章 南海トラフ 地震防災対策 推進計画	第1節 総則
	第2節 関係者との連携協力の確保
	第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
	第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等
	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
	第6節 防災訓練計画
	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

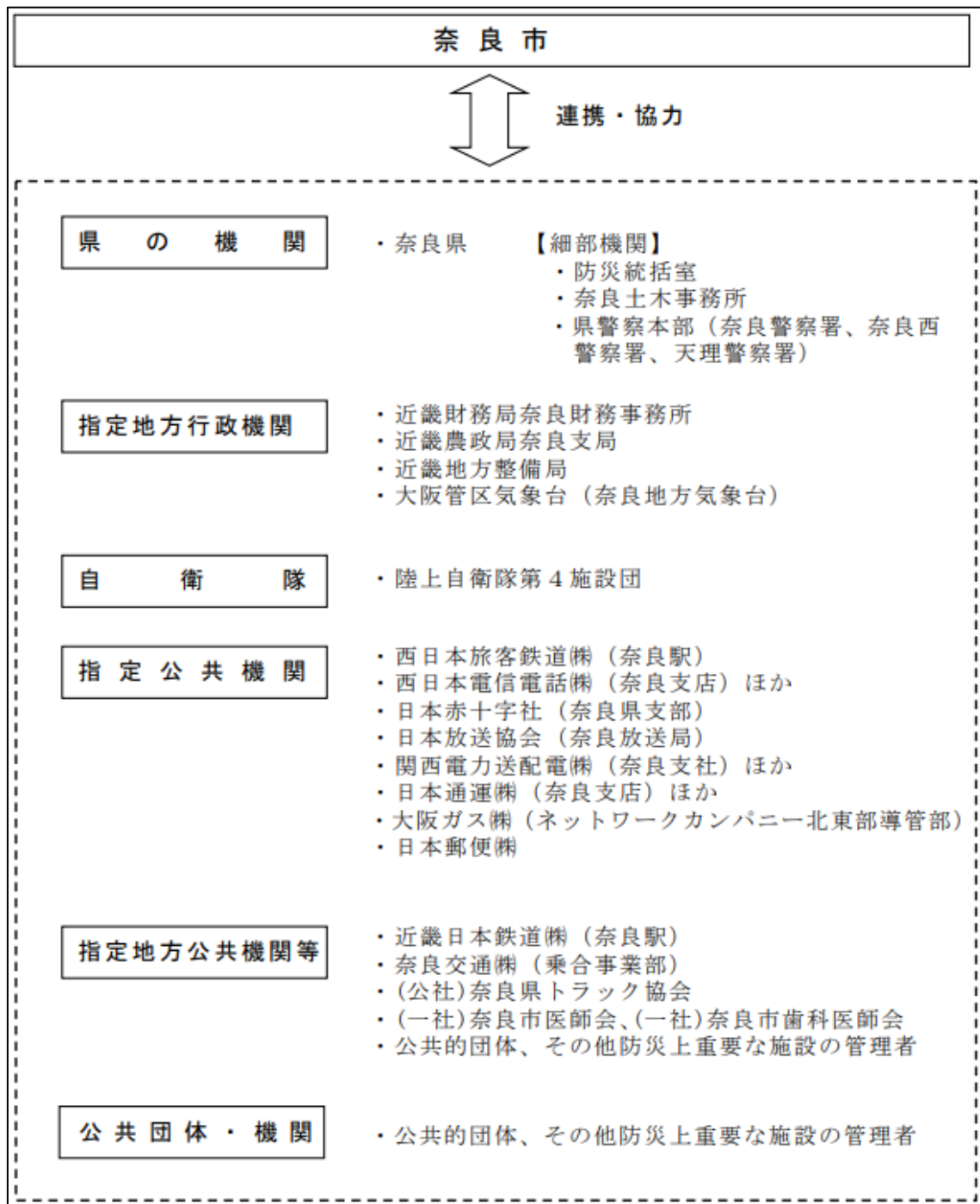
章	内容
第7章 水防計画	第1節 総則
	第2節 水防の責任
	第3節 水防体制
	第4節 気象状況とその措置
	第5節 水防警報及び氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）
	第6節 ダム、ため池、調整池、井堰等の操作
	第7節 水防用設備、資材、器具
	第8節 輸送
	第9節 水防警戒体制と出動
	第10節 水防信号
	第11節 決壊の通報並びに決壊後の処置
	第12節 避難のための立退き
	第13節 費用負担と公用負担
	第14節 優先通行の標識と水防職員証明書
	第15節 水防解除
	第16節 水防記録と水防報告
	第17節 応援の要請等
	第18節 非常通報
	第19節 水防訓練

（出典：奈良市地域防災計画）

第1章 総則

市の自然的・社会的条件、災害の想定、防災ビジョン、防災関係機関の業務大綱など計画の基本となる事項を示している。まず、「第2節 地域の条件 第1項 自然的条件、第2項 社会的条件」に記載しているような様々な条件を基に「第3節 災害の想定」に記載しているような市で想定される災害を定義づけている。そして、これらの想定される災害の被害を最小限とするべき、防災対策の基本方針を定め、関係団体との連携・協力等も定めている。

【防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱】



（出典：奈良市地域防災計画）

第2章 災害予防計画

風水害等や地震による災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置（平常時に行っておくべき措置）についての計画を定めている。

第3章 風水害等災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置（災害時に行う措置）について基本的な計画を定めている。

第4章 地震災害応急対策計画

地震災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置（災害時に行う措置）について特に必要な計画を定めている。

第5章 災害復旧・復興計画

風水害、地震災害等が発生した後の災害復旧・復興の実施について基本的な計画を定めている。

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等について基本的な計画を定めている。

第7章 水防計画

洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、市内各河川、溜池に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門、井堰の操作、水防のための水防団体並びに水防に必要な資材器具及び設備と運用について実施の大綱を定めている。

② 奈良市防災会議

奈良市防災会議は、奈良市防災会議条例に基づき、奈良市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する組織である。昭和38年7月16日に設置され、委員数は35名、任期は2年である。奈良市防災会議条例第3条に基づき、会長、委員は次の者が務めることとなっている。

- ・会長 : 奈良市長
- ・1号委員 : 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- ・2号委員 : 奈良県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- ・3号委員 : 奈良県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- ・4号委員 : 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- ・5号委員 : 教育長
- ・6号委員 : 消防長及び消防団長
- ・7号委員 : 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

- ・ 8号委員： 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- ・ 9号委員： 前各号のほか市長が特に必要と認めて任命する者

当会議は、3年程度の期間を空けて不定期で開催されている。直近では令和4年11月25日に開催され、市の防災・減災への取組などの現状報告や、奈良市地域防災計画の修正大綱の意見聴取を行い、承認している。

第3 包括外部監査の結果及び意見

1 結果及び意見の概要

(1) 調査対象とした事業の概要

奈良市地域防災計画の所轄部署でもある危機管理課が実施する事業及び実際に災害が発生した際に現場で活動する消防局が実施する事業並びにその他の部署が実施する「防災」に関連すると考えられる事業を対象とした。その他の部署が実施する事業については、令和3年度の歳出予算説明調書(令和2年度の繰越を含む。)において、「防災」、「災害」、「震災」というワードが事業目的等に記載されている小事業を抽出し、さらに予算額が20,000千円以上かつ防災との関連がより強い小事業を対象とした。なお、令和2年度に「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」をテーマとして同事業を所轄する企業局の業務を対象に包括外部監査を実施し、防災も含めて監査を実施しているため、企業局の業務は対象外とする。

危機管理課及び消防局が実施する事業並びにその他の部署が実施する「防災」に関連する事業は、次のとおりである。

所管課	小事業名	当初予算額 (千円)	監査 対象
危機管理課	自主防災防犯組織活動交付金経費	21,715	○
	防災会議経費	150	○
	地域防災計画経費	473	○
	防災対策事務経費	15,356	○
	防災関連システム移設経費	5,375	○
	災害用物資備蓄経費	7,853	○
	移動系防災行政無線管理経費	21,935	○
	同報系防災行政無線管理経費	17,401	○
	防災情報ステーション管理経費	5,832	○
	緊急告知ラジオ放送設備管理等経費	2,248	○
	視覚障害者への緊急告知ラジオ配付経費	6,000	○
	宿泊施設避難利用支援経費	1,200	○
	避難所開設運営委任経費	990	○
	防災訓練経費	553	○
	被災地支援対策経費	2,418	○
防災行政無線通信設備整備事業(繰越)	300,000	○	
消防局 － 消防総務課	常備消防事務経費	14,446	○
	消防防災ヘリコプター運航連絡協議会 経費	11,550	○
	教育訓練事業	9,287	○

所管課	小事業名	当初予算額 (千円)	監査 対象
	消防職員貸与被服経費	27,420	○
	消防庁舎管理経費	45,655	○
	防災センター運営管理経費	31,427	○
	市民防災教育普及啓発事業	100	○
	消防団運営事業	130,945	○
	消防団活性化事業	1,393	○
	消防団員貸与被服経費	4,498	○
	消防操法大会事業	1,965	○
	消防団消防機器管理経費	84	○
	消防施設整備事業	3,600	○
消防局 － 消防課	常備消防事務経費	1,789	○
	教育訓練事業	307	○
	消防機器管理経費	30,175	○
	消防活動事業	22,617	○
	消防団消防機器管理経費	8,224	○
	水防資器材整備事業	106	○
	消防施設維持補修事業	4,770	○
	消防車両整備事業	106,500	○
	小型動力ポンプ整備事業	6,800	○
	消火栓整備事業	9,000	○
	防火水槽整備事業	8,000	○
消防局 － 予防課	常備消防事務経費	2,003	○
	防火啓発推進事業	645	○
	女性防災クラブ活動助成事業	3,937	○
消防局 － 指令課	常備消防事務経費	74	○
	奈良県防災行政通信ネットワーク運営 協議会負担金経費	208	○
	通信機器管理経費	29,277	○
	奈良市・生駒市消防指令センター運営 管理経費	71,079	○
消防局 － 救急課	常備消防事務経費	8,417	○
	消防機器管理経費	990	○
	消防活動事業	32,287	○
	応急手当普及啓発活動事業	659	○

所管課	小事業名	当初予算額 (千円)	監査 対象
総合政策部 － 秘書広報課	ラジオ広報事業	2,805	
	インターネット広報事業	8,380	
総合政策部 － 人事課	安否確認システム経費	1,947	
総合政策部 － 情報政策課	社会保障・税番号制度対応経費	36,937	※
総務部 － 資産管理課	庁舎等維持補修事業	25,000	※
市民部 － 地域づくり 推進課	各地区地域活動推進交付金事業（地域 づくり一括交付金分）	310	
	地域ふれあい会館運営管理経費	897	
	自治振興事務経費	577	
	市民団体助成事業	300	
市民部 － スポーツ 振興課	鴻ノ池陸上競技場等管理経費（高速ネ ットワーク環境構築経費）	3,186	
市民部 － 共生社会 推進課	環境改善施設管理経費	180	
市民部 － 月ヶ瀬行政 センター － 地域振興課	課事務経費	273	
市民部 － 月ヶ瀬行政 センター － 総務住民課	月ヶ瀬行政センター管理経費	7,862	
市民部 － 北部出張所	北部会館管理経費	27,124	※
福祉部 － 福祉政策課	民生委員事務経費	12,789	
子ども未来部 － 子ども育成 課	児童館運営管理経費	225	
健康医療部 － 医療政策課	保健衛生施設整備事業	27,900	※

所管課	小事業名	当初予算額 (千円)	監査 対象
健康医療部 － 保健所 － 保健・環境 検査課	水質検査事業	1,018	
環境部 － リサイクル 推進課	再生資源収集車両等管理経費	13,886	
環境部 － 収集課	ごみ収集車両整備事業	7,500	
環境部 － まち美化推 進課	ごみ収集車両整備事業	15,000	
	清美車両整備事業	7,500	
環境部 － 土地改良清 美事務所	防災・環境保全対策委員会経費	1,037	
観光経済部 － 観光戦略課	デジタルサイネージ運営事業	403	
観光経済部 － 農政課	林業施設維持補修事業	1,551	
都市整備部 － 都市政策課	立地適正化計画策定事業	4,000	
都市整備部 － 公園緑地課	公園管理経費	199,215	※
	公園維持補修経費	21,010	※
	公園整備単独事業	50,500	※
都市整備部 － 開発指導課	宅地造成許可事務経費	131	
都市整備部 － 建築指導課	耐震改修促進事業	9,621	
	建築物土砂災害対策改修促進事業	772	
	融資住宅審査受託経費	42	
都市整備部 － 住宅課	空家等対策事業	8,241	
	公営住宅整備事業	79,300	※
建設部 － 道路インフ ラ保全課	橋梁耐震補強事業	437,000	○
建設部 － 道路建設課	道路災害復旧単独事業	16,000	

所管課	小事業名	当初予算額 (千円)	監査 対象
建設部 － 道路維持課	街路灯管理経費	85,000	○
建設部 － 河川耕地課	農業用ため池防災安全対策事業	10,000	
	普通河川改修事業	109,000	○
	農地災害復旧事業	16,000	
	農業用施設災害復旧事業	16,000	
教育委員会 － 教育委員会 事務局 － 教育部 － 地域教育課	公民館運営管理経費	24,610	○
教育委員会 － 教育委員会 事務局 － 教育部 － 文化財課	指定文化財補助事業	68,000	○

※ 事業費の額が 20,000 千円以上であるが、防災関連以外の支出が大部分を占めるなど、防災との関連が強いとは判断できず、監査対象外とした。

監査の結果、「(2) 結果及び意見の要約」に記載したとおり、複数の結果・意見が発見された。

(2) 結果及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を、「結果」と「意見」に分けて記載している。結果と意見の判断基準については、「第1 外部監査の概要 8 監査報告における「結果」と「意見」の区分」を参照されたい。

頁	区分	担当部署	結果及び意見の内容
52	結果 1	危機管理課	市は交付金の精算又は繰越の可否について規定する必要がある。
52	結果 2	危機管理課	余剰金の積立てを実施している団体についてその残高を把握していないため、特例的に積立てを認める場合は別口座で管理させ、毎年度末残高の報告を求めることにより積立金の使用状況及び残高を把握する必要がある。
53	意見 1	危機管理課	奈良市企業局に対して支出する耐震性貯水槽管理負担金について、企業局からの見積資料に基づいて予算計上を行っているが、その積算内容につ

頁	区分	担当部署	結果及び意見の内容
			いて、危機管理課としての妥当性の検証が十分に行われていない。積算内容の妥当性に関し、危機管理課として、企業局と深度ある協議を行うことが望ましい。
54	意見 2	危機管理課	奈良市役所庁舎耐震化に伴う奈良県防災端末設備移設業務委託について、1社のみから見積書を徴取し、見積書の検討が不十分なまま随意契約を締結している。特に1社のみから見積書を徴取する場合は、見積金額の妥当性について、より一層深度ある検証が望まれる。
54	意見 3	危機管理課	奈良市防災番組「知っところ防災防犯情報」・「奈良市防災防犯インフォメーション」放送委託業務について、業務の効果測定を行うことが望ましい。
57	結果 3	危機管理課	備蓄在庫の管理方法及び実査についてのマニュアルを整備する必要がある。
57	結果 4	危機管理課	在庫を管理するに当たり、棚札により残数及び使用期限を把握し、保管場所を設定し他事業の備品との混在を防ぐ必要がある。
58	結果 5	危機管理課	整備されたマニュアルに基づき、全拠点に対して計画的に在庫数量の実査を実施する必要がある。
58	結果 6	危機管理課	緊急告知ラジオの調達・発送業務に関して、実際の発送数が見積発送数に大幅に満たないにもかかわらず、見積発送数に基づく金額で支払が行われている。過払いが発生しないよう、実際の発送数に基づく単価契約とする、又は実際の発送数に応じて精算する契約とする必要がある。
74	意見 4	消防局 消防総務課	消防局のコピー料金について、業者からの請求額の根拠である使用枚数が正確であるかを確認していないため、請求誤りが発見できる体制となっていない。使用枚数が正確であるか確認することが望まれる。
75	結果 7	消防局 消防総務課	消防職員貸与の被服等について、退職時に全て返納されたのかを確認していないため、網羅的に返納されたのかを確認する必要がある。
75	結果 8	消防局 消防総務課	被服等の貯蔵品について、定期的に実数の確認が実施されていないため、定期的な実査を行う必要がある。
75	意見 5	消防局 消防総務課	消防庁舎の維持管理について、随時の修繕しか実施されていないため、施設の耐用年数等も踏まえた修繕計画を策定することが望ましい。

頁	区分	担当部署	結果及び意見の内容
76	結果 9	消防局 消防総務課	空調設備保守点検委託を随意契約により締結しているが、随意契約の理由が不明瞭である。随意契約を締結するのであれば、理由を明確化する必要がある。
79	意見 6	消防局 消防総務課	防災センターが貸出し用の防災関連の DVD を購入する際、センター内で検討するのみであるため、貸出し利用者にアンケートを実施するなど利用者の希望も踏まえ、購入する DVD の内容を検討することが望まれる。
80	意見 7	消防局 消防総務課	令和 3 年度から防災センターの体験設備を閉鎖し、防災指導車による防災の啓発活動を実施しているが、防災指導車による啓発活動の効果検証を実施していない。啓発活動がより向上するよう、効果検証を実施することが望ましい。
84	意見 8	消防局 消防総務課	消防団員が定員割れとなっているにもかかわらず、効果的な募集方法についての検討が十分でないため、現状の募集方法の効果検証を実施し、より効果的な募集方法を検討することが望ましい。
85	意見 9	消防局 消防総務課	消防団協力事業所表示制度の認定事業者を増やす施策が取られていないため、例えば、認定事業者に対する優遇措置を検討することが望ましい。
88	意見 10	消防局 消防総務課	消防団員の教育・訓練が消防学校への入校による講義の受講が中心となっており、その結果、入校者数が低迷している。より容易に講義を受講できる手段として、e-ラーニングの導入や DVD 教材の利用を検討することが望ましい。
89	意見 11	消防局 消防総務課	消防団活性化事業の活動内容について、効果検証が行われていない。アンケート等を実施することで活動内容を検証し、PDCA サイクルを活用して活動内容の向上を目指すことが望ましい。
90	意見 12	消防局 消防総務課	消防団活性化事業における訓練について、詳細な振り返りが行われていないため、After Action Review の視点も取り入れた詳細な振り返りを行うことが望ましい。
102	結果 10	消防局 消防課	空気呼吸器用軽量ボンベの再検査委託について、契約を月ごとに分割した結果、予定価格が少額となり、少額随意契約（1号随契）を締結している。一般競争入札の実施による単価契約を検討する必要がある。

頁	区分	担当部署	結果及び意見の内容
103	意見 13	消防局 消防課	消防車両に搭載している資機材を記録した機関台帳に、推奨使用年数の記載がない。更新の必要性を把握するためにも、推奨使用年数を記載することが望ましい。
104	意見 14	消防局 消防課	緊急消防援助隊活動時に支出することが見込まれる消耗品費等相当額を、前渡金として現金を受領して保管し、毎月、不使用額を返納して精算しているが、業務の効率性を考慮し、精算の頻度について再検討することが望ましい。
104	意見 15	消防局 消防課	奈良市企業局に対して支出する消火栓整備負担金について、企業局からの費用明細書に基づいて負担金の計上を行っているが、その積算内容について、消防課としての妥当性の検証が十分に行われていない。積算内容の妥当性について、消防課として、企業局と深度ある協議を行うことが望ましい。
105	結果 11	消防局 消防課	消防課で管理する在庫の管理方法及び実査についてのマニュアルがないため、整備する必要がある。
110	意見 16	消防局 予防課	防火対象物の関連資料の大部分が紙資料で保管されているが、閲覧や検索の効率化、資料保全の徹底を図るために、資料の電子化を推進することが望ましい。
111	意見 17	消防局 予防課	設置率、条例適合率の向上のため住宅用火災警報器の設置状況等調査のアンケートを有効に活用することが望ましい。
114	結果 12	消防局 予防課	女性防災クラブ規約にて選任を規定している役員が選任されていない女性防災クラブが存在するため、適切に選任するよう指導する必要がある。
120	意見 18	消防局 指令課	奈良市・生駒市消防指令センターの土地について、生駒市に無償で使用させる手続が実施されていない。市が保有する財産を使用させる以上、生駒市から負担金を徴収するか否か検討し、その結果について承認行為を経ることが望ましい。
128	意見 19	消防局 救急課	奈良県メディカルコントロール協議会によって定められているポイントについて、年度途中の取得状況を救急課で管理しておらず、各救急救命士の個人管理となっている。表などを作成し定期的に更新することで、年度途中の取得状況を把握できるようにすることが望ましい。

頁	区分	担当部署	結果及び意見の内容
129	意見 20	消防局 救急課	一部の資器材及び消耗品を除き、在庫管理システムに保管場所が登録されていない。効果的かつ効率的に在庫管理を行う観点から、保管場所についても在庫管理システムに登録する、又は保管場所一覧等を作成し、一目で保管場所が分かるような体制をつくることが望ましい。
130	意見 21	消防局 救急課	中古資器材及び中古資機材の保管状況が在庫管理システムに登録されていない。中古資器材及び中古資機材についても、他の資器材と同様に価値もあり、使用することが想定されるため、在庫管理システムに登録し管理することを検討されたい。
138	結果 13	建設部 道路維持課	完成したハイウェイ灯等の設置年や更新年が、GISに登録されていない。適切に安全管理を行う観点から、設置年や更新年を登録することが必要である。
139	結果 14	建設部 河川耕地課	市民から寄せられた河川の改修等の要望案件について、進捗管理が適切に行われておらず、未対応となっている案件を適宜に把握できていない。対応の要否について、適宜適切に評価できる体制を整備する必要がある。
140	意見 22	建設部 河川耕地課	会計年度末に緊急性の低い支出が行われ、予算の消化を目的とした支出と捉えられる可能性があるため、会計年度末に行う支出については、支出の合理性を説明できるようにすることが望まれる。
148	結果 15	教育委員会 事務局 教育部 文化財課	補助事業者が消費税等の課税事業者である場合、消費税等の仕入税額控除の取扱いについて奈良市補助金等交付規則又は奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱に明記するなど統一して取り扱う必要がある。また、市が消費税等込みで補助金を交付した補助事業者については、仕入税額控除を受けたかどうかについて必ず市に報告させる必要がある。

2 危機管理課

危機管理課は、平常時は奈良市行政組織規則（平成 14 年奈良市規則第 43 号）第 3 条に規定する業務を担っている。職員数は令和 4 年 4 月 1 日現在で 20 名（再任用職員及び会計年度任用職員を含む。）である。

第 3 条 危機管理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市民安全係

- (1) 防犯及び安全なまちづくりに関すること。
- (2) 防犯対策関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (3) 自主防犯組織に関すること。
- (4) 防犯意識の啓発に関すること。
- (5) 交通安全施策の推進及び交通安全思想の普及に関すること。
- (6) 交通安全対策関係機関及び団体に関すること。
- (7) 国民保護計画に関すること。
- (8) 国民保護協議会並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- (9) その他緊急な災害等の対応に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

災害対策係

- (1) 地域防災計画に関すること。
- (2) 防災会議及び災害対策本部に関すること。
- (3) 防災行政無線及びシステム通信に関すること。
- (4) 気象情報等の収集及び伝達に関すること。
- (5) 防災に関する調査、研究及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 自主防災組織に関すること。
- (7) 防災訓練及び防災意識の啓発に関すること。
- (8) 防災設備、備蓄物品等の管理に関すること。
- (9) その他緊急な災害等の対応に関すること。

また、災害発生時には、奈良市災害対策本部規程（平成 22 年奈良市災害対策本部告示第 2 号）別表第 2 に規定されているとおり本部事務局の機能を担い、具体的には同規程別表第 1 に規定する業務を担っている。

別表第 1

- 1 本部の設置及び運営に関すること。
- 2 各部及び関係機関との連絡調整（他部に属するものを除く。）に関すること。
- 3 県本部への連絡及び報告に関すること。
- 4 自衛隊等への応援要請に関すること。

- 5 災害情報及び災害対策活動のとりまとめに関すること。
- 6 被害状況のとりまとめに関すること。
- 7 災害情報の発信及び防災行政無線の運用に関すること。
- 8 応急対策活動の調整に関すること。
- 9 各種協定（他部に属するものを除く。）に関すること。

(1) 調査した事業の概要

① 自主防災防犯組織活動交付金経費

ア 事業の概要

事業の目的	防災・防犯においては、平時も含めた地域としての活動が必要であり、おおむね小学校区単位で結成している地区自主防災防犯組織に対し、市民の防災・防犯意識の高揚と全市域に自主的な防災・防犯体制の充実を図るとともに、地区自主防災防犯組織相互の情報交換及び活動展開等を支援する。
根拠法令等	奈良市自主防災・防犯組織活動交付金交付要項 奈良市自主防災防犯協議会交付金交付要項
主な事業内容	各地区の自主防災防犯組織が行う防災訓練、防災・防犯に関する研修会、防災士育成、資機材購入等の資金的支援として自主防災防犯組織活動交付金を交付する。 また、各地区組織相互の連携や全体的な活性化を図るため、会長会議、各地区内の防災リーダー研修事業等への資金的支援として自主防災防犯協議会活動交付金を交付する。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	18,915	19,215	18,115
決算額	18,690	18,900	17,820
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	18,115	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

② 防災会議経費

ア 事業の概要

事業の目的	地域防災計画の充実のため、防災会議を開催し、防災会議委員からの意見聴取の場を設け、防災関係機関との連携を深めるとともに、総合的かつ強力な防災体制の構築を図る。
根拠法令等	災害対策基本法
主な事業内容	本市の地域及び市民を災害から守るため、また総合的な災害予防、災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施し、本市の防災の万全を期すことを目的とする地域防災計画の改定に防災関係機関等からなる防災会議委員の意見を反映するため、防災会議を開催する。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	299	379	150
決算額	139	-	-
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	150	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

③ 地域防災計画経費

ア 事業の概要

事業の目的	本市の地域と市民を守るため、また災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動を円滑に実施し、防災の万全を期するために地域防災計画を策定しているが、災害の教訓等に対応した地域防災計画を毎年改定していくことが必要である。
根拠法令等	災害対策基本法
主な事業内容	近年の災害の教訓や、国の計画、法令に応じた見直しを行い、より効果的な地域防災計画の改定を進める。また、改訂にかかる箇所数が膨大となるため、委託により計画のデータ修正などを行う。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	506	650	473
決算額	487	484	473
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	473	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

④ 防災対策事務経費

ア 事業の概要

事業の目的	頻発する豪雨による災害や大規模な地震が日本全国で起こっており、本市においても、奈良盆地東縁断層帯に関係する地震では、大規模な被害が想定されている。 そこで行政として地域防災体制を充実させ、減災に努めることが求められている。また、時代の流れや環境の変化により、通信サービス等も大きく変化している。それらを考慮した実効性のある防災・減災対策を講じる必要がある。
根拠法令等	災害対策基本法
主な事業内容	災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、防災体制の整備・強化に努め、平常時から防災・減災に向けた活動を行う。避難所案内板の修繕や、災害対応等に必要な消耗品や備品を購入する。そのほか、災害時に必要な機器類の適正な保守点検や維持管理を行う。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	24,231	13,242	21,469
決算額	23,334	11,161	20,546
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	19,869	-
国補助金	1,600	自治総合センター コミュニティ助成金
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑤ 防災関連システム移設経費

ア 事業の概要

事業の目的	危機管理課執務室及び災害対策本部室の北棟から中央棟への移設に伴い、移設後も引き続き迅速に住民へ災害情報等を伝達する体制を確保するため、防災関連システムの一部を北棟から中央棟へ移設する必要がある。 各種防災関連システムを継続的に運用し、防災情報等の送受信をスムーズに行い、住民に向けて必要な情報を発信する。
根拠法令等	-
主な事業内容	危機管理課執務室及び災害対策本部室の移設に伴い、システム運用の維持に必要な不可欠な設備を移設する。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	-	-	5,375
決算額	-	-	4,962
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	5,375	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑥ 災害用物資備蓄経費

ア 事業の概要

事業の目的	大規模災害時に備えて、市内複数箇所に非常食等を分散備蓄することが必要不可欠である。市内小学校区ごとに防災倉庫を設置し非常食等の分散備蓄の適正化を図るとともに、地域性を勘案した拠点備蓄の整備を進める。
根拠法令等	災害対策基本法 奈良市地域防災計画
主な事業内容	大規模災害時に備えて、市内複数箇所に非常食等の分散備蓄を実施するとともに、市内小学校区ごとに防災倉庫を設置し分散備蓄の適正化を図る。 また、拠点備蓄倉庫と分散備蓄倉庫に備蓄する災害用物資について、非常食の賞味期限切れ等更新が必要なものについて補充するとともに、計画に基づいた非常食等の備蓄を行う。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	5,762	95,117	9,401
決算額	5,489	81,712	5,977
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	7,401	-
国補助金	2,000	災害救助費求償金
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑦ 移動系防災行政無線管理経費

ア 事業の概要

事業の目的	災害情報の収集、また指示伝達を行う情報伝達手段であるデジタル移動系防災行政無線が通信手段として必要であり、その維持管理を行う必要がある。
根拠法令等	災害対策基本法 奈良市地域防災計画
主な事業内容	突発的に発生する機器の不具合に迅速に対応するため、本市独自の通信手段であるデジタル移動系防災行政無線設備の維持管理等を実施する。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	17,779	18,398	20,971
決算額	17,183	16,613	20,027
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	20,971	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑧ 同報系防災行政無線管理経費

ア 事業の概要

事業の目的	防災行政無線は、災害情報を地域住民に直接的に伝えるもので、本市においては、同報系防災行政無線を平成 27 年度から運用している。市内に設置している同報系防災行政無線屋外拡声子局からの放送により、災害時等の防災情報や避難情報などを広く市民や観光客に伝達することで、被害の抑止や軽減を図る。また、同報系防災行政無線設備は全国瞬時警報システム（Jアラート）にも接続されていることから、市民の生命財産を守る上で極めて重要な防災・緊急情報伝達手段であり、適切な運用管理が必要である。
根拠法令等	災害対策基本法 奈良市地域防災計画
主な事業内容	災害の発生に備え防災情報や避難指示などを同報系防災行政無線屋外拡声子局の放送により広く市民や観光客に呼びかけ、避難行動を促すことにより被害の抑止を図るため、同報系防災行政無線設備の維持管理等を実施する。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	17,100	17,944	18,669
決算額	17,006	17,586	18,569
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和 3 年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	18,669	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑨ 防災情報ステーション管理経費

ア 事業の概要

事業の目的	市民及び観光客等滞在者に災害時でも使用できる安定した情報通信環境と行政からの災害情報を提供するため、対災害性の高い防災情報ステーション（公衆無線 LAN）を市内数箇所の公共施設に設置している。安定した通信環境を提供することにより、インターネット接続での情報収集だけではなく、SNS を活用することで被災者の安否確認にも役立つほか、本市からの迅速な情報配信も行えるなど、多面的に利用できることから、防災上・観光戦略上、その拠点となる防災情報ステーションが必要となる。
根拠法令等	災害対策基本法 奈良市地域防災計画
主な事業内容	市民及び外国人観光客を含む観光客等滞在者に、災害時でも使用できる安定した情報通信環境及び行政からの災害情報を提供するため、対災害性の高い防災情報ステーション（公衆無線 LAN）を市内の各公共施設で運用する。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	8,439	6,094	5,839
決算額	8,425	6,052	5,792
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	5,839	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑩ 緊急告知ラジオ放送設備管理等経費

ア 事業の概要

事業の目的	災害発生時の避難情報や気象警報は、同報系防災行政無線を通じて市内各所に設置したスピーカーから放送を行うほか、市ホームページ、登録型メール配信等で情報を伝達している。自動起動装置付の緊急告知ラジオは、即時音声により災害時に迅速な情報伝達を行うことが可能であることから、緊急告知ラジオの購入補助制度により普及を図り、放送を行う市内のコミュニティ FM 局「ならどっと FM」における緊急情報提供等の放送設備を維持管理する必要がある。
根拠法令等	災害対策基本法 奈良市地域防災計画 奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付要綱（平成 29 年奈良市告示第 34 号）
主な事業内容	緊急告知ラジオの購入補助制度を実施するとともに、市内のコミュニティ FM 局「ならどっと FM」における緊急情報提供等の放送設備の維持管理を行う。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	2,241	2,257	8,248
決算額	2,015	2,175	8,082
次年度繰越額	-	-	-

（出典：市集計）

ウ 最終予算額の内訳（令和 3 年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	8,248	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

（出典：市集計）

⑪ 視覚障害者への緊急告知ラジオ配付経費

ア 事業の概要

事業の目的	要介護者、身体障害者など避難行動要支援者のうち、視覚障害者は特に情報弱者となりやすく、ホームページ、Twitter、メール、アプリなど文字中心の情報は適しておらず、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言の発令や感染防止の呼びかけなど防災行政無線での緊急放送を聞き逃すと、内容の確認も極めて困難な状況にある。視覚障害者の重要な情報入手手段であるラジオでの情報入手ができるよう、自動起動により防災行政無線での緊急放送を即時受信できる「緊急告知ラジオ」の配付が必要である。
根拠法令等	災害対策基本法 奈良市地域防災計画
主な事業内容	視覚障害 1 級・2 級の手帳所持者を対象として、「緊急告知ラジオ」の無償配付を行う。配付の際には、点字による送付文書、説明リーフレットのほか、音声による説明 CD を同梱するとともに、電話による問合せ等にも対応する。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	-	-	6,000
決算額	-	-	5,998
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	-	-
国補助金	6,000	新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑫ 宿泊施設避難利用支援経費

ア 事業の概要

事業の目的	新型コロナウイルス感染症への感染リスクを懸念する市民が避難を躊躇 ^{ちゆうちよ} することを回避するとともに、分散避難により指定避難所における感染リスクを抑制するため、市内の宿泊施設（ホテル・旅館等）に市民が避難のため利用できる体制を構築する必要がある。
根拠法令等	奈良市地域防災計画
主な事業内容	新型コロナウイルス感染症対策として、「奈良市災害時における宿泊施設への避難利用支援業務委託契約」を市内宿泊施設と締結し、宿泊施設の空き部屋を災害時の避難先として活用することで、指定避難所での市民の感染不安の払拭と分散避難による指定避難所における感染リスクの抑制を図る。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	-	26	124
決算額	-	25	-
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	-	-
国補助金	124	新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑬ 避難所開設運営委任経費

ア 事業の概要

事業の目的	指定避難所の開設・運営は、市職員を各施設に4名ずつ（2名2交替制）配置しているが、災害発生時に市職員の被災によって速やかな指定避難所の開設に支障を来すことが予想される。避難所の開設・運営業務の全部又は一部を地域へ委任することにより、指定避難所の迅速な開設とともに運営に従事する市職員数を災害時優先業務等に充てることが可能になり、災害対応業務の実効性向上を図ることができる。
根拠法令等	災害対策基本法
主な事業内容	災害発生時の指定避難所の開設・運営について、地区自主防災組織と協定を締結し、避難所の開設・運営業務の全部又は一部を地域へ委任する。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	-	1,800	990
決算額	-	-	135
次年度繰越額	-	-	-

（出典：市集計）

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	990	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

（出典：市集計）

⑭ 防災訓練経費

ア 事業の概要

事業の目的	地域防災能力の向上と市民の防災・減災意識を高めるため、市民及び自主防災組織、防災関係機関等の参加のもと行う「奈良市総合防災訓練」を実施する必要がある。また、各地区の自主防災組織が実施する防災訓練等において、防災用品の貸出しや啓発のための防災用品の展示を実施する等、市としての支援を行うことで、訓練の充実、実施促進による地域の防災力向上につなげる。
根拠法令等	災害対策基本法
主な事業内容	発災時に避難所の運営主体となる地区自主防災組織等と連携し、避難訓練、避難所開設・運営訓練等を市内全域で一斉に行う市総合防災訓練を実施する。また、防災訓練を実施する地域に貸出しを行っている防災訓練用物品について、消耗の著しいものを交換し、一定数を充足させる。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	714	1,808	580
決算額	566	535	512
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	580	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑮ 被災地支援対策経費

ア 事業の概要

事業の目的	他自治体における災害発生時においては、速やかに状況把握のための先遣隊を派遣し、そこで得た被害状況及び支援ニーズ等の情報を活用して、迅速かつ効果的な被災地支援を行う必要がある。巨大台風や大雨等の被害が全国的に多発しているほか、地震などによる災害も予想されることから、災害による被害を受けた自治体に対する応援・受援の必要性が高まっている。 また、他市や他都道府県での災害発生時等に、速やかに先遣隊を派遣することで迅速かつ的確な支援を行うとともに、本市が被災した際の迅速かつ幅広い受援につなげる。
根拠法令等	災害対策基本法
主な事業内容	迅速かつ効果的な被災地支援のため、発災後速やかに先遣隊を派遣し、現地の状況や必要な支援等を把握し、その情報を基に物資の輸送、公用車による職員の派遣を行う。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	2,046	1,824	2,418
決算額	1,395	-	-
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	-	-
国補助金	2,418	災害救助費求償金
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑩ 防災行政無線通信設備整備事業

ア 事業の概要

事業の目的	本市では、各種災害情報の指示伝達に「同報系防災行政無線」を運用してきたが、「スピーカーからの音が聞こえない、聞こえにくい」といった声が市民から多数寄せられてきた。このため、同報系防災行政無線の未整備区域に対し、防災行政無線の屋外拡声子局を整備し、市民の安全安心に寄与する。防災に関する情報発信は、多重化、多様化が求められており、情報の受け手が情報収集に操作を要しない防災行政無線による情報発信は、特に重要な手段となる。
根拠法令等	災害対策基本法 奈良市地域防災計画
主な事業内容	同報系防災行政無線の未整備区域に対し、防災行政無線の屋外拡声子局（25箇所）を整備する。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	185,600
最終予算額	10,000	300,000	185,600
決算額	7,579	114,400	176,092
次年度繰越額	-	185,600	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	-	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-
地方債	185,600	緊急防災・減災事業債

(出典：市集計)

(2) 結果及び意見

① 自主防災防犯組織活動交付金経費（令和3年度決算額：17,820千円）

市は、各地区の自主防災防犯組織が行う防災訓練、防災・防犯に関する研修会、防災士育成、資機材購入等の資金的支援として、奈良市自主防災・防犯組織活動交付金交付要項に基づき、自主防災防犯組織活動交付金を交付している。自主防災組織は、地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織であり、本交付金の交付対象は、地区自治連合会を中心におおむね小学校区で結成された自主防災・防犯組織とされている。

交付金の額は、該当年度の4月1日現在の区域内世帯数を基準として上限が定められており、具体的には次のとおりである。

	自主防災・防犯組織の両方を結成しているおおむね小学校区で結成された組織	自主防災・防犯組織のいずれかを結成しているおおむね小学校区で結成された組織
999世帯以下	270,000円	135,000円
1,000世帯以上 2,999世帯以下	360,000円	180,000円
3,000世帯以上 4,999世帯以下	450,000円	225,000円
5,000世帯以上	540,000円	270,000円

【結果1】

市は交付金の精算又は繰越の可否について規定する必要がある。

奈良市自主防災・防犯組織活動交付金交付要項では、会計年度の終了後に事業報告書及び収支報告書を市長に提出することを求めているが、交付金の余剰が生じた場合について規定されていない。

実際に令和3年度に交付された団体の中に、交付金の余剰が生じ、生じた余剰分を積立金や次年度繰越金としている団体が存在する。余剰金が生じた場合、原則的には交付金の精算を求め、特殊な事情がある場合のみ積立てを認める等、余剰金の取扱いについて整備する必要がある。

【結果2】

余剰金の積立てを実施している団体についてその残高を把握していないため、特例的に積立てを認める場合は別口座で管理させ、毎年度末残高の報告を求めることにより積立金の使用状況及び残高を把握する必要がある。

【結果 1】に記載のとおり、令和 3 年度に交付金を受けた団体の中に、生じた余剰金を積立金としている団体が存在する。しかし、市は各団体の積立金の残高を把握していないため、当該積立金を目的以外の目的に使用しても発見できないおそれがある。

【結果 1】に記載のとおり、特例的に余剰金の積立てを認める場合、その積立金は別口座で管理させ、事業報告書及び収支報告書に加え積立金の残高に関する報告も受領し、その使用状況及び残高を把握する必要がある。また受領した残高に関する報告については、金融機関が発行する残高証明書や預金通帳等によりその残高を検証する必要がある。

② 防災対策事務経費（令和 3 年度決算額：20,546 千円）

市は、災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、防災体制の整備・強化に努め、平常時から防災・減災に向けた活動を行っている。本経費には、避難所案内板の修繕や、災害対応等に必要な消耗品や備品の購入費用、その他災害時に必要な機器類の適正な保守点検や維持管理費用が含まれている。

【意見 1】

奈良市企業局に対して支出する耐震性貯水槽管理負担金について、企業局からの見積資料に基づいて予算計上を行っているが、その積算内容について、危機管理課としての妥当性の検証が十分に行われていない。積算内容の妥当性に関し、危機管理課として、企業局と深度ある協議を行うことが望ましい。

耐震性貯水槽とは、水道管の一部を太くした形のもので、普段は水道管の一部として使用しているため常に清浄な水が流れており、震災等で水道管が破損した場合には、自動的に緊急遮断弁が作動して貯水槽内の水が飲料水や消火用水として確保できる設備である。市内には、耐震性貯水槽が次の 3 箇所に設置されており、当該貯水槽の管理は、危機管理課と奈良市企業局との間で協定書を締結し企業局が実施している。

設置場所	容量 (m ³)
中登美ヶ丘近隣公園	80
西大寺近隣公園	40
古市公園	40

令和 3 年度の管理費用の負担上限額は 6,840,000 円であり、その内訳には日常的な点検費用や 7 年おきに実施している分解整備費用が含まれている。令和 3 年度は、古市公園の貯水槽の分解整備を実施しているため、当該費用として 5,962,000 円が予算計上されているが、古市公園の前回の分解整備の際の費用は 2,106,000 円

であり、3倍弱に増加している。しかし、当該費用の増加理由について、危機管理課では詳細を把握していなかった。

本管理費用は、企業局においては負担金で補填されるため、コスト削減の意識が働きにくいおそれがある。積算内容の妥当性について、危機管理課として、企業局と深度ある協議を行うことが望ましい。

【意見2】

奈良市役所庁舎耐震化に伴う奈良県防災端末設備移設業務委託について、1社のみから見積書を徴取し、見積書の検討が不十分なまま随意契約を締結している。特に1社のみから見積書を徴取する場合は、見積金額の妥当性について、より一層深度ある検証が望まれる。

令和元年度から実施していた市役所庁舎の耐震化工事に伴い、危機管理課の執務室等に移転する必要が生じた。当該移転に伴い、危機管理課執務室等に設置されている奈良県防災行政通信システムに関する端末も移設する必要が生じたため、当該移設作業を外部業者に委託した。当該システムの移設は、システム導入・管理を実施している日本無線株式会社が実施する必要があると判断し、市は、本件業務委託契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に該当するとして、同社のみから見積書を徴取の上、随意契約を締結している。

しかし、見積書の内訳には、人件費が作業ごとに「一式」として記載されるなど、工数と単価が明記されておらず、見積金額の妥当性が検証されていない。見積書の内容をより詳細に検討し、金額の妥当性を慎重に検討することが望ましい。

【意見3】

奈良市防災番組「知っとこ防災防犯情報」・「奈良市防災防犯インフォメーション」放送委託業務について、業務の効果測定を行うことが望ましい。

市民の防災防犯意識の高揚を図るための情報発信の一環として、ならどっとFM（周波数78.4Mhz）を運営する株式会社奈良シティエフエムコミュニケーションズに対し、防災番組「知っとこ防災防犯情報」・「奈良市防災防犯インフォメーション」の放送を委託している。同番組は、次のスケジュールで放送されている。

番組名	放送スケジュール	委託料 (税抜)
「知っところ 防災防犯情報」	毎週金曜日 午後 6 時 40 分 (再放送毎週土曜日・日曜日の午後 6 時 40 分)	月額 165,000 円
「奈良市防災 防犯インフォ メーション」	毎週月～金曜日 午前 8 時 30～35 分、午前 11 時 35～40 分、 午後 2 時 10～15 分、午後 6 時 15～20 分 土曜日・日曜日 午前 8 時 50～55 分、午後 0 時 10～15 分、 午後 2 時 10～15 分、午後 6 時 35～40 分	月額 141,150 円

市は、防災防犯意識の高揚を図るための情報発信手段として、本ラジオ番組の他に、しみんだよりの発行やホームページの更新、Twitter や Yahoo 防災速報、防災情報メールでの情報発信など、様々な媒体を通じた発信を実施している。本ラジオ番組は、これらの情報発信活動の中で、視覚障害者等、情報の入手を音に頼ることが多い住民に対して情報を伝達できる手段であり、複線的に多様な情報伝達手段を備える必要がある点で、重要な役割を果たしていると市は判断している。

しかし、総務省情報通信政策研究所が発行する「令和 3 年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」では、ラジオの平均利用時間と行為者率について次のとおり報告されており、様々なメディアの中でラジオが占める利用率は相対的に低いものとなっている。

【平均利用時間（単位：分）】

	テレビ (リアルタイム) 視聴	テレビ (録画) 視聴	ネット 利用	新聞閲読	ラジオ 聴取
平日	146.0	17.8	176.8	7.2	12.2
休日	193.6	26.3	176.5	7.3	7.0

【行為者率（単位：%）】

	テレビ (リアルタイム) 視聴	テレビ (録画) 視聴	ネット 利用	新聞閲読	ラジオ 聴取
平日	74.4	18.6	89.6	22.1	6.2
休日	75.0	21.3	86.7	19.3	4.2

一般的に、様々なメディアの中でラジオが占める重要性が低い中、防災に関する情報発信手段として引き続きラジオを利用するかどうかを判断するには、業務に関する効果測定を十分に実施することが望まれる。しかし、市は、ならどっとFMの聴取率が入手できないことを理由に、効果測定を実施していない。

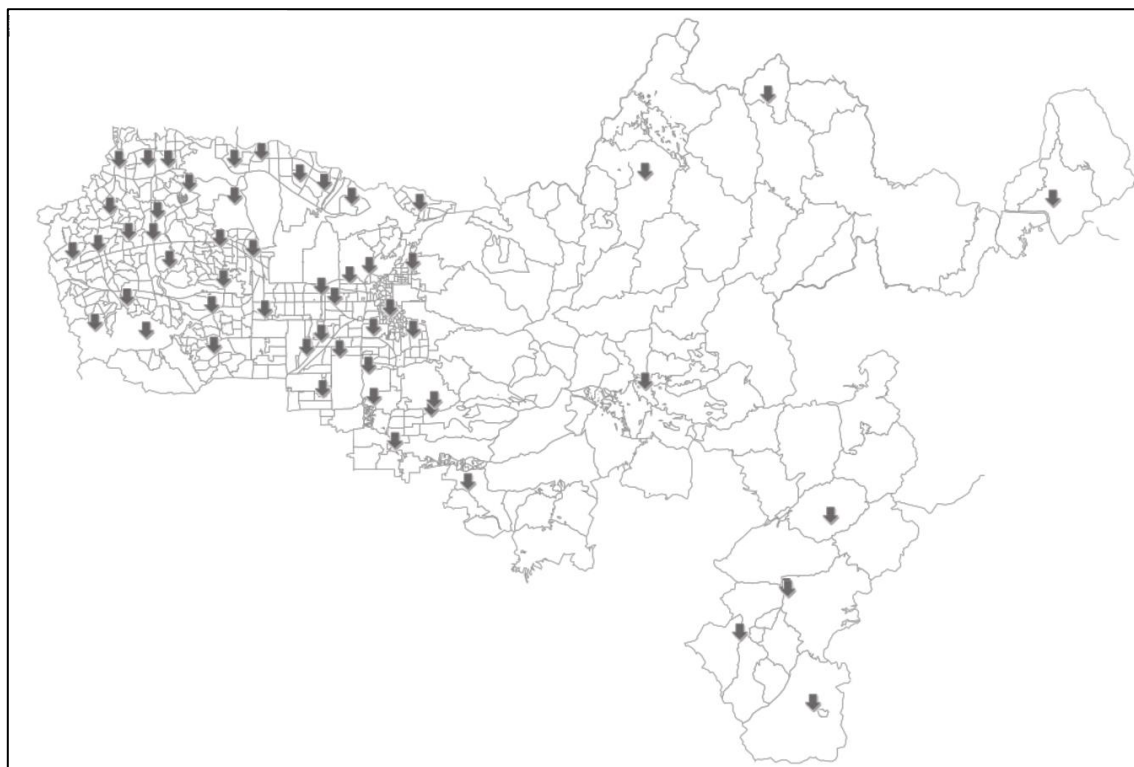
多様な情報伝達手段の一つとして、ラジオの利用が有効であると市が判断しているのであれば、視覚障害者の聴取率等を何らかの方法により調べることでより効果測定を行うことが望まれる。

③ 災害用物資備蓄経費（令和3年度決算額：5,977千円）

市は備蓄計画に基づき、非常食や飲料水、簡易トイレ、感染症対策用物品その他衛生用品等の備蓄を行っている。備蓄場所は市内163箇所に分散されており、避難所開設時に早急に物資を提供できる体制を整えている。

備蓄在庫の管理に当たっては、物資の入荷、移動、払出しの都度、担当者がエクセルにて作成している在庫管理表を更新し、最新の在庫数量を日々記録している。

【市の防災備蓄倉庫の状況】



※平成20年5月奈良市都市計画課が作成

（出典：奈良市地図情報公開サイト）

本監査において、この 163 箇所のうち、在庫金額や場所等を勘案し、次の 5 箇所の備蓄倉庫をサンプリングし、備蓄在庫の管理状況を検証した。

備蓄倉庫名
市役所備蓄倉庫（集中備蓄倉庫）
危機管理課分室倉庫
本庁整備室倉庫（西棟一階）
企業局本局及び西部研修所（分散備蓄倉庫）
西大寺北地域ふれあい会館備蓄倉庫（集中備蓄倉庫）

【結果 3】

備蓄在庫の管理方法及び実査についてのマニュアルを整備する必要がある。

市は備蓄在庫の管理方法及び定期的な実査についてのマニュアルを有しておらず、正確な備蓄在庫数量を把握することが困難な状況となっている。日常の在庫の受入れ・払出しの管理方法や定期的な実査に関するルールを定め、正確な在庫数量の把握に努める必要がある。

【結果 4】

在庫を管理するに当たり、棚札により残数及び使用期限を把握し、保管場所を設定し他事業の備品との混在を防ぐ必要がある。

備蓄倉庫を視察したところ、市が発注・払出情報を基にエクセルにて管理している在庫数量（以下「理論数量」という。）と、実際の在庫数量（以下「実際数量」という。）との間に差異が発生している物品が存在した。具体的には、理論数量より実際数量が多かった物品が 1 件、物品は存在するにもかかわらず管理エクセルには記載されていなかった物品が 1 件検出された。

また、視察した拠点のうち 1 箇所では、危機管理課が所管する災害用物資ではない他事業の備品等も混在していたほか、危機管理課所管の各物資の箱には棚札等は特段貼り付けられていなかった。そのため、開封し一部を払い出した箱に含まれる残数や物資の使用期限について管理しにくい状況となっていた。

物品を適切に管理するためには、各物資に棚札を貼り付け、内容物の残数や使用期限を明瞭に把握する必要がある。また、在庫の保管場所について、他事業の備品と保管場所を明確に区別して設定し、災害用物資とそれ以外の備品を区別して管理する必要がある。

【結果 5】

整備されたマニュアルに基づき、全拠点に対して計画的に在庫数量の実査を実施する必要がある。

危機管理課では、不定期ではあるものの各拠点の在庫数量の計数を実施している。しかし、計画的に全拠点の在庫数量について確認できていない。

災害用物資の紛失や盗難、陳腐化の状況を把握するために、全拠点に対し計画的に在庫数量を確認する必要がある。

④ 視覚障害者への緊急告知ラジオ配付経費（令和 3 年度決算額：5,998 千円）

市は、災害発生時に、視覚障害者に対して、文字中心の情報以外に確実に情報を入力できる手段を整備する必要がある。そのため、市内の視覚障害 1 級・2 級の手帳所持者を対象として、災害発生時に自動で起動し防災行政無線での緊急放送を即時受信できる「緊急告知ラジオ」を希望者に対して無償で配付する事業を実施した。

市は、「緊急告知ラジオ」を無償配付するに当たり、「奈良市緊急告知ラジオ放送」を放送し、かつ、当該放送の起動信号を緊急告知ラジオへ発信可能な市内唯一のコミュニティ FM 局である、株式会社奈良シティエフエムコミュニケーションズが適任であると判断し、随意契約により、業務委託契約を締結した。

本業務委託契約の委託料は 5,998,080 円であり、業務内容は次のとおりである。

- ・ 「緊急告知ラジオ」の調達
- ・ ラジオの取扱説明音声 CD の作成
- ・ 申込者に対するラジオ及び CD の発送
- ・ 申込者からの問合せに対応するコールセンターの設置
- ・ 不感地域における受信対応 等

【結果 6】

緊急告知ラジオの調達・発送業務に関して、実際の発送数が見積発送数に大幅に満たないにもかかわらず、見積発送数に基づく金額で支払が行われている。過払いが発生しないよう、実際の発送数に基づく単価契約とする、又は実際の発送数に応じて精算する契約とする必要がある。

市内の視覚障害 1 級・2 級の手帳所持者数を参考に、緊急告知ラジオの調達・発送数を 600 台と見積もり、当該台数を前提に調達費用、発送費用、コールセンターでの対応費用等を積算し、契約額を決定した。しかし、実際の配付実績は 508 台にとどまっているにもかかわらず、当初契約額で支払を行なったため、100 台弱分の過払いが発生していると考えられる。過払いが発生しないよう、発送台数に応じた単価契約とする、又は実際の発送数に応じて精算する契約とする必要があったといえる。

なお、市は、本業務を単価契約としなかった理由について、本業務にはコールセンター対応業務も含まれていることから、配付台数に応じた単価契約にそぐわないためと判断したとのことである。しかし、コールセンター業務に係る見積金額は、対応日数と1日当たりの単価で算出されており、コールセンター業務は定額業務の契約とし、ラジオの調達・配付業務は別の単価契約の業務とすることも検討の余地があったといえる。

3 消防局 消防総務課

消防局総務課は、消防局に関わる総務全般を担当しており、具体的には奈良市消防局の組織に関する規則（昭和58年奈良市規則第42号）第3条に規定する業務を担っている。職員数は令和4年4月1日現在で40名（派遣職員、消防学校入校者及び再任用職員、会計年度任用職員を含む。）である。

第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

総務管理係

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の収発及び保存整理に関する事。
- (3) 消防長会に関する事。
- (4) 消防団に関する事。
- (5) 局の総合企画及び基本施策に関する事。
- (6) 消防関係条例、規則、規程等の審査及び制定改廃手続に関する事。
- (7) 消防統計に関する事。
- (8) 業務改善及び事務能率の増進に関する事。
- (9) 消防音楽隊に関する事。
- (10) 消防広報に関する事。
- (11) 市民の要望及び相談の処理に係る事務の統轄に関する事。
- (12) 職員の任免、分限、懲戒その他勤務条件に関する事。
- (13) 職員の配置及び勤務に関する事。
- (14) 職員の給与その他の給付の規定、裁定及び支給に関する事。
- (15) 表彰に関する事。
- (16) 研修及び研修計画に関する事。
- (17) 職員の公務災害補償に関する事。
- (18) 公務による交通事故の処理及び賠償に関する事（消防課の主管に属するものを除く。）。
- (19) 職員の健康及び安全衛生管理に関する事。
- (20) 職員の服務規律等に関する事。
- (21) 消防職員委員会に関する事。
- (22) 他の課の主管に属しない事。
- (23) 課の庶務に関する事。

財務管理係

- (1) 職員の福利厚生に関する事。
- (2) 庁中管理の統轄に関する事。
- (3) 予算の編成及び執行並びに決算事務の総括に関する事。
- (4) 職員の給貸与品に関する事。

2 防災センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 防災センターに関すること。
- (2) センターの庶務に関すること。

(1) 調査した事業の概要

① 常備消防事務経費

ア 事業の概要

事業の目的	消防行政の事務執行に係る執務環境の維持に必要な事務機器及び仮眠用寝具等の借上げ等に要する内部管理経費のほか、消防出初式の挙行に要する経費、全国消防長会等の消防関係機関が開催する会議等への消防局長等の出席経費等を措置し、消防業務の推進を図る。
根拠法令等	消防法（昭和 23 年法律第 186 号） 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号） 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）
主な事業内容	火災や救急、大規模地震の発生が危惧されるなか、近年では豪雨等の自然災害がその頻度を増すと同時に被害も甚大化している。そのような状況に適切に対応すべく、消防防災・危機管理体制の強化等に係る消防行政の事務執行に要する経費を支出している。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	13,028	15,112	18,553
決算額	12,272	13,635	16,408
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和 3 年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	17,068	-
国補助金	1,485	新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金
県補助金	-	-

(出典：市集計)

② 消防防災ヘリコプター運航連絡協議会経費

ア 事業の概要

事業の目的	奈良県消防防災ヘリコプターを活用し、林野火災等における空中消火活動や交通遠隔地における傷病者の救助・搬送、また大規模災害発生時の情報収集活動等を行うために必要な奈良県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会に係る負担金。
根拠法令等	消防法 消防法施行令 消防組織法
主な事業内容	奈良県及び県下市町村が共同で運営する奈良県消防防災ヘリコプターの活動に必要となる負担金を支出している。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	11,720	11,810	11,550
決算額	11,270	11,260	10,830
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	11,550	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

③ 教育訓練事業

ア 事業の概要

事業の目的	現下の消防力を維持し、更に各種災害、救急需要の増加等、新たな消防需要に適切に対応するため、高度な知識を持った人材確保が急務であり、消防大学校をはじめ、奈良県消防学校等の教育訓練機関に職員を派遣し、知識・技術等の習熟を目指す。また、業務遂行に不可欠となる国家資格の取得等、人材育成を計画的に実施する。
根拠法令等	消防法 消防法施行令 消防組織法 奈良市消防職員研修規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第9号）
主な事業内容	奈良市消防職員研修規程に基づき消防職員に対し、消防各般にわたる専門知識及び技術を習熟させ資質の向上を図るべく各種入校経費等教養事務経費を支出している。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	13,707	8,964	9,287
決算額	12,677	7,738	8,299
次年度繰越額	-	-	-

（出典：市集計）

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	9,287	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

（出典：市集計）

④ 消防職員貸与被服経費

ア 事業の概要

事業の目的	消防職員の被服及び装備は、消防活動に求められる性能等について基準等が定められており、特に災害現場で活動する消防吏員の安全確保に必要となる装備については、適切に給貸与を実施し、安全かつ適正な消防活動の執行に努めなければならない。
根拠法令等	消防法 消防法施行令 消防組織法 奈良市消防職員被服等の給与及び貸与に関する規程（平成 16 年奈良市消防局長訓令甲第 3 号）
主な事業内容	災害現場に適応した消防被服等を給与することにより、消防職員の安全管理の徹底と規律ある団体行動を保持し消防現場活動体制を整えるための被服等購入経費を支出している。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	25,981	27,033	27,420
決算額	25,904	27,006	27,393
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和 3 年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	27,420	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑤ 消防庁舎管理経費

ア 事業の概要

事業の目的	公務の適正かつ円滑な執行を図るべく良好な職場環境を維持するとともに、市民の生命身体財産、暮らしの安全安心を守る消防活動拠点として必要となる消防庁舎の維持管理等に要する経費。
根拠法令等	消防法 消防法施行令 消防組織法
主な事業内容	光熱水費等の執行及び庁舎設備の保守点検、設備更新の実施及び修繕により、施設及び設備の適正な維持管理に努め消防庁舎の長寿命化を図る。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	43,649	47,588	48,503
決算額	42,279	44,856	47,785
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	48,503	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑥ 防災センター運営管理経費

ア 事業の概要

事業の目的	奈良市防災センターは1・2階部分を市民防災教育施設、3階部分は119番通報受信等の消防指令業務を行う奈良市・生駒市消防指令センターとして運用している。また、災害対応の拠点となる災害対策作戦室を設け、さらに4階部分は非常時における二次避難所としての機能を有する多機能、多目的施設の維持管理に要する経費
根拠法令等	消防法 消防法施行令 消防組織法
主な事業内容	防災体験などの市民防災教育の普及啓発及び応急手当普及啓発活動等の事業を行う防災センターの運営管理並びに防災センター庁舎の維持管理を行っている。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	31,978	29,683	28,377
決算額	29,057	27,675	27,438
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	28,377	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑦ 市民防災教育普及啓発事業

ア 事業の概要

事業の目的	奈良市防災センターの市民防災教育施設等を活用した防災体験等による市民防災教育の普及啓発及び応急手当普及啓発活動等に要する経費
根拠法令等	消防法 消防法施行令 消防組織法
主な事業内容	防災指導車を活用した防災体験などの市民防災教育の普及啓発及び応急手当普及啓発活動等の事業を行っている。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	487	49,986	100
決算額	477	49,189	92
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	100	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑧ 消防団運営事業

ア 事業の概要

事業の目的	地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性を持ち、地域防災体制の中核を担う消防団の運営、ポンプ格納庫等の施設維持管理等に要する経費。
根拠法令等	消防法 消防法施行令 消防組織法 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 (平成 25 年法律第 110 号)
主な事業内容	地域防災の中核をなす非常勤消防団員の報酬、退職報奨金にかかる経費、さらに複雑多様化する社会情勢の変貌に対処しうる消防団員養成のための入校経費等消防団運営に要する経費の支出を行う。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	131,317	128,196	130,945
決算額	130,851	115,293	117,096
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳 (令和 3 年度)

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	107,769	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-
その他	23,176	消防団員等公務災害補償 及び共済基金収入

(出典：市集計)

⑨ 消防団活性化事業

ア 事業の概要

事業の目的	消防団を中核とした安全で災害に強い地域コミュニティづくりのため、消防団が自主的に行う地域住民、自主防災組織や地元町内会、企業等と一体となった消防防災活動を推進し、消防団活動の活性化を図る事業に要する経費。
根拠法令等	消防法 消防法施行令 消防組織法 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律
主な事業内容	地域における防災活動の主体となる消防団の活性化と地域住民とのコミュニケーションの強化を促進するため、消防団が自主的に行う事業を推進し、地域防災力の強化を図り、消防団の活性化を行う。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	5,365	1,400	1,393
決算額	2,815	257	349
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	1,393	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑩ 消防団員貸与被服経費

ア 事業の概要

事業の目的	消防団員の規律の保持及び秩序ある団体行動を目的とした奈良市消防団員服制規則（昭和 26 年奈良市規則第 25 号）及び奈良市消防団員の服装等に関する規程（昭和 58 年奈良市消防長訓令甲第 17 号）に定める被服等の貸与に要する経費。
根拠法令等	消防法 消防法施行令 消防組織法 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 奈良市消防団員服制規則 奈良市消防団員の服装等に関する規程
主な事業内容	消防団員の被服の汚損、毀損による貸与物品の更新、新入団員に対する被服の整備を行う。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	2,920	2,948	4,498
決算額	2,094	2,206	3,914
次年度繰越額	-	-	-

（出典：市集計）

ウ 最終予算額の内訳（令和 3 年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	2,498	-
国補助金	2,000	-
県補助金	-	-

（出典：市集計）

⑪ 消防操法大会事業

ア 事業の概要

事業の目的	消防団の消防技術向上と士気の高揚を図るとともに、消防活動の充実発展を目的として開催される消防操法大会への出場に向けた特別訓練等の実施に要する経費。
根拠法令等	消防法 消防法施行令 消防組織法
主な事業内容	奈良県消防操法大会に出場するための訓練により、知識・技術の向上を図る。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	4,567	1,965	1,965
決算額	4,362	-	9
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	1,965	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑫ 消防団消防機器管理経費

ア 事業の概要

事業の目的	東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ地震や局地的な豪雨等による災害が各地で頻発している。そのような災害から住民の生命、身体及び財産を保護するために地域の防災力の中核として消防団が果たす役割は重要であり、さらなる消防団の活動の充実を図るべく、消防団装備の整備を行う。
根拠法令等	消防法 消防法施行令 消防組織法 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律
主な事業内容	消防団員が災害現場活動の際に使用する現場活動用無線機の維持管理を行う。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	95	84	84
決算額	84	84	84
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	84	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑬ 消防施設整備事業

ア 事業の概要

事業の目的	庁舎等の市有財産の補修整備を行うことにより老朽化を防ぎ、効率的利用を図るとともに災害活動拠点施設の維持を図る。
根拠法令等	消防法 消防法施行令 消防組織法
主な事業内容	大規模災害時に災害救助活動を継続するための給油施設の建設や、女性の職域拡大のための施設整備等、消防施設の建設及び改修を行う。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	4,450	51,535
最終予算額	7,700	176,800	55,135
決算額	1,550	89,037	54,391
次年度繰越額	4,450	51,535	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	674	-
国補助金	51,535	新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金
県補助金	-	-
地方債	2,000	消防施設整備事業債
その他	926	奈良市・生駒市消防通信 指令事務協議会負担金

(出典：市集計)

(2) 結果及び意見

① 常備消防事務経費（令和3年度決算額：16,408千円）

常備消防事務経費には消防行政の事務執行に係る事務経費が計上され、主な支出はコピー機のリース料等の物品借上料、電信電話料、器具費である。

【意見4】

消防局のコピー料金について、業者からの請求額の根拠である使用枚数が正確であるかを確認していないため、請求誤りが発見できる体制となっていない。使用枚数が正確であるか確認することが望まれる。

消防局総務課では、コピー機のリース契約を締結しており、コピー用紙の使用枚数を付属のカウンターで記録し、毎月、カウンターで記録された累積使用枚数を業者に報告している。業者は、市から報告された前月末の累積使用枚数と当月末の累積使用枚数の差から当月使用枚数を算出し、契約単価を乗じて請求額を算出している。

この使用枚数について、総務課では特段検証しておらず、業者が誤った請求を行った場合に発見が困難な状況となっている。

業者からの請求額の根拠となるコピーの使用枚数について、毎月報告している累積使用枚数を記録して各月の使用枚数を算出し、算出した枚数が請求内容と一致しているかを確認することが望まれる。

② 消防職員貸与被服経費（令和3年度決算額：27,393千円）

市は、消防職員に対して、奈良市消防職員被服等の給与及び貸与に関する規程（以下「被服等の規程」という。）別表2に定める被服等を貸与している。消防職員貸与被服経費の大部分を、この貸与する被服の購入費用が占めている。

貸与品

全職員	消防手帳、き章、警笛、防火帽、防火衣、保安帽、エンブレム
消防長	消防長章
女性消防職員	かばん
音楽隊員	冬帽、合帽、盛夏帽、冬服、合服、盛夏服、靴、ワイシャツ、手袋、ネクタイ、バンド、飾緒

（出典：被服等の規程 別表2）

職員が退職する際は、被服等の規程第6条第1項により、「被給貸与者は、退職等により職員でなくなったときは、給与品（使用期間の満了していないものに限る。）及び貸与品を速やかに返納しなければならない。」とされており、退職する職員は、これらの給与品及び貸与品（以下「貸与品等」という。）を返納する必要がある。

【結果 7】

消防職員貸与の被服等について、退職時に全て返納されたのかを確認していないため、網羅的に返納されたのかを確認する必要がある。

市は貸与品等について、貸与時に個人ごとにどの種類の貸与物品を貸与したのかを物品管理システムに登録するものの、退職時に返納物の現物とシステムに登録されている貸与物品の内容を照合していない。したがって、貸与品が全て返納されていなくても発見できない可能性がある。貸与品等には繰り返し利用が可能なものが含まれており、職員の退職時には網羅的に返納されているかを確認する必要がある。

【結果 8】

被服等の貯蔵品について、定期的の実数の確認が実施されていないため、定期的な実査を行う必要がある。

市は消防職員に対して、被服等の規程に定める被服等を貸与品等として貸与しているが、この貸与品等のうち、消防職員に未だ貸与していない貯蔵品に相当するものを保管・管理している。この貯蔵品について、市は発注時には実数の確認を実施しているものの、定期的な実査は実施しておらず、紛失や盗難等を適時に把握できない可能性がある。貯蔵品については、少なくとも年に1回は実査を行い、帳簿数量と実数が整合しているかを確認する必要がある。

③ 消防庁舎管理経費（令和3年度決算額：47,785千円）

消防庁舎管理経費のうち、電気料金、水道料金などの光熱水費が7割以上を占め、その次に施設修繕料、保守点検料がそれぞれ1割程度を占めている。

【意見 5】

消防庁舎の維持管理について、随時の修繕しか実施されていないため、施設の耐用年数等も踏まえた修繕計画を策定することが望ましい。

消防局では、消防庁舎を防災活動の拠点施設として維持することを目的として、消防庁舎の管理修繕を行っている。

令和3年度の消防庁舎管理経費修繕費の主な執行内容は次のとおりである。

件名	金額
非常用発電設備始動用及び制御用蓄電池交換修理	2,574,000 円
庁舎壁面修理工事（西大寺分署）	214,500 円
防火衣用ロッカー移設修理	198,000 円
給湯管漏水修繕（西大寺分署）	169,774 円

※その他金額僅少なものの多数。

現状消防庁舎の修繕については具体的な修繕計画はなく、破損箇所等を中心に随時修繕を行っている。しかし、消防庁舎は防災活動の拠点となる施設であり、消防庁舎の管理は次のとおり地域防災計画にも規定されている重要な事項である。消防庁舎の重要性を考えると、有事の際の安全確保を確実にするためには、随時の修繕だけではなく物理的使用可能年数等も考慮した修繕計画を策定することが重要である。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- 1) 自家発電装置、可搬式発電機及び大容量蓄電池等の整備による非常用電源の確保
- 2) 非常用電源の強化のための燃料備蓄施設の確保
- 3) 無線通信機等通信手段の確保
- 4) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- 5) 緊急車両等の燃料確保のための自家給油取扱所の確保

(出典：奈良市地域防災計画 第6章第5項の2)

消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化や、自家給油取扱所の建設等の防災機能強化を図り、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

(出典：奈良市地域防災計画 第6章第6項の1)

現状では、予算の制約もあり随時の修繕の実施となっているが、物理的使用可能年数等も考慮した修繕計画を策定することが望ましい。

【結果9】

空調設備保守点検委託を随意契約により締結しているが、随意契約の理由が不明瞭である。随意契約を締結するのであれば、理由を明確化する必要がある。

奈良市消防局及び防災センターの空調設備の保守点検業務について、市は当該空調設備の設置業者である三菱電機ビルテクノサービス株式会社と随意契約を締結している。

場所	契約額
消防局・南消防署併設庁舎	792,000 円
防災センター庁舎 3 階	623,700 円

契約方法について、地方自治法第 234 条第 2 項によると、随意契約は政令で定める場合に限り可能である旨が規定されており、さらに、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項において、随意契約を締結できる場合が次のとおり規定されている。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(省略)

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(省略)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号について、市では、奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 17 条の 2 において、金額基準を次のとおり定めている。

奈良市契約規則第 17 条の 2

令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 130 万円

(2) 財産の買入れ 80 万円

(3) 物件の借入れ 40 万円

(4) 財産の売払い 30 万円

(5) 物件の貸付け 30 万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

支出負担行為の理由書によると、「三菱電機ビルテクノサービス株式会社は空調設備の設置業者であり、見積書を徴収したところ予定価格以内であったため随意契約を行った」と記載されている。「予定価格以内であること」を随意契約の理由としていることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（以下「1 号随契」という。）を根拠としていることがわかる。しかし、奈良市契約規則第 17 条の 2 によると、保守業務は同項第 1 号から第 5 号の契約種類には該当せず、第 6 号の 50 万円が基準額になると考えられる。したがって、本契約は 50 万円を

超過している以上、1号随契を理由に随意契約を締結することは不適當であると考えられる。

また、「空調設備の設置業者である」ことも随意契約の理由の一つとしているため、1号随契以外を根拠に随意契約を締結したとも考えられる。そうであれば、どの条項を理由に随意契約を締結したのか、明確化する必要があるといえる。

なお、空調設備の保守点検は一般的に設置業者でなくても実施可能な業務であることが多く、競争入札を実施していれば、より安価に契約を締結できた可能性も否定できない。安易に製造業者や設置業者と随意契約を締結せずに、契約方法の原則である競争入札を積極的に実施することが望ましい。

④ 防災センター運営管理経費（令和3年度決算額：27,438千円）

防災センター運営管理経費は、奈良市防災センター（以下「防災センター」という。）の運営管理に関する費用が計上され、電気料金等の光熱水費が約半分を占め、そのほか、防災活動のPR等の事務経費が計上されている。防災センターは、防災活動のPR及び災害時の避難場所として活用することを目的に平成7年に竣工した建物であり、その概要は次のとおりである。

ア 施設

所在地 奈良市八条五丁目404番地の1

開館 平成7年8月1日

敷地面積 6,622.12 m²（奈良市消防局・南消防署併設庁舎と同一敷地内）

延床面積 3,021.37 m²

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

1階 119番通報体験、奈良市の防災体制、緊急地震速報展示装置、防災Q&A、消防局 救急課事務室 ※

2階 研修室、視聴覚室、救急措置訓練室、図書室

3階 消防局指令課、奈良市・生駒市消防指令センター、災害対策作戦室、コンピュータ室

4階 多目的ホール、備蓄倉庫、無線機械室

イ 開館時間 午前9時30分から午後4時30分

ウ 休館日 月曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、開館しその翌日が休館）、休日の翌日（その日が、土・日曜日及び休日にあたる場合は開館）、年末年始12月28日から翌年1月4日まで

エ 入館料 無料

※ 防災センターの1階の各種防災体験設備は、経年劣化及び新型コロナウイルスの感染拡大により令和3年3月末をもって終了している。

（出典：令和3年度版消防年報）

【意見 6】

防災センターが貸出し用の防災関連の DVD を購入する際、センター内で検討するのみであるため、貸出し利用者にアンケートを実施するなど利用者の希望も踏まえ、購入する DVD の内容を検討することが望まれる。

防災センターでは市民向けに防災関連の DVD を貸与している。防災 DVD は、地震・火災・子供向けの防災アニメなどのジャンルがあり合計で 40 本ほどの DVD を取り揃えている。DVD を借りたい場合は市のホームページに掲示の貸出申込書を消防局に提出することにより、おおむね 1 週間程度借りることができる。

DVD の主な借用户は保育園や自治会、共同住宅の管理者等であり、秋頃を中心に多くの貸出しがある状況である。また DVD に関しては内容の陳腐化のおそれがあるため、毎年 1 本程度消防局で新規の DVD を購入し内容の見直しを行っている。

DVD について多くの貸出しがある点を踏まえると、より市民のニーズに即したラインナップとすることが望ましいが、現状借用户に対してアンケート等は実施しておらず、市民がどのような DVD を必要としているかについて把握する機会は限られている。

例えば、DVD の借用户に対して興味のある防災 DVD の内容をアンケートを実施することで、毎年新規に購入する DVD の検討材料となり、より市民のニーズに即した DVD のラインナップとすることができる。

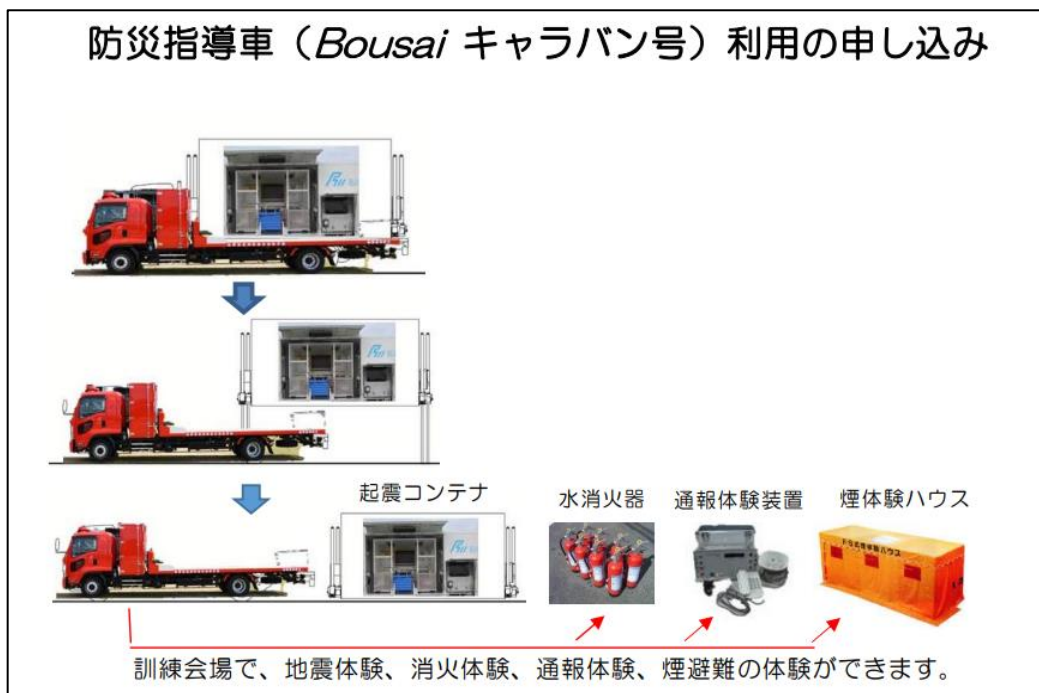
DVD の貸出しについて、利用者にアンケート等を実施し、利用者の希望も踏まえた内容となるよう検討されたい。

⑤ 市民防災教育普及啓発事業（令和 3 年度決算額：92 千円）

防災センターでは、平成 7 年度の開館以来、防災教育普及啓発のため防災体験（消火・地震・煙避難・台風体験）を実施してきた。しかし、体験設備の経年劣化及び新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により防災センターの体験設備は令和 3 年 3 月末をもって閉鎖し、代わりに防災指導車による防災普及活動を実施している。

防災指導車とは、地震体験、消火体験、通報体験、煙避難体験が実施できる装置であり、市民からの申込みに応じて各地に派遣されており、主に自主防災組織や事業所の防災訓練、小中学校の防災教育に活用されている。

防災指導車（Bousai キャラバン号）利用の申し込み



(出典：奈良市ホームページ)

【意見 7】

令和 3 年度から防災センターの体験設備を閉鎖し、防災指導車による防災の啓発活動を実施しているが、防災指導車による啓発活動の効果検証を実施していない。啓発活動がより向上するよう、効果検証を実施することが望ましい。

市は、令和 3 年度から防災センターの体験設備を閉鎖し、防災指導車による啓発活動を行っているが、従前の防災センターにおける防災体験と比較して、防災教育普及という目的がより達成されるようになったのか、また維持管理コストはどのように変化し目的に対して適切な水準となっているかを検証することは重要であるが、現状、消防局では防災指導車による啓発活動の詳細な効果検証は実施していない。

現時点で入手可能な情報により簡易的な分析を行うと、新型コロナウイルス流行前の令和元年度の防災センターの個人の利用者数は約 1 万人となっている一方で、令和 3 年度の防災指導車の利用者数は 10 団体 1,301 人となっている。

(3) 入館状況

(令和元年(平成31年)中)

区分 月	団体		個人(注1)			普通救命講習				合計 人数
	団体数	人数	大人	小人	小計	団体申込		定期講習(注2)		
						団体数	人数	回数	人数	
4	8	129	685	91	776	0	0	2	5	910
5	12	352	1,198	252	1,450	2	31	3	27	1,860
6	30	726	1,021	82	1,103	4	73	2	24	1,926
7	26	556	681	155	836	5	52	3	34	1,478
8	21	336	1,015	252	1,267	4	52	2	29	1,684
9	35	1,008	620	108	728	7	200	3	23	1,959
10	37	1,770	656	78	734	0	0	2	23	2,527
11	41	1,542	755	187	942	3	52	3	31	2,567
12	13	226	506	84	590	2	28	2	21	865
1	11	426	630	88	718	0	0	3	29	1,173
2	19	574	774	62	836	1	18	1	17	1,445
3	0	0	358	3	361	0	0	0	0	361
合計	253	7,645	8,899	1,442	10,341	28	506	26	263	18,755

(注1) 中学生以上は大人、小学生以下は小人として計上

(注2) 定期講習とは毎月2回実施している普通救命講習Ⅰ(主に成人を対象とした講習)と2ヶ月に1回実施している普通救命講習Ⅲ(主に乳幼児を対象とした講習)でいずれも個人申込によるもの

(出典：令和元年度 消防年報)

防災センターの利用者の中には防災体験設備以外の利用者も含まれていることから単純な比較はできないが、従前の防災センターの体験設備利用者数と比較し防災指導車の利用者数は10%程度にとどまっており、今後防災指導車の利用者数を増やしていく施策が望まれる。

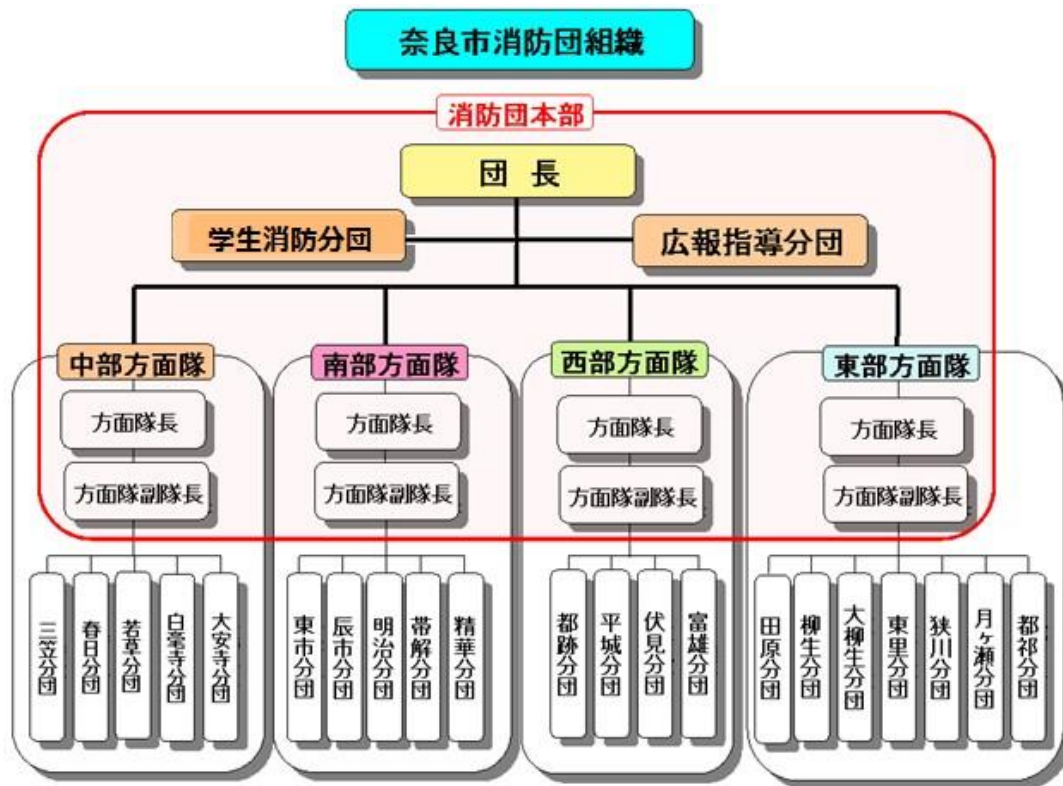
このように過去の防災センターの体験設備の利用者数と防災指導車の利用者数の比較を行うことは、防災指導車の効果を検証するための一つの指標となる。その他維持管理コストの検討や利用者の満足度調査等の実施も有益であると考えられる。

防災指導車の利用状況や維持管理コストについて、効果指標を設定し検証することで、PDCAサイクルを活用し、防災に関する啓発活動を向上させていくことが望まれる。

⑥ 消防団運営事業(令和3年度決算額：117,096千円)

消防団とは、消防組織法により各市町村に組織される消防組織であり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと、防災活動や災害時の支援活動を実施する組織である。

市においても消防団は組織されており、地域ごとに4つの方面隊に分かれている。そして、各方面隊の下の21の分団並びに広報指導分団及び学生消防分団の合計23分団に分かれて活動を行っている。



(出典：奈良市ホームページ)

<消防団の活動内容>

消防団の構成員は本業を別に持つ一般市民で構成されており、防災活動や災害対応時に出勤し活動する。奈良市消防団の主な活動内容は次のとおりである。

○災害時

- ・ 消防隊と連携した災害活動
- ・ 住民の救助、救護活動や避難誘導
- ・ 情報収集、現場での広報及び警戒活動

○通常時

- ・ 火災から住民を守るための火災予防や広報活動
- ・ 災害活動力を高めるための教育訓練
- ・ 機械器具等の点検等
- ・ 地域の行事での警戒活動や防災指導

<消防団員数の状況について>

令和3年度版消防年報によると、奈良市消防団は定員1,030名に対して、現在の団員数は944名と定員割れの状況である。また直近の新任退職の状況は次のとおりである。

62 消防団員の新任状況

(令和4年4月1日現在)

階級	新任 団員数	新任団員数のうち								新任団員 数のうち 41歳以上 の再入団 員数
		21歳未満	21歳以上	26歳以上	31歳以上	36歳以上	41歳以上	46歳以上	51歳以上	
			25歳以下	30歳以下	35歳以下	40歳以下	45歳以下	50歳以下		
団員	39	1	3	9	10	6	2	6	2	4
班長										
部長										
副分団長										
分団長										
副団長										
団長										
合計	39	1	3	9	10	6	2	6	2	4

(学生消防団員を除く)

63 消防団員の退職状況

(令和4年3月31日現在)

階級	退職消防 団員数	退職消防団員数のうち						
		在職年数						
		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団員	26	6	6	5	5	3	1	
班長	5			1	2	2		
部長	15		2	5	5	3		
副分団長	2			1	1			
分団長	5					1	4	
副団長								
団長								
合計	53	6	8	12	13	9	5	

(出典：令和3年度版消防年報)

【意見 8】

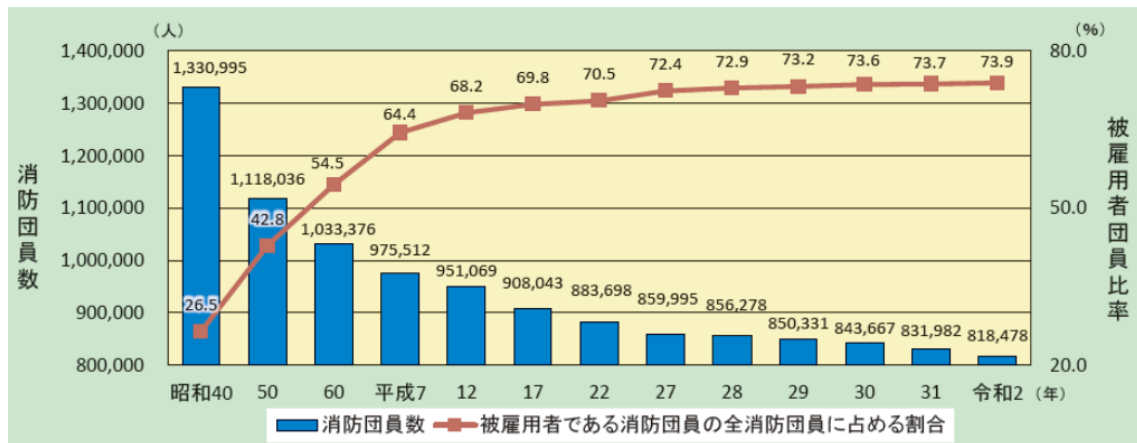
消防団員が定員割れとなっているにもかかわらず、効果的な募集方法についての検討が十分でないため、現状の募集方法の効果検証を実施し、より効果的な募集方法を検討することが望ましい。

消防団員の募集に関して、消防局総務課では次のような取組を行っているが、市の消防団員数が定員割れとなっている状況である。

- ・ 団員による知人や友人の勧誘
- ・ 学生消防分団の団員に対する勧誘
- ・ ホームページによる募集
- ・ 市民だよりによる女性団員の募集
- ・ ポスター配布

しかし、これらの募集活動に関して現状効果分析を実施しておらず、新任団員がどのような経緯で入団したのか、現状の募集方法が効率的かつ効果的に行われているかどうかの検証が十分に行われていない。

また消防団員不足は全国的な問題であり、今後も十分な消防団員数を確保するためには、新任団員についてどのような経緯で入団したかの情報の分析や他自治体の募集活動の調査を実施し、より効果的な団員募集が実施できるよう検討することが望ましい。



(出典：総務省消防庁 ホームページ)

【意見 9】

消防団協力事業所表示制度の認定事業者を増やす施策が取られていないため、例えば、認定事業者に対する優遇措置を検討することが望ましい。

意見 8 に記載のとおり、少子高齢化の影響による人口減などの影響により全国的に消防団員は不足傾向にある。全消防団員の約 7 割は被雇用者であり、このような状況の中、消防団員を確保するためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい活動環境を整備することが重要である。このような状況を踏まえ、消防庁では、平成 18 年度から消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を実施し、市町村等にその導入推進を図っている。

消防団協力事業所の認定に当たっては、従業員が消防団に相当数入団していることなどの一定の要件が自治体ごとに定められており、要件を満たし認定を受けた事業者は、表示証を社屋や自社のポスター等に掲示することができる。

市町村等が交付する表示証（シルバーマーク）



<市町村消防団協力事業所（次のいずれかに該当すること）>

※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり

- 従業員が消防団に相当数入団していること
- 従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- 災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- 従業員による機能別分団等を設置していること 等

総務省消防庁が交付する表示証（ゴールドマーク）

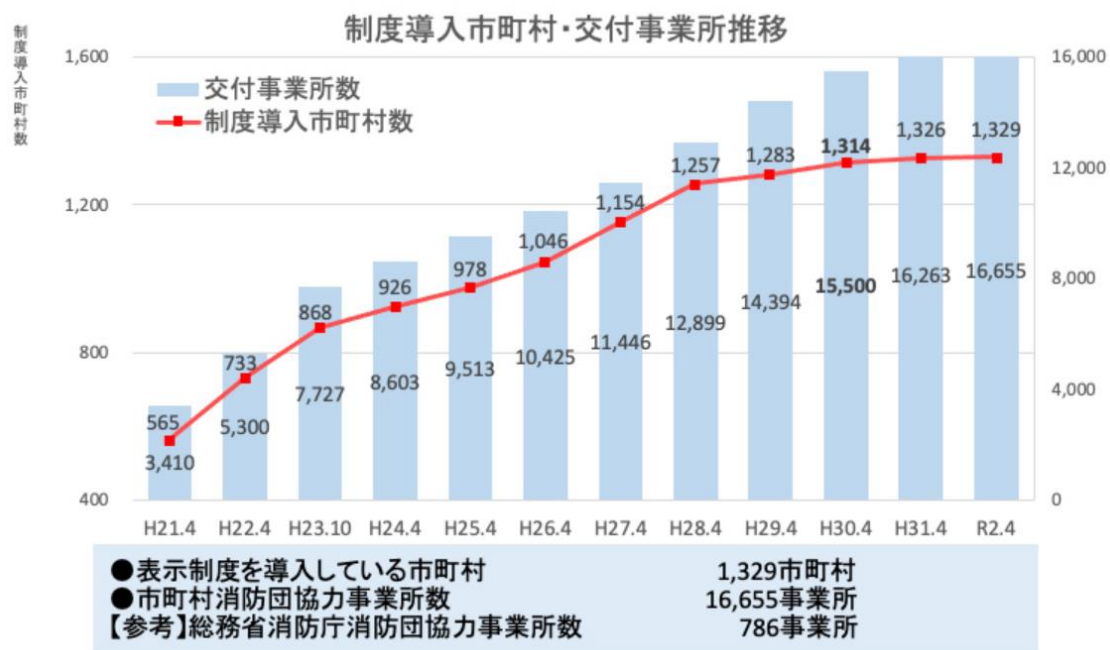


<総務省消防庁消防団協力事業所（次のすべてを満たすこと）>

- 市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- 消防団員が従業員の概ね 1 割以上いること（最低 5 人以上）
- 消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等

（出典：総務省消防庁ホームページ）

消防団協力事業所表示制度の導入状況は次のとおりである。認定事業者数は増加傾向にあり、消防団員の確保の面でも消防団協力事業所表示制度は一定の効果を上げていることが推察される。



(出典：総務省消防庁ホームページ)

市においても、消防団協力事業所表示制度は導入されており、認定の要件及び認定事業者は次のとおりである。

<認定要件>

事業所等が消防関係法令に違反しておらず、次のいずれかに該当している場合に認定することができる。

1. 従業員等が消防団員として、2名以上入団している。
2. 消防団員である従業員等の消防団活動について積極的に配慮している。
3. 災害時等における資機材の提供、訓練場所又は、施設用地の提供等、消防団活動に協力をしている。
4. その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

(出典：奈良市ホームページ)

<認定事業者>

事業所名	所在地
大和ハウス工業（株）奈良工場	奈良市西九条町4丁目
介護老人保健施設 大和田の里	奈良市丸山2丁目
社会福祉法人 大和会 都祁すずらん苑 （株）奈良ロイヤルホテル	奈良市都祁友田町
近畿日本鉄道（株）大和西大寺駅	奈良市西大寺国見町1丁目
近畿日本鉄道（株）西大寺列車区	奈良市西大寺国見町1丁目
近畿日本鉄道（株）西大寺検車区	奈良市尼辻北町
近畿日本鉄道（株）近鉄スポーツセンター	奈良市尼辻北町
医療法人あすか会 介護老人保健施設 アンジェロ	奈良市帝塚山2丁目
奈良県農業協同組合 奈良・天理・山辺地 区統括部	奈良市柏木町
豊愛株式会社 ゆうゆうあやめ池デイサー ビス	奈良市あやめ池南六丁目

（出典：奈良市ホームページ）

消防団協力事業所表示制度について、市はホームページ等での告知や認定要件の見直しは行っているが、事業所の消防団員の退職等の理由により、認定を更新しない事業所も発生している状況である。

このように市の消防団協力事業所表示制度は、消防団員の確保という面で、必ずしも有効に機能していないと考えられるが、その要因の一つは事業者側に認定を取得することのメリットが薄いことが考えられる。

例えば、認定を取得した事業者に対して、入札における加点や防災器具の無償貸与、割引や減税などの支援策を実施している自治体も存在しており、このような優遇策は消防団協力事業所表示制度の認定事業者の増加、ひいては消防団員の増加にも効果的であると考えられる。

優遇措置	自治体
法人事業税等の減税	長野県、静岡県、岐阜県
入札参加資格の加点など	24 県、253 市町村
中小企業制度融資など金融関連の 優遇策	山梨県、島根県他
消防団員雇用貢献企業報奨金制度	岐阜県
都道府県主催防災士養成講座の受講	愛媛県
消火器の無償提供等	146 市町村

（出典：総務省消防庁ホームページから監査人作成）

消防団の活性化は、奈良市地域防災計画にも定められている重要な課題であるため、消防団協力事業所表示制度の認定事業者の優遇措置を検討し、消防団の団員数増加・活性化を図ることが望ましい。

(4) 消防団の活性化

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進等により、組織強化に努める。

また、消防団協力事業所表示制度の活用など、被雇用者団員の活動環境の整備、処遇の改善、機能別分団員（昼間の災害等の活動のみを実施する分団員）の確保などによる組織の強化に努める。

(出典：奈良市地域防災計画 第2章第3項の3)

【意見 10】

消防団員の教育・訓練が消防学校への入校による講義の受講が中心となっており、その結果、入校者数が低迷している。より容易に講義を受講できる手段として、e-ラーニングの導入やDVD教材の利用を検討することが望ましい。

消防団の団員の教育・訓練について、現状は消防学校の入校による講義の受講が中心となっている。消防学校の入校については、市内の各消防団から周知することで希望者を募っており、毎年10名程度の消防団員が入校し、2日程度の講義を受講している。また消防学校の入校経費については、消防局が支出しており、消防団員の個人負担は発生しない仕組みとなっている。

このように、消防局では消防学校の入校者の募集及び入校経費の支出を実施しているが、例年の入校者は10名程度と市の消防団員約900名の1~2%程度にとどまっている。

消防学校の入校者数が少ない要因として、消防団員の約7割は被雇用者であり、スケジュールの都合上、消防学校に入校し講義を受講することが困難であることが考えられる。

消防団は地域の防災において重要な役割を担っており、消防団の教育・訓練の充実を図ることは、防災計画上も重要である。消防団の教育・訓練については、消防団員の多くが被雇用者であることを考えると、働きながらでもより容易に受講できることが必要であり、e-ラーニング等の導入やDVD教材の利用は有意義であると考えられる。

e-ラーニングについては、消防団員の通信環境等の問題も存在するが、DVD教材については比較的導入しやすく、消防学校への入校が困難な消防団員に対して教育の充実を図る上で一つの解決策となりうる。消防団の教育についてe-ラーニング等の導入やDVD教材の利用も検討し、消防団員の教育・訓練が充実するよう検討されたい。

⑦ 消防団活性化事業（令和3年度決算額：349千円）

消防団の活動のうち、消防団活性化事業は、消防団を中核とした安全で災害に強いコミュニティづくりのために行われる事業であり、地域住民や自主防災組織、地元町内会、企業等と一体となった消防防災活動を推進し消防団活動の活性化を図る事業である。

消防団活性化事業の活動内容は消防団活性化実行委員会が決定し、その年の活動内容については消防局総務課でも内容を確認している。

近年の活性化事業の活動内容は次のとおりである。

平成27年度	奈良市消防団、DMAT、DPAT 合同訓練
平成28年度	奈良市消防団を中核とした地域防災強化訓練
平成29年度	～守ろう我が町、我が地域～ ※ 消防団の活性化と地域住民とのコミュニケーションの強化を目的としたイベント
平成30年度	市民メディカルラリー
令和元年度	奈良県都市団長会北和ブロック合同防災訓練

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止。

【意見 11】

消防団活性化事業の活動内容について、効果検証が行われていない。アンケート等を実施することで活動内容を検証し、PDCA サイクルを活用して活動内容の向上を目指すことが望ましい。

消防団活性化事業については消防団の訓練のほか、平成29年度や平成30年度のような市民向けイベントも開催されている。市民向けイベントに関しては、主に防災や災害対応関連の知識の普及、地域住民との連携の強化などが目的となるため、実施した事業が当該目的に照らして、有効なイベントとなったのかの効果検証は必要不可欠である。

しかし、現状このような市民向けイベントについて、参加者に対するアンケート等は実施しておらず、実施したイベントの目的が達成されたかどうかの検証は十分には行われていない。

消防団活性化事業のうち、市民向けのイベントについては、アンケート等を実施することで、イベントの目的がどの程度達成されたかを検証することができ、次回以降の活動内容の検討材料になると考えられる。したがって、アンケート等を実施してPDCA サイクルを活用することで、活動内容の向上を目指すことが望ましい。

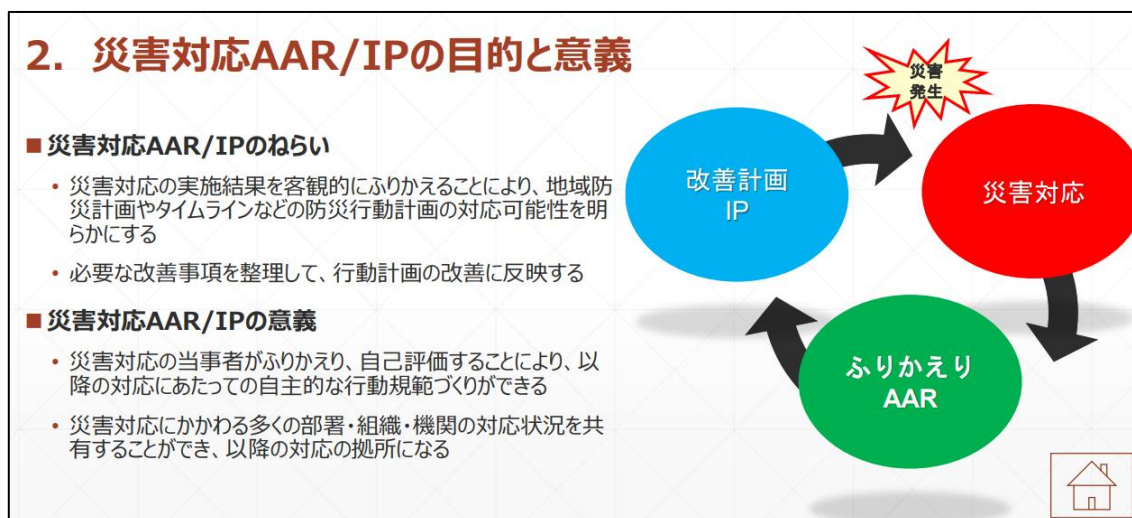
【意見 12】

消防団活性化事業における訓練について、詳細な振り返りが行われていないため、After Action Reviewの視点も取り入れた詳細な振り返りを行うことが望ましい。

消防団活性化事業では、2年に1度程度の頻度で大規模な合同訓練を実施している。

訓練実施時には、振り返りとして監督者からの講評は実施している。しかし、実際の災害を想定した訓練においては、監督者からの講評だけではなく、訓練の目的を踏まえた上で、何が達成できて何が達成できなかったのか、その要因は何かなどについて詳細な振り返りが重要である。

防災訓練の振り返りの手法として近年 After Action Review という手法が注目されている。After Action Review とはもともとアメリカ陸軍において導入されている訓練の短時間での振り返りを行う手法であり、近年は防災訓練や災害対応においても導入が進んでいる考え方である。災害対応における After Action Review の目的・意義について、NPO 法人環境防災総合政策研究機構 環境・防災研究所のレポートによると次のようなことが指摘されている。



(出典：NPO 法人 環境防災総合政策研究機構 環境・防災研究所
「災害対応のふりかえりと改善計画のすすめかた」)

具体的には次のような項目について事後の振り返りを行うことで、今後の災害対応へ活用することを目的とするものである。

- (1) 訓練の目的は何だったのか
- (2) 実際にできたことは何だったのか
- (3) その差はどうして生じたのか
- (4) 次回はどうすればよいか

具体的な実施方法としては、上記のような項目を設定した振り返りシートやWEB アンケートを訓練参加者に配布し、個人や少人数のグループで振り返りを行うことが考えられる。

このような振り返りを通じて、消防団では各自の振り返りの結果、明らかになった課題を定量的に把握することができ、実際の災害発生時の対応力向上のために活用することができる。また一般的な訓練の講評とは違い、訓練参加者が主体的に考えることによって訓練参加者の災害発生時における当事者意識の向上といった副次的な効果も期待できる。

実際の災害発生時においては、数分の対応の違いにより被害状況が大きく変わる可能性があるため、訓練時においても具体的な行動目標を設定し、それが想定どおりに達成されたかを検証することは重要である。

After Action Review はポイントを絞ったものであれば 10 分程度での実施も可能であるため、消防団の訓練について After Action Review の視点も取り入れた振り返りの導入を検討されたい。

4 消防局 消防課

消防局消防課は、災害警備や災害対策の連絡、調整等を実施する消防防災係、消防車両等や消防機械器具の整備等を実施する装備施設係に分かれて担当しており、具体的には奈良市消防局の組織に関する規則第4条に規定する業務を担っている。職員数は令和4年4月1日現在で20名(再任用職員及び会計年度任用職員を含む。)である。

第4条 消防課においては、次の事務をつかさどる。

消防防災係

- (1) 災害の警備に関すること。
- (2) 災害対策の連絡及び調整に関すること。
- (3) 非常警防体制及び特別警戒体制の実施に関すること。
- (4) 消防相互応援協定に関すること。
- (5) 地域防災計画及び水防計画に関すること。
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に係る同意に関すること。
- (7) 消防水利の開発及び保全に関すること。
- (8) 水防資器材の整備保全に関すること。
- (9) 防災総合訓練等に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

装備施設係

- (1) 消防車両等の配置計画に関すること。
- (2) 消防機械器具の整備及び整備技術の指導に関すること。
- (3) 特殊な消防機械器具の操作技術の指導に関すること。
- (4) 消防車両等の燃料に関すること。
- (5) 消防車両等の登録及び検査等に関すること。
- (6) 車両管理の総括に関すること。
- (7) 公務による交通事故の物損処理に関すること。

2 指揮救助隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 救助対策及び救助活動に関すること。
- (2) 救助隊の教育訓練及び救助技術に関すること。
- (3) 救助機械器具の整備保全及び操作技術の指導に関すること。
- (4) 救助統計に関すること。
- (5) 救助の警備計画に関すること。
- (6) 指揮支援隊に関すること。
- (7) 緊急消防援助隊に関すること。
- (8) 国際消防救助隊に関すること。

(9) 隊の庶務に関すること。

3 指揮支援隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 災害現場の指揮支援に関すること。

(2) 災害現場の安全管理及び現場指揮体制の調査研究に関すること。

(3) 災害現場の情報収集及び現場広報に関すること。

(4) 災害の警戒及び防除に関すること。

(5) 消防活動技術の研究に関すること。

(6) 火災防御検討会に関すること。

(7) 警防計画及び訓練に関すること。

(1) 調査した事業の概要

① 常備消防事務経費

ア 事業の概要

事業の目的	消防として災害対応能力の充実強化及び課事務運営に係る経費である。
根拠法令等	消防組織法 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和 62 年法律第 93 号）
主な事業内容	あらゆる災害の発生危険や建築物の大規模化及び深層化、複雑多様化する各種災害から、市民の生命、財産等を守るため、消防として災害対応能力の充実強化を図るため、消防職員の技術向上を目的とした派遣や、消防環境を的確に把握し、継続的かつ安定した消防業務を遂行する。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	1,478	1,423	1,774
決算額	1,123	909	1,197
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	1,774	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

（出典：市集計）

② 教育訓練事業

ア 事業の概要

事業の目的	複雑多様化する各種災害に対応が可能となるよう体制の確立を目指し、人命救助を最優先とした活動を展開するため、救助隊員等の専門的知識及び技術の更なる向上を図る。
根拠法令等	消防組織法
主な事業内容	複雑多様化する各種災害に的確に対応可能な消防体制の確立を目指す上で、政令市において実施される訓練又は研修に参加し、参加した隊員による当市での訓練や研修を開催し、専門的知識の普及や技術向上による消防活動能力の強化を図る。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	306	304	307
決算額	275	193	-
次年度繰越額	-	-	-

（出典：市集計）

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	307	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

（出典：市集計）

③ 消防機器管理経費

ア 事業の概要

事業の目的	複雑多様化する消防事象に対応するため、消防活動上必要とされる消防救急車両や資機材を良好な状態に維持管理し、消防体制の強化を図る。
根拠法令等	消防組織法
主な事業内容	複雑多様化する各種災害に対応できるよう、消防救急車両の点検整備並びに、各種資機材の修繕又は整備を実施、法令又は整備指針に従い適正な維持管理を図る。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	26,884	64,844	30,635
決算額	26,289	64,320	30,148
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	30,308	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-
その他	327	消防車両共同運用負担金

(出典：市集計)

④ 消防活動事業

ア 事業の概要

事業の目的	複雑多様化する各種災害に即応できるよう、車両燃料等消防活動に必要な物資等の購入又は整備を図る。
根拠法令等	消防組織法 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
主な事業内容	複雑多様化する各種災害に即応できるよう、資機材の整備を実施するとともに、消火活動等に使用した水道水や車両燃料等消防活動に必要な経費の支出等を行い、安定した消防活動の遂行を図る。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	22,259	25,332	22,172
決算額	22,006	23,504	21,342
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	21,172	-
国補助金	1,000	緊急消防援助隊活動負担金
県補助金	-	-

(出典：市集計)

⑤ 消防団消防機器管理経費

ア 事業の概要

事業の目的	複雑多様化する各種災害に対応するため、消防団員による消防活動を行う上で必要とされる小型動力ポンプ等の資機材や車両等の整備を行い、良好に維持することで消防活動等の強化を図る。
根拠法令等	消防組織法
主な事業内容	消防団員における消防活動等の円滑な遂行を実施するため、市内に配備している小型動力ポンプ等の消火用資機材の整備、また車両等の適切な維持管理を実施し、消防団における地域防災力の強化を図る。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	8,496	11,720	8,244
決算額	8,029	10,283	7,716
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	8,244	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

（出典：市集計）

⑥ 水防資器材整備事業

ア 事業の概要

事業の目的	突発的かつ局地的な集中豪雨による洪水等による被害に対し、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、水災や土砂崩れ等による被害軽減を目的とし、資機材整備を計画的に進め、水防活動体制の充実強化を図る。
根拠法令等	消防組織法 災害対策基本法 水防法
主な事業内容	水防活動用品及び同資機材の計画的な整備を図り、適切に必要な資機材の配備を行い、水防活動体制の強化を図る。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	96	106	106
決算額	96	106	106
次年度繰越額	-	-	-

（出典：市集計）

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	106	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

（出典：市集計）

⑦ 消防施設維持補修事業

ア 事業の概要

事業の目的	消防活動時に必要となる防火水槽、消火栓等の消防水利施設並びに各種災害時に消防団活動の拠点となる消防ポンプ格納庫等の施設の良い維持管理の徹底を図る。
根拠法令等	消防法 消防組織法 消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）
主な事業内容	防火水槽等の消防水利、地域活動拠点となるポンプ格納庫等は常時使用が可能となるよう維持管理を行い、経年劣化等による補修必要施設の修繕又は改修を実施する。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	4,772	4,770	4,770
決算額	4,659	4,474	4,763
次年度繰越額	-	-	-

（出典：市集計）

ウ 最終予算額の内訳（令和 3 年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	4,770	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

（出典：市集計）

⑧ 消防車両整備事業

ア 事業の概要

事業の目的	近年増加傾向にある複雑多様化する各種事象に対し、的確に対応し、安定した住民サービスを継続するため、老朽化した車両及び積載資器材の計画的な更新整備を図り、各種災害事象への対応能力の向上を図る。
根拠法令等	消防組織法
主な事業内容	長期使用に伴う車両及び積載資器材の機能低下した車両等を、それぞれの耐用年数、走行距離及び他都市の更新状況を考慮し、計画的に車両の整備を進める。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	48,000	235,900	106,500
決算額	47,960	235,081	95,656
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	1,487	-
国補助金	22,013	緊急消防援助隊設備 整備費補助金
県補助金	-	-
地方債	83,000	-

(出典：市集計)

⑨ 小型動力ポンプ整備事業

ア 事業の概要

事業の目的	通常火災はもとより、震災等発生時における多発火災、密集地における大規模火災等に対応が可能となるよう、消防団に配備している小型動力ポンプのうち経年により機能等の低下したものについて計画的に更新し、地域防災力の増強と円滑な消防体制の強化を図る。
根拠法令等	消防組織法
主な事業内容	長期使用による機能低下、又は故障等が多発する小型動力ポンプについて、継続使用が不可能とされるポンプの計画的な更新整備を実施する。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	16,000	8,000	6,800
決算額	15,984	7,948	6,728
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	31	-
国補助金	-	-
県補助金	2,169	消防力強化支援事業補助金
地方債	4,600	-

（出典：市集計）

⑩ 消火栓整備事業

ア 事業の概要

事業の目的	火災発生時における消火活動を円滑に行うため、消防活動上必要とされる消防水利及び関係施設を良好に維持管理し、消防体制の万全を図る。
根拠法令等	消防組織法 消防水利の基準
主な事業内容	火災発生時に使用する消防水利について、水利不便地には新設消火栓を設置し、また既存消火栓補修を実施し、災害時に即使用が可能となるよう整備する。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	9,000	9,000	9,000
決算額	8,999	8,986	8,339
次年度繰越額	-	-	-

（出典：市集計）

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	900	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-
地方債	8,100	-

（出典：市集計）

⑪ 防火水槽整備事業

ア 事業の概要

事業の目的	消防活動における重要な消防水利について、市内の均一な水利施設を配置し、消火栓の設置が困難、又は水道配管に余裕のない地域に対して、市民の安全安心を図るため、耐震基準を満たした防火水槽を整備するために必要な経費。
根拠法令等	消防組織法 消防水利の基準
主な事業内容	消防水利として震災時にも使用できる耐震性防火水槽を設置し、火災発生時又は震災時における消防水利を確保し、住民の安全安心を図る。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	-	-	8,000
決算額	-	-	6,480
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	-	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-
地方債	8,000	-

(出典：市集計)

(2) 結果及び意見

① 消防機器管理経費（令和3年度決算額：30,148千円）

消防機器管理経費のうち、最も金額の大きな支出は車両修繕料であるが、修繕の発生額を年度当初に正確に予想することが難しいこともあり、当初予算を執行額が上回る結果となった。その他の支出は、資機材の購入費や資機材の検査手数料、自動車重量税等が続く。

【結果10】

空気呼吸器用軽量ポンベの再検査委託について、契約を月ごとに分割した結果、予定価格が少額となり、少額随意契約（1号随契）を締結している。一般競争入札の実施による単価契約を検討する必要がある。

空気呼吸器用軽量ポンベの再検査委託を、毎月、同一業者（株式会社セフティ・サービス）に発注し、月ごとの発注額が1号随契の範囲内であることを理由に随意契約を締結している。しかし、毎月、異なる品種の空気ポンベの検査を委託してはいるものの、ポンベの検査委託という意味では同一の取引であるといえ、年間の取引額は一般競争入札が必要な金額に達する。また、検査委託は、特定の業者でなくとも実施できる可能性が高く、一般競争入札を実施すれば、委託費の低減につながる可能性もある。したがって、空気ポンベの検査委託は、契約を分割せず一括で契約するとともに、一般競争入札の実施を検討する必要がある。

なお、年間の総検査本数を年度当初に確定できない可能性が高いことから、単価契約を締結することが考えられる。昨今、物価の上昇が続き、委託料がいつ値上げされるか分からない状況であることから、単価契約を締結し、年度当初に検査単価を確定させることは、予算管理の観点からも有用であるといえる。

【令和3年度の空気呼吸器用軽量ポンベの再検査委託費の発生状況】

年月	品名	数量	単価	金額
令和3年4月	815CAZ	14本	10,450円	146,300円
令和3年5月	530CⅢZ	20本	12,650円	253,000円
令和3年8月	182F	4本	13,200円	52,800円
令和3年9月	530CⅡZ	5本	12,650円	63,250円
令和3年10月	815CZ	10本	10,450円	104,500円
令和3年11月	815CZ	3本	10,450円	31,350円
	530ⅡAZ	10本	12,650円	126,500円
令和3年12月	530CⅡZ	14本	12,650円	177,100円
令和4年1月	730CⅡZ	2本	12,650円	25,300円
	530CⅡZ	4本	12,650円	50,600円
令和4年2月	730CⅡZ	2本	12,650円	25,300円
合計	-	88本	-	1,056,000円

（出典：市提供資料）

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

奈良市契約規則第 17 条の 2

令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

【意見 13】

消防車両に搭載している資機材を記録した機関台帳に、推奨使用年数の記載がない。更新の必要性を把握するためにも、推奨使用年数を記載することが望ましい。

消防車両に搭載している資機材については、消防車両ごとに作成する機関台帳に記録して管理している。当該機関台帳には、車両の購入年月日や各資機材の品名、数量が記載されているものの、各資機材の推奨使用年数の記載がない。資機材には、一部に推奨使用年数が定められているものが存在する。推奨使用年数が到来したからといって、必ずしも資機材をすぐに交換する必要はないが、交換の時期の目安を把握することが可能となる。したがって、更新の必要性を把握するためにも、機関台帳に推奨使用年数を記載することが望ましい。さらに、資機材を交換した際には、交換年月日を記録し、次の交換時期を把握できる体制とすることが望まれる。

② 消防活動事業（令和 3 年度決算額：21,342 千円）

消防活動事業のうち、燃料費（ガソリン、軽油）が 7 割以上を占める。残りの支出は、事務用消耗品費等が続き、各消防署へ払い出すための在庫を倉庫で保有し、払出し管理等を行っている。

【意見 14】

緊急消防援助隊活動時に支出することが見込まれる消耗品費等相当額を、前渡金として現金を受領して保管し、毎月、不使用額を返納して精算しているが、業務の効率性を考慮し、精算の頻度について再検討することが望ましい。

緊急消防援助隊活動とは、大規模災害や特殊災害時に被災地からの要請を受け、市の消防隊員が出動して被災地で活動することをいう。当該活動時には、市から30名程度の消防隊員が3日程度、援助活動を実施することが想定されるため、3日間で使用する消耗品費等の金額を見積もって前渡金として現金を受領し、消防課の金庫に保管している。前渡金の受領は毎月行われるとともに、前月に受領した前渡金のうち、不使用であった額を返納し、精算している。また、前渡金の受領と返納は市庁舎の会計課に赴いて行う必要がある。しかし、大規模災害や特殊災害が発生しなければ、当該前渡金は支出することがなく、また、大幅な人員数の変動がなければ、毎月、前渡金は同額である。したがって、毎月、同額の現金の受領と返納を繰り返すのは、業務の効率性を阻害している可能性が高い。実際、消防課から会計課のある市庁舎へ往復するには30分以上を要することに加え、現金を持ち運ぶ危険性を考慮して2名以上の職員が赴き、業務時間を拘束している。業務の効率性の観点から、精算の頻度について再検討することが望ましい。

【緊急消防援助隊活動で支出することを想定した前渡金の内訳】

用途	金額
燃料費	98,000 円
消耗品費	50,000 円
食糧費	130,000 円
燃料費（ガソリン）	64,000 円
合計	342,000 円

（出典：市提供資料）

③ 消火栓整備事業（令和3年度決算額：8,339千円）

消火栓整備事業は、実際は水道管の設置工事等と一体で実施することになるため、工事の所管課である奈良市企業局に対する負担金という形式で執行されることになる。

【意見 15】

奈良市企業局に対して支出する消火栓整備負担金について、企業局からの費用明細書に基づいて負担金の計上を行っているが、その積算内容について、消防課としての妥当性の検証が十分に行われていない。積算内容の妥当性について、消防課として、企業局と深度ある協議を行うことが望ましい。

消火栓とは、消火活動に必要な水を供給するための設備であり、水道管等の水道施設と一体として機能することから、消防課から企業局に対して、消火栓の新設、増設及び維持管理を委託している。具体的には、消火栓設置及び管理に要する費用の負担に関する覚書を両者で締結し、年間で 9,000 千円の範囲内で企業局からの請求に基づき、負担金を支出することとなっている。

しかし、企業局から消防課への請求内容について、消防課では、間接経費の算出方法等、詳細を把握していなかった。

本委託費は、企業局においては負担金で補填されるため、コスト削減の意識が働きにくいおそれがある。積算内容の妥当性に関して、消防課として、企業局と深度ある協議を行うことが望ましい。

【企業局から請求内容の事例】

工事場所	あやめ池南四丁目
消火栓番号	第 5662 号
竣工年月日	令和 3 年 6 月 22 日
工事費（税抜き）	718,000 円
材料費	263,965 円
間接経費	223,102 円
小計	1,205,067 円
計（千円止め）	1,205,000 円
消費税相当額	120,500 円
小計	1,325,500 円

（出典：市提供資料）

【結果 11】

消防課で管理する在庫の管理方法及び実査についてのマニュアルがないため、整備する必要がある。

消防課では、消火剤や吸着マット等の在庫を保有し、受け払いを記録したり、不定期に在庫数量をカウントしているものの、当該在庫の管理方法や、定期的な実査についてのマニュアルを有していない。正確な在庫数量を把握し、適切に管理するためにも、日常の在庫の受入れ及び払出しの管理方法や定期的な実査に関するルールを整備する必要がある。

5 消防局 予防課

消防局予防課は、火災予防に関する広報活動や査察、指導を行っており、具体的には奈良市消防局の組織に関する規則第5条に規定する業務を担っている。職員数は令和4年4月1日現在で13名（再任用職員を含む。）である。

第5条 予防課においては、次の事務をつかさどる。

予防査察係

- (1) 火災予防施策の計画立案に関すること。
- (2) 火災予防の対策及び広報に関すること。
- (3) 防火管理者資格講習及び指導に関すること。
- (4) 火災原因及び損害の調査に関すること。
- (5) 火災警報の発令に関すること。
- (6) 予防統計に関すること。
- (7) 女性防災クラブに関すること。
- (8) 住宅防火に関すること。
- (9) 住宅用火災警報器の普及促進に関すること。
- (10) 予防査察の計画、実施及び指導に関すること。
- (11) 防火対象物の違反処理に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

危険物規制係

- (1) 危険物の許可、認可及び規制に関すること。
- (2) 指定可燃物その他特殊な物質の防火に関すること。
- (3) 危険物取扱者等及び危険物施設の管理者の指導に関すること。
- (4) 液化石油ガスその他の高圧ガスの防火指導に関すること。
- (5) 危険物の災害予防対策及び調査研究に関すること。

設備指導係

- (1) 建築物の確認、許可及び認可の同意に関すること。
- (2) 消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。
- (3) 建築物の防火に関すること。
- (4) 防火対象物の使用届出等に関すること。
- (5) 防災規制の指導に関すること。

(1) 調査した事業の概要

① 常備消防事務経費

ア 事業の概要

事業の目的	予防業務の積極的かつ厳正な執行による予防行政の充実強化を目的としている。
根拠法令等	消防法
主な事業内容	社会情勢の変貌による消防関連法令の改正を消防行政へ反映するため、会議、研究会等での情報の収集、研修会への職員の派遣等を行っている。 また、消防同意等の各書類の受付、消防法に基づく建物の立入検査、火災調査を行っている。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	1,968	1,868	2,283
決算額	1,362	1,310	1,599
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	-	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-
特定財源	2,283	危険物関係申請手数料、 証明手数料

(出典：市集計)

② 防火啓発推進事業

ア 事業の概要

事業の目的	住民の生命身体、財産を火災から守り安全な地域社会の実現を図ることを目的としている。
根拠法令等	消防法 消防法施行令 奈良市火災予防条例（昭和 37 年奈良市条例第 12 号）
主な事業内容	市民の防火意識の向上を目指し、火災予防運動や消防フェア等の啓発活動を実施している。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	3,475	1,638	667
決算額	3,077	572	484
次年度繰越額	-	-	-

（出典：市集計）

ウ 最終予算額の内訳（令和 3 年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	-	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-
特定財源	667	危険物関係申請手数料

（出典：市集計）

③ 女性防災クラブ活動助成事業

ア 事業の概要

事業の目的	地域に居住する女性を中心とした防火体制を充実することにより、住民の生命、身体、財産を火災から守り安全な地域社会の実現を図ることを目的としている。
根拠法令等	奈良市補助金等交付規則（昭和 59 年奈良市規則第 23 条） 奈良市女性防災クラブ等活動助成金交付要領（平成 23 年奈良市消防局長訓令乙第 1 号） 女性防災クラブ規約
主な事業内容	地域及び家庭での防火の要となる女性防災クラブ連合会及び女性防災クラブの組織拡充と火災予防及び地域住民の防火意識の普及啓発を推進するための活動助成金を交付している。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	4,111	4,153	3,937
決算額	4,086	3,631	3,787
次年度繰越額	-	-	-

（出典：市集計）

ウ 最終予算額の内訳（令和 3 年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	3,593	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-
特定財源	344	危険物関係申請手数料

（出典：市集計）

（2）結果及び意見

① 常備消防事務経費（令和 3 年度決算額：1,599 千円）

多くの人が利用する建物や構築物は、防火対象物として火災予防のための人的体制の整備や消防用設備の設置等が消防法にて義務付けられている。予防課では、常備消防事務経費事業において、各防火対象物が消防法に適合した体制、設備を維持管理しているかを確認するため立入検査をし、違反があった場合には是正に向けた指示や命令を行っている。火災が発生した際には、将来の火災予防を目的として原因と損害の調査が行われている。

また、建築確認申請における消防同意や防火・防災管理者選任（解任）届出書等の防火管理関係の各種書類の受付を行っている。これらの情報については、基本的に紙資料で保管しており、一部の情報のみを FireWeb（消防支援情報管理システム）に入力して管理している。

【意見 16】

防火対象物の関連資料の大部分が紙資料で保管されているが、閲覧や検索の効率化、資料保全の徹底を図るために、資料の電子化を推進することが望ましい。

防火対象物に関する建物図面、防火対象物使用開始届出書等の紙資料を対象物ごとにファイルに綴じ、各管轄の消防署にて保管しているが、膨大な量となっている。このような状況は、資料の検索に時間を要することになり、随時利用を妨げる要因となっている。

現在、消防支援情報システムである FireWeb への登録により当該資料の電子化を図っているが、新規登録の建築確認申請の控えや劣化の激しい資料等の一部のみに留まっている。電子化が進んでいない資料については、提出日等の定量的な情報のみの登録が行われており、詳細については各現物ファイルを参照している。今後、建物図面や届出書等を添付資料として FireWeb に登録することを検討しているが、閲覧や検索の効率化、資料保全の徹底を図るため早期の対応が望ましい。また、将来的な査察モバイル端末導入等、各現場での活用を見据えた環境構築の一環としての電子化の推進を検討されたい。

② 防火啓発推進事業（令和 3 年度決算額：484 千円）

市民の防火意識を高めるため、春季と秋季に全国一斉で展開される火災予防運動や市が独自に設定している歳末火災予防運動、消防フェア等のイベントを実施している。さらに、毎年 1 月 26 日の文化財防火デーを中心とした文化財防火運動や文化財防火ゼミナールといった文化財の保護意識を高めるイベントも実施している。各種イベントでは、ポケットティッシュ、チラシの配布による防火の呼びかけや、火災や災害への危機意識を高める体験コーナーの設置を行っている。

また、将来の防災リーダー、消防団員の育成を目的としたジュニア防災クラブに対して、防火・防災関連行事における啓発活動や訓練、研修への参加を通じた育成指導を行っている。

予防課では、啓発活動の中でも、住宅用火災警報器の設置の普及を推進している。これは、市の地域防災計画において各地域自らの防災が重要視されており、住宅防火の推進を重点項目と捉えていることによる。

住宅用火災警報器は、平成 16 年の消防法改正により、全国一律で全ての住宅に設置が義務づけられることとなった。市は奈良市火災予防条例第 30 条の 3 第 1 項にて、住宅用火災警報器を設置しなければならない場所を次のとおり定めている。

- 1 全ての寝室
- 2 寝室がある階の階段（1階の階段、屋外の階段を除く。）

以下は3階建て以上の場合

- 3 寝室がある階から、2つ下の階の階段（その階段の上階に警報器が設置されている場合は不要）
- 4 寝室が1階のみにある場合居室のある最上階の階段

設置状況の把握を目的として毎年設置率、条例適合率の調査が行われており、総務省が公表している令和4年6月1日時点における市の設置率は82.2%、条例適合率は61.4%であり全国平均の設置率84.0%、条例適合率67.4%を下回る結果となっている。

- ※ 設置率 市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯（自動火災報知設備等の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。）の全世帯に占める割合。
- 条例適合率 市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯（同上）の全世帯に占める割合。

【意見17】

設置率、条例適合率の向上のため住宅用火災警報器の設置状況等調査のアンケートを有効に活用することが望ましい。

住宅用火災警報器の設置状況等調査は、防災センターで開催している応急手当講習の参加者に対してアンケート形式で実施している。本アンケートでは、付随して、住宅用火災警報器を設置していない理由の記載欄が設けられているが、当該回答について十分に分析されていない。

条例適合率が全国平均を下回っており、より有効な啓発活動を検討する必要があるため、本アンケートを有効に活用することが望ましい。

③ 女性防災クラブ活動助成事業（令和3年度決算額：3,787千円）

地域防災計画において、地域での自主防災防犯活動が重要視されており、その一翼を担う組織として女性防災クラブが結成された。予防課では、女性防災クラブ活動への助成事業を実施している。

女性防災クラブは、火災予防及び地域住民への防火・防災意識の啓発を目的として市内に居住する女性によって結成された組織であり、女性防災クラブ規約に基づき次の事業を行っている。

- 1 地域における防災思想の普及と高揚に関すること。
- 2 研修会・座談会等での防災教養に関すること。
- 3 消火実験等の初期消火技術の教養に関すること。
- 4 火災危険排除のため、消防署に対する情報提供に関すること。
- 5 火災多発期の広報活動に関すること。
- 6 その他、クラブの目的達成に必要な任務に関すること。

令和4年4月1日時点で、次のとおり市内23地区で女性防災クラブが設立されており、各地域の特性に応じた防火防災に係る啓発活動を行っている。

【女性防災クラブの設立現状（令和4年4月1日現在）】

番号	クラブ名	クラブ員数	結成年月日
1	鶴舞地区	48	昭和46.11.30
2	大柳生地区	60	昭和49.7.19
3	狭川地区	10	昭和49.8.6
4	精華地区	24	昭和50.3.16
5	鳥見地区	83	平成8.6.13
6	朱雀地区	52	平成9.2.22
7	左京地区	62	平成9.11.18
8	明治地区	74	平成10.3.28
9	済美地区	54	平成10.8.21
10	済美南地区	82	平成11.9.23
11	鼓阪地区	72	平成11.11.23
12	飛鳥地区	78	平成12.4.16
13	椿井地区	69	平成12.4.26
14	帯解地区	78	平成13.5.20
15	都祁地区	64	平成18.10.22
16	東市	85	平成21.3.8
17	伏見地区	18	平成26.3.16
18	平城地区	76	平成27.3.12
19	青山地区	9	平成29.3.4
20	奈良帝塚山地区	25	平成29.3.11
21	富雄南地区	42	平成30.3.4
22	西大寺北地区	休止中	平成31.2.22
23	平城西地区	20	令和2.3.18
計		1,185	-

(出典：奈良市 消防年報（令和3年版）)

加えて、各地区クラブの会長等で構成された奈良市女性防災クラブ連合会が組織されており、各クラブ員の能力、知識の向上のため連合会主催の研修会等を開催している。

予防課では、各クラブが円滑に効果的な活動を行えるよう、奈良市女性防災クラブ等活動助成金交付要領（以下「女性防災クラブ助成金交付要領」という。）に従い、交付対象事業の執行に直接必要な経費に対して、奈良市女性防災クラブ等活動助成金を交付している。

助成金の交付対象となる事業は次の事業である。

1. 交付対象団体の組織拡充及び活動の強化に関すること。
2. 地域の防火・防災啓発及び広報に関すること。
3. 火災予防運動及び防災訓練等への参加に関すること。
4. 防災機関及び女性防災クラブの情報交換に関すること。
5. その他火災予防及び地域防災活動に関すること。

各クラブが助成金の交付を受けるためには、奈良市補助金等交付規則第 4 条の補助金等交付申請書と併せて女性防災クラブ助成金交付要領に規定された次の書類を提出しなければならない。

1. 会員名簿
2. 事業計画書
3. 収支予算書
4. 前年度の収支決算書
5. その他市長が必要とする資料

そして、事業が完了した際には奈良市補助金等交付規則第 14 条の補助事業等実績報告書と併せて女性防災クラブ助成金交付要領に規定された次の書類を提出しなければならない。

1. 収支決算書
2. 活動報告書
3. その他市長が必要とする書類

予防課では、各資料を受領し記載内容の確認を行い、奈良市女性防災クラブ等活動助成金の交付が適当なものであるかの判断を行っている。補助金等交付申請書の提出時においては、事業計画を前年度と比較することで計画の妥当性を検証しており、適正な活動が実施されるよう指導も行っている。補助事業等実績報告書の提出時においては、再計算を実施するなど各資料の整合性を確認した上で、収支明細や活動実績を確認し不適切な活動の有無を検証している。担当者が疑問

を抱いた事項については、各クラブに聞き取りを行い、必要に応じて領収書等の提出、誤りがある場合には訂正を求めている。

また、令和3年度から全クラブの中から無作為に抽出した5クラブについては、収支決算書等と併せて領収書等の提出を求め、正確性や適切性についてより厳格に確認を行っている。

【結果 12】

女性防災クラブ規約にて選任を規定している役員が選任されていない女性防災クラブが存在するため、適切に選任するよう指導する必要がある。

各クラブは女性防災クラブ規約（以下「クラブ規約」という。）に、適切かつ円滑なクラブ運営のため役員を選任を規定しており、各クラブの特性に合わせ若干の違いはあるものの、おおむね次に掲げる役員を選任することとしている。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計 1名
4. 書記 1名
5. 班長 若干名
6. 会計監査 1名

しかし、23クラブ中18クラブにおいて、必要な役員の一部が選任されていない状態であった。

役職	選任状況	対象クラブ数（重複を含む）
会長	不選任	-
	不足	-
副会長	不選任	1クラブ
	不足	6クラブ
会計	不選任	3クラブ
	不足	-
書記	不選任	7クラブ
	不足	2クラブ
班長	不選任	9クラブ
	不足	-
会計監査	不選任	7クラブ
	不足	3クラブ

クラブ規約において各役職に応じた役員の選任について規定しているのは、公的な助成金を受け、運営するクラブの性質上、役割を持った複数の役員による相互監視により、不適切な運営が行われることを防止する目的があると考えられる。そのため、必要な役員が選任されていないクラブに対して、選任するように指導する必要がある。その際、構成員が少なく全ての役員を選任することが難しい場合もあることから、相互監視が図られる範囲内で兼任も認めるなど、現実的な対応が望まれる。

6 消防局 指令課

消防局指令課は、消防局の指令業務を担当しており、具体的には奈良市消防局の組織に関する規則第7条に規定する業務を担っている。職員数は令和4年4月1日現在で21名（再任用職員を含む。）である。

第7条 指令課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電子計算機器及び入出力媒体の管理に関する事。
- (2) 電子計算機器処理に係る情報の管理に関する事。
- (3) 端末機の操作研修及びパスワードの管理に関する事。
- (4) その他電子計算機器の運用に関する事。
- (5) 水火災、救急その他の災害の受報及び出動指令に関する事。
- (6) 通信施設及び器具の運用管理に関する事。
- (7) 消防隊等の出動の統制的運用に関する事。
- (8) 水火災、救急その他の災害の現場の通信統制に関する事。
- (9) 水火災、救急その他の災害の現場の情報収集及び連絡に関する事。
- (10) 職員の非常招集に関する事。
- (11) 医療機関等との連絡及び協調に関する事。
- (12) 通信施設の技術研究及び指導に関する事。
- (13) 防災気象の通信連絡に関する事。
- (14) 課の庶務に関する事。

(1) 調査した事業の概要

① 常備消防事務経費

ア 事業の概要

事業の目的	通信指令業務の充実強化及び課の事務運営を目的とする経費。
根拠法令等	-
主な事業内容	複雑多様化する災害事情に対応するため、通信指令事務に係る事務執行や通信関係の会議等に参加し、時代に即した情報収集を行うことで、通信指令業務の充実強化を図る。通信指令事務に係る事務の執行を継続的に実施し、防災に関する会議・研修等に参加することにより、最新技術及び消防防災分野における国の動向等の理解を深め、時代に即した通信指令業務を行うことが可能となる。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	3,960	6,996	3,773
決算額	903	4,537	3,447
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	3,773	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

② 奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会負担金経費

ア 事業の概要

事業の目的	奈良県防災行政通信ネットワークの設備維持管理に係る経費。
根拠法令等	災害対策基本法
主な事業内容	災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、県、市町村、消防本部、防災関係機関を結ぶ無線通信網を設置し、迅速、的確な情報の収集や伝達を行うことにより、地震、風水害、火災等の災害の未然防止及び被害の軽減を図ることを目的として、奈良県防災行政通信ネットワークを運用している。奈良県防災行政通信ネットワークを運用維持管理し、迅速、的確な情報の収集や伝達を行い、災害の未然防止、被害の軽減に努めている。また、奈良県防災行政通信ネットワークにおける防災情報システムでは、台風等の災害時に災害情報等を入力することで、関係機関との情報共有が可能となり、災害情報、気象情報、避難所情報、通信事業者による緊急速報メールの活用により、市民に対する迅速な情報提供ができる。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	208	208	208
決算額	205	207	207
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	208	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

③ 通信機器管理経費

ア 事業の概要

事業の目的	火災等の災害による被害の軽減、傷病者の救命率向上、防災体制の強化等、総合的な消防力の向上を目的として整備した消防指令センターの運営管理（奈良市単独分）及び通信関係施設等の維持管理に要する経費。
根拠法令等	-
主な事業内容	消防指令センター及び消防救急デジタル無線システムをはじめとする通信関係施設等の機能維持を図り、複雑多様化している災害への対応等、消防業務全般における必要不可欠な業務を継続実施している。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	27,504	30,475	29,209
決算額	27,167	30,025	27,844
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	28,806	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-
特定財源	403	消防車両共同運用負担金

（出典：市集計）

④ 奈良市・生駒市消防指令センター運営管理経費

ア 事業の概要

事業の目的	火災等の災害による被害の軽減、傷病者の救命率向上、防災体制の強化など、総合的な消防力の向上を目的とする。
根拠法令等	奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約（平成25年奈良市告示第442号）第16条
主な事業内容	消防指令センター及び消防救急デジタル無線システムをはじめとする通信関係施設等の機能維持を図り、複雑多様化している災害への対応等、消防業務全般における必要不可欠な業務を継続実施している。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	70,359	75,113	71,079
決算額	69,570	74,332	70,149
次年度繰越額	-	-	-

（出典：市集計）

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	50,064	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-
特定財源	21,015	奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会負担金

（出典：市集計）

(2) 結果及び意見

① 奈良市・生駒市消防指令センター運営管理経費（令和3年度決算額：70,149千円）

奈良市消防局は生駒市消防本部と共同で、奈良市・生駒市消防指令センターを運用している。消防指令センターの共同運営により、消防指令施設の維持管理費用の削減や人員配置の効率化を図り、また、先進市の動向や各種会議での情報収集、急速に発展する社会情勢の変化に対応することを目的としている。

奈良市・生駒市消防指令センターに係る維持管理費用の各市の負担については、奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会における規約にて定められている。奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約第16条第2項において、「前項の規定により関係市が負担すべき額は、関係市の長が協議して定めるものとする。」と規定されており、平成25年11月1日付で、各市長の協議により、負担割合が決定されている。

関係市の経費の負担割合は、2分の1を国勢調査人口比率にて算出したもの、残り2分の1を消防費基準財政需要額比率にて算出したものとし、それぞれを合わせたものとされている。生駒市の負担金の算出方法は、算定された負担割合を、経費に乗じたものとし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとされている。一方、奈良市・生駒市消防指令センターの土地及び建物の施設利用料については、生駒市から負担金を徴収していない。

【意見18】

奈良市・生駒市消防指令センターの土地について、生駒市に無償で使用させる手続が実施されていない。市が保有する財産を使用させる以上、生駒市から負担金を徴収するか否か検討し、その結果について承認行為を経ることが望ましい。

奈良市・生駒市消防指令センターは、市の所有する土地及び建物を使用して運営されており、奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約で定めた負担金を生駒市から徴収した上で、維持管理費用を市が支出している。一方、土地及び建物の使用に係る負担金を生駒市から徴収していないが、無償で使用させる手続は採られていない。

この点、生駒市から建物については使用部分の整備費に係る負担金を徴収しているが、土地については負担金を徴収していない。

地方自治法第238条の4第7項に規定される行政財産の目的外使用に係る使用料については、奈良市行政財産使用料条例（昭和49年奈良市条例第19号）において減免することができる旨が規定されている。しかし、市は、奈良市・生駒市消防指令センターの土地及び建物については目的外使用には当たらず、使用料は発生しないと判断しているとのことである。

建物については、負担金を徴収しているため市の主張には合理性があるが、土地については目的外使用には当たらないとはいえ、市が保有する行政財産を使用させるに当たり、生駒市から負担金を徴収するか否か検討し、その結果について承認行為を経ることが望ましい。

7 消防局 救急課

消防局救急課は、救急医療機関との調整・応急手当普及啓発などに関する業務を行っており、具体的には奈良市消防局の組織に関する規則第6条に規定する業務を担っている。職員数は令和4年4月1日現在で12名（再任用職員及び会計年度任用職員を含む。）である。

第6条 救急課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 救急業務の基本計画に関すること。
- (2) 救急隊の運用に関すること。
- (3) 救急情報の収集及び救急統計に関すること。
- (4) 救急医療関係機関等との連絡及び調整に関すること。
- (5) 救急隊員の感染防止対策及び健康管理に関すること。
- (6) 救急資機材の配置及び開発に関すること。
- (7) 救急業務の需要に係る対策に関すること。
- (8) 救急ワークステーション設置準備に関すること。
- (9) ドクターカー運用に関すること。
- (10) 救急救命士及び救急隊の教育訓練に関すること。
- (11) 救急医療及び救急技術の調査研究に関すること。
- (12) 応急手当の普及啓発活動に関すること。
- (13) 患者搬送事業に関すること。
- (14) メディカルコントロール体制（医療機関等との連携により救急業務の質的向上を図る体制をいう。）に関すること。
- (15) 救急業務の高度化推進に関すること。
- (16) 課の庶務に関すること。

(1) 調査した事業の概要

① 常備消防事務経費

ア 事業の概要

事業の目的	市民の生命・身体・財産を守るために救急救命士の養成、国の指針に基づき奈良県メディカルコントロール協議会で整備された救急救命士の生涯教育（病院実習等）の実施、救急隊員の各種研修等への参加、市民の生命・財産を守るための救急体制の充実強化を目的とする。
根拠法令等	消防法 消防法施行令 救急救命士法（平成3年法律第36号） 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号） 奈良市救急活動規程（平成28年奈良市消防局長訓令甲第6号）
主な事業内容	救急救命士の養成及び研修、救急に関する各種会議出席など、市民の生命、財産を守るため、救急体制の充実強化を図っている。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	3,394	8,733	8,417
決算額	2,745	4,965	7,072
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	8,417	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

② 消防機器管理経費

ア 事業の概要

事業の目的	都市化の進展、社会情勢の変化により複雑多様化する各種災害による救急活動等に対応するため、各種救急資器材の整備を図り、救急業務に万全を期すことを目的とする。
根拠法令等	消防法 消防法施行令 奈良市救急活動規程
主な事業内容	救急業務に万全を期すために必要な資器材の整備（修理・点検）を図っている。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	934	947	990
決算額	709	904	988
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	990	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

(出典：市集計)

③ 消防活動事業

ア 事業の概要

事業の目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大や複雑多様化する救急事案に対応するため、救急活動の高度化を図り、あらゆる救急事案に的確に対応し、市民の安心・安全を守ることを目的とする。
根拠法令等	消防法 消防法施行令 奈良市救急活動規程
主な事業内容	救急活動で必要とされる消耗品や医薬材料などの各種資器材の購入や備蓄を計画的に行っている。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	11,399	32,657	32,287
決算額	11,180	31,207	31,721
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	14,981	-
国補助金	17,306	新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金
県補助金	-	-

(出典：市集計)

④ 応急手当普及啓発活動事業

ア 事業の概要

事業の目的	急病や交通事故をはじめとする各種の救急事故による心機能停止や呼吸停止に陥った傷病者に対し、救急隊が到着するまでの救命処置空白時間を解消するため、人命を救うことを目的とした応急手当を、広く市民に普及啓発するための経費を支出する。
根拠法令等	消防法 消防法施行令 奈良市救急活動規程
主な事業内容	平成6年度から、市民に対する普及講習を実施しており、令和3年度末までの受講者は延べ約83,500人に達している。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	349	1,003	659
決算額	274	378	107
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	659	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

（出典：市集計）

（2）結果及び意見

① 常備消防事務経費（令和3年度決算額：7,072千円）

ア 救急救命士の養成

救急救命士法において、救急救命士は「厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者」と定められており、「救急救命士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない」とされている。

※救急救命処置 その症状が著しく悪化するおそれがあり、若しくはその生命が危険な状態にある傷病者が病院若しくは診療所に搬送されるまでの間などに、症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために必要なもの（救急救命士法第2条第1項）。

奈良市消防局には、現在60名の救急救命士が救急隊に所属しており、各署所の在籍人数は次のとおりである（令和4年9月1日時点）。

単位：人

各署所・部課	現場救急隊数 (係)	現場救急隊員数	救急隊所属 救急救命士数
中央消防署	3	9	6
佐保分署	3	9	6
南部分署	3	9	6
南消防署	3	9	6
西大寺分署	3	9	6
西消防署	3	9	6
富雄分署	3	9	6
北消防署	3	9	7
東消防署	3	9	5
東部分署	3	9	3
月ヶ瀬分署 (消防隊救急隊兼務)	3	12	3
集計	33	102	60

（出典：市集計）

奈良市救急活動規程では、救急隊は 1 隊当たり 3 人以上の救急隊員をもって編成すると定められており、うち 2 人を救急救命士とする目標を奈良市では掲げているものの、達成できていない署所もある。

上記の課題がある中、奈良市の救急救命士の養成の取組として、年間 3 名の救急隊員を研修所（救急救命士養成課程）に入所させており、その成果として救急救命士数は年々増加傾向にある。

イ 救急救命士及び救急隊員の教育研修

市では、処置拡大をはじめとする救急高度化に追随すべく、救急隊員等の技術・知識の向上を目的とした研修として、署内教育研修、本部教育研修、ドクターカー教育研修、指令員教育研修の 4 つの研修を計画し、定期的を実施している。これらの研修のほか学会などを通じて、救急救命士は、奈良県メディカルコントロール協議会によって定められているポイントを取得しなければならず、必要ポイントは年間 64 ポイント以上とされている。なお当該ポイントは、次の内訳をもって到達とされる。

- a. 救急救命士再教育病院実習：32 ポイント以上
- b. 各種学会・教育コース：16 ポイント以上
- c. シナリオ訓練：4 ポイント
- d. 技能訓練：12 ポイント

※ c、d に関しては合計 16 ポイント以上（日常的な教育）

ただし、a. について、気管挿管再教育対象者に当たっては、救急救命士再教育実習 16 時間、気管挿管再教育病院実習 8 時間、気管挿管再講習 8 時間をもって、合計 32 ポイントとし、救急救命士再教育病院実習の履修としている。

上記の研修等への参加記録は、奈良県メディカルコントロール協議会救急救命士再教育研修実施要領に定める研修記録表（次図）に記録し、毎年度、一年間分を各所属単位で取りまとめ、所属長決裁を経て救急課に提出後、救急課は奈良県メディカルコントロール協議会に提出する。

また、救急隊員については、救急救命士のような明確な到達目標は定められていないものの、救急救命士に準ずる程度の目標を掲げ、積極的に研修等に参加するよう指導している。

【研修記録表】

様式 1

令和 3 年度

所属長 検印



ふりがな	写 真
氏 名 ㊞	
生年月日	
所 属	

救急隊員経験年数 [1年未満切捨て]	年
救急 I 課程 修了	平成 年 月 日
救急 II 課程 修了	平成 年 月 日
救急標準課程 又は 救急科 修了	平成・令和 年 月 日
救急救命士免許登録	平成・令和 年 月 日
気管挿管認定救急救命士 認定	平成・令和 年 月 日
ビデオ硬性挿管用喉頭鏡使用 認定	平成・令和 年 月 日
薬剤投与資格取得の別	認定 (平成・令和 年 月 日) ・ 履修済み
追加 2 項目処置資格取得の別	認定 (平成・令和 年 月 日) ・ 履修済み

教育研修対象分類	要綱第 2 条	(1)	(2)	(3)	(4)
救急救命士教育の分類	就業前教育 ・ 再教育 ・ 気管挿管 ・ 薬剤投与 ・ WS研修				
救急救命士教育研修時間・点数	病院実習	各種学会 研究会等		指導救命士が 関与した訓練	
	時間	分	点	点	点

ウ 各種会議への出席

対象となる隊員は、『救急業務体制について（通知）』に基づき、救急活動調整会議、検証会議など各種会議を定期的を開催し、出席している。

救急活動調整会議は、救急業務に関する統一指針の検討策定に向けての調整を行うとともに、全救急隊員への現状と課題の周知徹底により、病院前救護における救急活動水準の向上を図ることを目的として開催されている。四半期ごと（4、7、10、1月）の開催に加え、緊急を要する場合は臨時で開催するものとし、会議内容は主に次のとおりである。

- ・ 伝達事項連絡
- ・ 救急活動及び業務における検討調整事項
- ・ 会議において調整が必要と認められた議案
- ・ 公費参加における各種学会等への参加報告

検証会議は、各種症例の検証体制の整備を通じ、プロトコルの理解と遵守を周知徹底することにより、救急高度化への対応と救急活動水準の向上を目的として開催されている。検証会議には部内で実施される部内検証会議、検証医による医学的検証であるメディカルコントロール検証会議などがあり、部内検証会議については毎月（奇数月はWEB開催）、メディカルコントロール検証会議については2か月に1回開催されている。

【意見19】

奈良県メディカルコントロール協議会によって定められているポイントについて、年度途中の取得状況を救急課で管理しておらず、各救急救命士の個人管理となっている。表などを作成し定期的に更新することで、年度途中の取得状況を把握できるようにすることが望ましい。

各救急救命士は、研修等を受講し、奈良県メディカルコントロール協議会によって定められた一定以上のポイントを取得し報告する義務がある。各救急救命士は、毎年度、一年間分の研修記録を各所属を通じて救急課に提出することでポイント取得状況を報告することとなっており、年度途中のポイント取得状況は各個人で管理している。これまでに必要ポイントを取得できなかった者はおらず、また、やむを得ず必要ポイント数を取得できなかった場合でも代替措置を採ることが可能で、さらに取得ポイントが不足した場合でも資格剥奪などのペナルティはない。しかし、救急救命士の技術・知識の向上という趣旨から奈良県メディカルコントロール協議会が一定以上のポイントの取得を義務付けていることを鑑みれば、各救急救命士が定められたポイントを取得することが望ましい。したがって、ポイントの取得状況を各救急救命士の個人に管理させるのではなく、救急課として年間を通して取得状況を管理し、取得状況が芳しくな

い者には研修への参加を促すなど、各救急救命士がポイントを取得できるように支援する体制を構築することが望ましい。

② 消防機器管理経費（令和3年度決算額：988千円）及び消防活動経費（令和3年度決算額31,721千円）

救急課では、資器材及び消耗品の在庫管理を実施している。資器材及び消耗品の在庫管理は、次の手順で実施している。

- ・ 各署所は在庫管理システムで資器材及び消耗品の入出庫申請を行うとともに、その旨を救急課に報告する。
- ・ 救急課は、各署所からの申請及び報告に基づき、資器材及び消耗品の入出庫を行うとともに、申請内容と一致しているかダブルチェックを行う。
- ・ 申請内容と一致していることを確認後、在庫管理システムに入出庫状況を反映させる。
- ・ 2～3か月に一度、棚卸を行い、実際の在庫数と、在庫管理システム上の在庫数が一致しているか確認する。
- ・ 棚卸時に、実際の在庫数と在庫管理システム上の在庫数に差異がある場合、棚卸を担当した救急課職員は、発生原因を調査し、その結果を救急課に共有する。救急課は、共有された情報に基づき、再発防止策を講じる。

各種資器材及び消耗品は、単価変動や仕入先の影響により品名が変わることがあり、今後の仕入予定がないものについては「在庫限り」と登録されている。また、マスク等の一部の消耗品については、新型コロナウイルス感染症対策の支給品として保管しているものがあり、「奈良市」など支給元が把握できるよう登録されている。

【意見 20】

一部の資器材及び消耗品を除き、在庫管理システムに保管場所が登録されていない。効果的かつ効率的に在庫管理を行う観点から、保管場所についても在庫管理システムに登録する、又は保管場所一覧等を作成し、一目で保管場所が分かるような体制をつくることを望ましい。

資器材及び消耗品は数箇所に分けて保管されており、用途や品目ごとにある程度まとまっているものの、保管場所については一部を除き在庫管理システムに登録されていない。現状、救急課職員が保管場所をある程度把握しているため大きな問題にはなっていないが、それでもまれに保管場所が分からないことがあり、その場合は保管場所を熟知している他の救急課職員が協力しながら入出庫等を行っている。この状況を踏まえると、熟知した救急課職員が異動した場合、在庫管理に相当の時間と労力を費やすことが想定され、また管理ミスが発生する可能性も

高くなる。そのため、全ての資器材及び消耗品の保管場所（倉庫名・棚番号等）が誰にでも一目で分かるような体制を構築することが望ましい。

【意見 21】

中古資器材及び中古資機材の保管状況が在庫管理システムに登録されていない。中古資器材及び中古資機材についても、他の資器材と同様に価値もあり、使用することが想定されるため、在庫管理システムに登録し管理することを検討されたい。

救急車の台替え時に取り外したバックボードやストレッチャー、その他バッグなどが倉庫に保管されている。これらは、現在使用中のものが修理に出された際等に、代替品として使用する場合があります。しかし、在庫管理システム上には何ら登録されず、紙資料での別途管理となっている。他の資器材と同様に価値もあり、使用することが想定されるため、在庫管理システムに登録し管理することを検討されたい。

8 建設部

(1) 調査した事業の概要

① 道路インフラ保全課

道路インフラ保全課は、保全第一係、保全第二係に分かれており、道路事業にかかる補助申請及び執行事務に関することや、道路インフラの点検、長寿命化、耐震補強計画等を実施している。具体的には奈良市行政組織規則第 54 条の 2 に規定する業務を担っている。職員数は令和 4 年 4 月 1 日現在で 10 名（会計年度任用職員を含む。）である。

第 54 条の 2 道路インフラ保全課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保全第一係

- (1) 道路事業に係る補助申請及び執行事務手続に関すること。
- (2) 道路インフラの定期点検に関すること。
- (3) 道路インフラの長寿命化修繕計画に関すること。
- (4) 道路インフラの耐震補強計画に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

保全第二係

- (1) 道路インフラの長寿命化修繕工事に関すること。
- (2) 道路インフラの耐震補強工事に関すること。
- (3) 無電柱化推進事業に関すること。

【橋梁耐震補強事業】

ア 事業の概要

事業の目的	今後予想される南海トラフ大地震のような大震災に対し、橋梁の落橋や倒壊などの状況を防ぐとともに、市民の命と財産を守るため、安全・安心なまちづくりの一環として事業を推進し、災害時における緊急車両の通行の安全や緊急物資の輸送路としての安全を確保し、緊急輸送道路としての通行機能を確保することを目的とする。
根拠法令等	道路法（昭和 27 年法律第 180 号） 災害対策基本法 橋、高架の道路等の技術基準 奈良市第 5 次総合計画 奈良市国土強靱化地域計画 奈良市地域防災計画
主な事業内容	耐震補強工事の対象とする緊急輸送道路及びそれに架かる橋梁並びに軌道上に架かる橋梁のうち、直轄国道及び緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋から優先的に耐震補強工事を実施する。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	18,000	30,000	27,000
最終予算額	67,017	187,948	361,893
決算額	25,707	160,948	36,286
次年度繰越額	30,000	27,000	323,600

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	3	-
国補助金	197,890	道路更新防災等対策事業費 補助金
県補助金	-	-
地方債	164,000	-

(出典：市集計)

② 道路維持課

道路維持課は、市民が安全で安心して道路を利用できるよう、主に市道の維持管理を担当しており、具体的には奈良市行政組織規則第55条に規定する業務を担当している。職員数は令和4年4月1日現在で27名（会計年度任用職員を含む。）である。

第55条 道路維持課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

施設管理係

- (1) 街路灯の新設及び補修に関する事。
- (2) 課の庶務に関する事。

維持補修係

- (1) 道路・橋りょうの補修工事及び掘削跡復旧工事の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関する事。
- (2) 道路災害応急復旧工事の調査、測量、設計、施行及び指導監督に関する事。
- (3) 法定外公共物（里道）の維持補修に関する事。
- (4) 街路樹の管理に関する事。

舗装道補修係

- (1) 道路・橋りょうの舗装道補修工事の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関する事。

<p>(2) 私道の舗装に関すること。</p> <p>(3) 法定外公共物（里道）の舗装に関すること。</p> <p>(4) 交通安全施設の維持補修に関すること。</p> <p>(5) 道路反射鏡の新設及び補修に関すること。</p> <p>2 道路維持課土木管理センターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>維持補修係</p> <p>(1) 道路パトロール並びに小規模な道路、橋りょう及び法定外公共物（里道及び水路）の補修工事の施行に関すること。</p> <p>(2) 災害応急復旧に関すること。</p> <p>(3) 材料支給に関すること。</p> <p>舗装道補修係</p> <p>(1) 道路、橋りょう及び法定外公共物（里道）の舗装工事の施行に関すること。</p> <p>(2) 災害応急復旧に関すること。</p>

【街路灯管理経費】

ア 事業の概要

事業の目的	市内に道路照明として設置しているハイウェイ灯等は、主にニュータウン開発時等に設置されている。防犯灯タイプの街路灯については平成 29 年度で LED 化が完了し、ハイウェイ灯については平成 30 年度から LED 化を行っている。LED 化により CO2 やコストの削減が見込めるだけでなく、器具の軽量化や電柱への共架化を進めることで災害時や老朽化によるポール転倒事故等の削減効果もあわせて期待できることから、安全面も考慮すれば、LED 化による更新・延命化を行うことが有効であるため、事業を実施するものである。
根拠法令等	道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号） 奈良市街路灯設置基準 奈良市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年奈良市条例第 38 号）
主な事業内容	CO2 やコストの削減、転倒事故防止を目的として、市内のハイウェイ灯等の LED 化を行っている。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	31,000	87,206	87,402
決算額	26,342	76,467	87,029
次年度繰越額	-	-	-

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	2,602	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-
地方債	84,800	-

(出典：市集計)

③ 河川耕地課

河川耕地課は、準用河川の改修・修繕工事、水路等の法定外公共物（普通河川を含む）の改修・修繕工事、河川災害復旧工事、都市下水路の工事を実施しており、具体的には奈良市行政組織規則第60条に規定する業務を担っている。職員数は令和4年4月1日現在で13名（再任用職員及び会計年度任用職員を含む。）である。

第60条 河川耕地課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

企画調整係

- (1) 河川関係諸団体との連絡調整に関する事。
- (2) 土木災害事務及び補助申請事務に関する事。
- (3) 都市下水路に関する企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関する事。
- (4) 開発行為等の事前協議及び調整に関する事。
- (5) 一級河川の総合治水に関する関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 大和川流域総合治水対策に関する事。
- (7) 調整池の補修工事に関する事。
- (8) 建設系の工事に係るしゅん工検査に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。

建設係

- (1) 河川（水路等の法定外公共物を含む。）の改修、補修及び河川災害復旧工事の企画、

調査、測量、設計、施行、指導監督及び補助申請事務の資料作成に関すること。

- (2) 浸水対策の企画調整に関すること。
- (3) 準用河川の指定及び変更に関すること。
- (4) 水防に関すること。
- (5) 企画調整系の工事に係るしゅん工検査に関すること。

耕地係

- (1) 農業基盤整備に関すること（工事に関連するものに限る。）。
- (2) 土地改良区に関すること（工事に関連するものに限る。）。
- (3) 農地及び農業施設災害復旧に関すること。
- (4) 土地改良事業に関すること（工事に関連するものに限る。）。
- (5) 治山に関すること。
- (6) 農地総合開発事業に関すること（工事に関連するものに限る。）。

【普通河川改修事業】

ア 事業の概要

事業の目的	市内には、奈良県が管理する一級河川が 25 本、市が管理する準用河川が 13 本、普通河川が 252 本、法定外公共物（水路）が約 7,500 本ある。大雨などによる被害を最小限にするため、改修などの整備を行うとともに、治水・浸水対策として継続して工事を実施する。河川改修を推進することにより災害に強い都市づくりを行い、市民の生命と財産を守ることを目的としている。
根拠法令等	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
主な事業内容	奈良市が管理する河川等を対象として、浸水被害に影響する箇所について、測量設計・護岸改修工事等を行い、河川・水路の整備を行う。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
前年度からの繰越	10,568	6,851	33,000
最終予算額	73,568	106,931	142,000
決算額	58,736	60,431	101,584
次年度繰越額	6,851	33,000	8,300

（出典：市集計）

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	8,300	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-
地方債	133,700	-

（出典：市集計）

（2）結果及び意見

① 道路維持課

【街路灯管理経費（令和3年度決算額：87,029千円）】

平成30年度から道路照明灯LED化に向けた調査を実施の上、ハイウェイ灯等のLED化工事を進めている。工事期間は平成30年度から令和4年度を予定しており、工事場所及び灯数は次の図のように計画されている（なお、令和元年度及び令和2年度は実績値）。緊急輸送道路や幹線道路に設置されているものを優先的に実施するという工事方針を掲げているが、故障や地理、予算の関係で優先度が変動する場合もある。

工事の実施は専門業者に委託しており、完成までの手順は次のとおりである。

- ・ 道路維持課は競争入札の依頼を契約課にする。
- ・ 契約課は、入開札を実施し、落札業者を決定する。
- ・ 契約課は、落札業者について道路維持課に報告し、道路維持課は当該情報を確認後、問題がなければ契約を締結する。
- ・ 契約後から完成にかけて、落札業者は施行計画書、産業廃棄物管理票、工事日報、工事完成届等を道路維持課に提出し、道路維持課が完成物を検収後、問題がなければ完成となる。

完成したハイウェイ灯等は、地理情報システム（以下「GIS」という。）に管理コード、管理者、設置住所等が登録され、地図上に表示される。

【道路照明灯 LED 化工事 工事予定箇所及び数量】

年度	場所	灯数 (灯)	合計灯数 (灯)
R 元年度	朝日町・中山町（西部第 86 号線ほか）	49	123
	ならやま大通り（奈良阪南田原線）	74	
R2 年度	ならやま大通り（奈良阪南田原線※至生駒）	168	515
	秋篠（中部第 137 号線）	33	
	学園富雄通り（二条谷田線）	54	
	登美ヶ丘鹿畑線・登美ヶ丘中町線	117	
	新大宮駅周辺（西九条佐保線ほか）	39	
	ならまち大通り（杉ヶ町高畑線）	96	
	紀寺・京終（六条奈良阪線ほか）	8	
R3 年度	みやと通り（中部第 253 号線ほか）	8	604
	あやめ池（西部第 1317 号線ほか）	201	
	JR 奈良駅 西・南（中部第 639 号線ほか）	67	
	佐保台外周道路（北部第 595 号線）	49	
	西大寺駅南北（西大寺一条線）	104	
	西ノ京駅東側（中部第 485 号線）	34	
	平城山駅 西（中部第 173 号線）	36	
	青垣台・中町 IC（西部第 1154 号線ほか）	77	
菅原（中部第 1341 号線）	36		
R4 年度	平城ニュータウン（中部第 169 号線ほか）	389	628
	県道枚方郡山線西側市道（西部第 1318 号線）	7	
	中町、丸山（西部第 722 号線）	6	
	富雄駅南側ロータリー	6	
	青山（北部第 21 号線ほか）	104	
	中登美ヶ丘二～六丁目（西部第 1160 号線ほか） 登美いこいの道 西方面（中部第 20 号線） 北登美ヶ丘二丁目（西部第 1038 号線）	122	
		合計	1,870

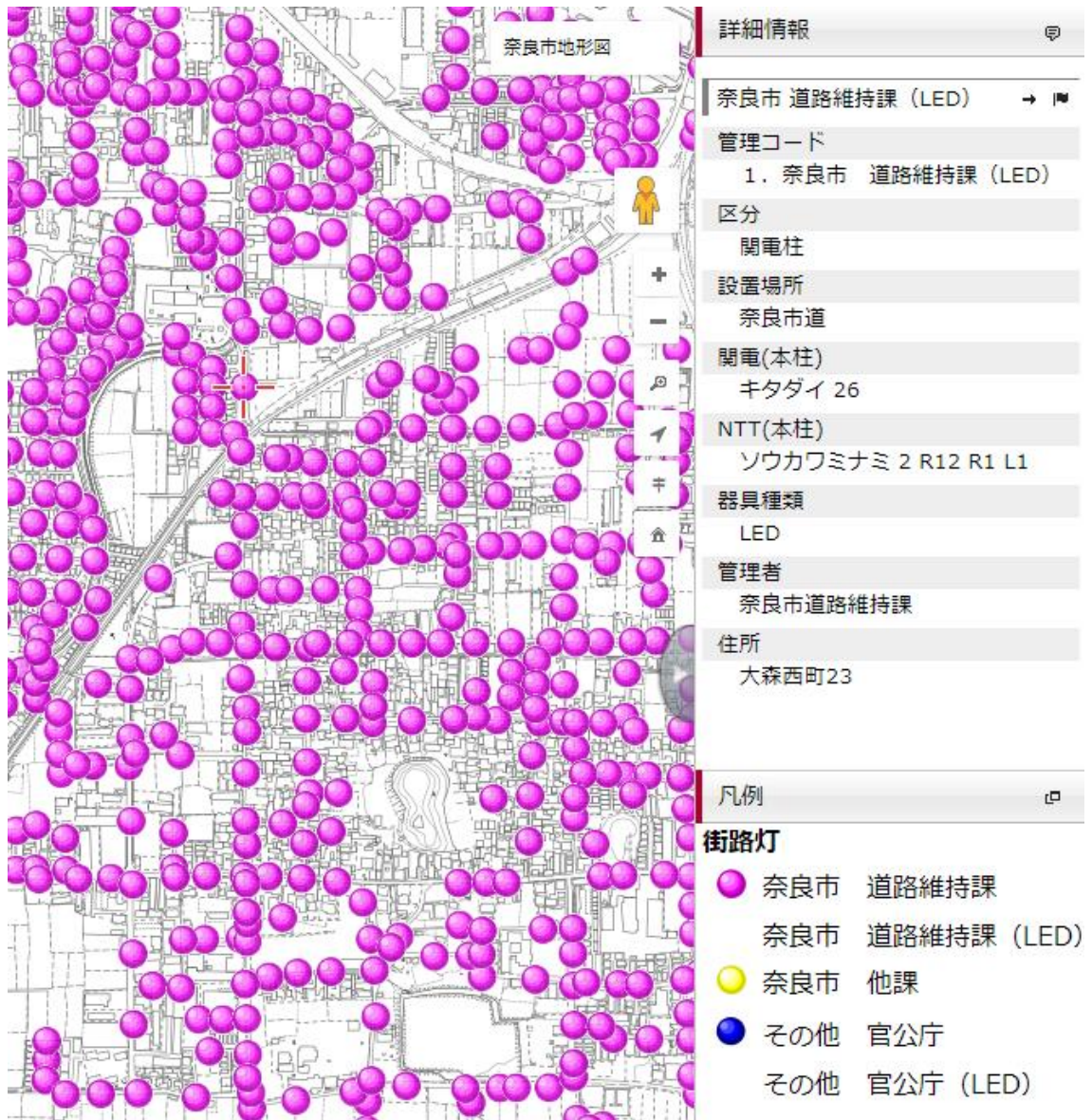
参考：調査委託時 LED 化済み道路照明灯

年度	場所	灯数 (灯)
H30 年度	佐保台東西道路（北部第 604 号線）	28

※ 平成 30 年度の道路照明灯 LED 化に向けた調査等委託の結果による数値であり、各年度当初工事発注前に現場調査し、発注数量を確定する。

（出典：市提供資料）

【GIS 画面】



※平成 20 年 5 月奈良市都市計画課が作成

(出典：奈良市地図情報公開サイト)

【結果 13】

完成したハイウェイ灯等の設置年や更新年が、GIS に登録されていない。適切に安全管理を行う観点から、設置年や更新年を登録することが必要である。

完成したハイウェイ灯等は、GIS に諸情報を登録することとなっているが、設置年や更新年は登録されていない。ハイウェイ灯等の転倒や故障は、通行人や通行車両に被害が及ぶ可能性があるため、経過年数を把握し、定期的に更新を行う等、適切に安全管理を行うことが求められる。しかし、現状は、備考欄や器具種類欄に工事年度が登録されているものが一部あるものの、全てのハイウェイ灯等について経過年数を把握できる情報が登録されているわけではなく、適

切な安全管理が網羅的に行われているか不明である。GIS データには設置年及び更新年を登録する欄があるため、可能な限りのハイウェイ灯等について一目で分かるよう設置年や更新年を登録し、適切な安全管理ができる体制を構築することが必要である。

② 河川耕地課

河川耕地課での防災関連事業は数多く、市民の生命と財産を守るため、災害に強い都市づくりを図る様々な事業が実施されている。普通河川改修事業以外の具体的な事業は次のとおりである。

河川維持補修経費	河川機能を高め、流水、貯留等の機能を維持し浸水被害の軽減を図る。
普通河川 ^{しゅんせつ} 浚渫事業	河道内の土砂堆積の進行による流下阻害を軽減し、流下能力を確保するため堆積土砂掘削を行う。
浸水対策事業	ゲリラ豪雨等による浸水被害を減らすため、雨水の流下能力を向上させる整備を行う。
都市下水道維持補修経費	冠水や浸水被害のあった都市下水道の通水機能を維持するため、修繕工事や浚渫を実施する。
都市下水道整備事業	浸水被害や陥没等のおそれがある都市下水道の整備を行う。
農地災害復旧事業、 農業用施設災害復旧事業	農業生産の維持と農業経営の安定を図るため、農地・農業用施設の災害復旧工事を行う。
河川災害復旧単独事業	被災した河川の原形復旧工事を実施する。

各事業とも市のパトロール等によるものもあるが、その多くは市民からの要望や通報を基にして事業が進められている。過去 5 年間の要望等の案件数は、平成 29 年度が 178 件、平成 30 年度で 166 件、令和元年度で 159 件、令和 2 年度で 139 件、令和 3 年度で 166 件となっている。どの年度も「河川の修繕等」の要望が最も多く、全体のうち半数近くにも上り、次いで「浚渫」、「草刈り等」が続いている。

【結果 14】

市民から寄せられた河川の改修等の要望案件について、進捗管理が適切に行われておらず、未対応となっている案件を適宜に把握できていない。対応の可否について、適宜適切に評価できる体制を整備する必要がある。

市民から河川の改修、修繕、浚渫の要望が寄せられると、市は案件ごとに要望書としてまとめるとともに対応方針を決定し、受付台帳を作成している。しかし、当該受付台帳にて適宜進捗を記載しておらず、また未対応の案件について、対応の可否の検討や、翌期への繰越といった作業は実施できていない。未対応の案件に

ついて、対応が不要なものについては消し込み、その後の状況確認が必要なものは別途管理するといった対応を行う必要がある。

また、受付台帳は紙資料であり、要望の傾向や分析に不向きであることから、電子化することで、一定の場所で複数の要望が来ている等の傾向を把握し、今後の事業に活用できるようにすることが望まれる。

【意見 22】

会計年度末に緊急性の低い支出が行われ、予算の消化を目的とした支出と捉えられる可能性があるため、会計年度末に行う支出については、支出の合理性を説明できるようにすることが望まれる。

会計年度末である3月の末日付近において、蛍光ペン40本(3,520円)や乾電池20本(1,100円)といった、緊急性の低い支出が行われていた。これらの支出により、普通河川改修事業、浸水対策事業の予算残高がそれぞれ21円、27円となり、予算残高を使い切るために支出したと捉えられかねない状況となっている。会計年度末に行われる支出は、予算消化のための支出であるとの疑念を持たれる可能性がある。したがって、その合理性を説明できるようにすることが望まれる。

9 教育委員会

(1) 調査した事業の概要

① 教育委員会事務局 教育部 地域教育課

地域教育課は、総務係、地域学校連携係、放課後児童育成係の3係に分かれており、生涯学習、地域と学校の連携事業、学童保育等の事業を実施している。具体的には奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）第6条に規定する業務を担っている。職員数は令和4年4月1日現在で527名（会計年度任用職員を含む。なお、会計年度任用職員は、バンビーホーム放課後児童支援員を含むため513名となっている。）である。

第6条 地域教育課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 生涯学習の総合計画及び調整に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 社会教育関係団体の総括に関すること。
- (4) 成人教育に関すること。
- (5) 青少年教育に関すること。
- (6) 家庭教育に関すること。
- (7) 視聴覚教育に関すること。
- (8) 青少年団体の指導育成に関すること。
- (9) 青少年問題協議会に関すること。
- (10) 社会教育施設の整備計画に関すること。
- (11) 公民館に関すること。
- (12) 公民館運営審議会に関すること。
- (13) 市営青少年野外体験施設に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。

地域学校連携係

- (1) 地域学校連携事業の企画、推進及び運営に関すること。
- (2) 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）に関すること。
- (3) キャリア教育に関すること。

放課後児童育成係

- (1) 放課後児童対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業及び施設の運営管理に関すること。
- (3) 放課後児童健全育成事業施設の入退所に関すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業の指導員（教職員課の主管に属するものを除く。）に関すること。

- (5) 放課後児童健全育成事業の指導に関すること。
 (6) 所管に係る事業収入の徴収に関すること。

【公民館運営管理経費】

ア 事業の概要

事業の目的	地域の交流拠点である公民館等において、コロナ禍における活動を安全に行い、今後アフターコロナに向けて利用者の利便性向上と利用者の増加を図るため、また、防災の観点から災害時、避難所における現状把握や情報収集のため、避難所に指定されている公民館及び公民館分館において Wi-Fi 環境の整備を行う。
根拠法令等	-
主な事業内容	地域の交流拠点である公民館等において、災害対策及びアフターコロナとして、Wi-Fi 環境の整備を行う。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越	-	-	-
最終予算額	-	-	24,610
決算額	-	-	3,776
次年度繰越額	-	-	11,930

(出典：市集計)

ウ 最終予算額の内訳（令和3年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	923	-
国補助金	10,687	新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金
県補助金	-	-
地方債	13,000	緊急防災・減災事業債

(出典：市集計)

② 教育委員会事務局 教育部 文化財課

文化財課は、文化財に関する全般業務を実施しており、具体的には奈良市教育委員会事務局組織に関する規則第7条に規定する業務を担っている。職員数は令和4年4月1日現在で19名(再任用職員及び会計年度任用職員を含む。)である。

第7条 文化財課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 文化財保護の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 文化財保護審議会、市史編集審議会及び景観審議会に関すること。
- (3) 文化財保存公開施設の管理に関すること。
- (4) 文化財保存用地の取得及び管理に関すること。
- (5) 文化財に係る補助申請(埋蔵文化財調査センターの主管に属するものを除く。)に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

指定文化財係

- (1) 文化財の保護に関すること(課内の他係及び埋蔵文化財調査センターの主管に属するものを除く。)
- (2) 文化財の調査、研究及び記録に関すること(記念物係及び埋蔵文化財調査センターの主管に属するものを除く。)
- (3) 文化財の資料の収集に関すること(記念物係及び埋蔵文化財調査センターの主管に属するものを除く。)
- (4) 文化財の指定及び解除に関すること。
- (5) 文化財の普及及び啓発に関すること。
- (6) 指定文化財に係る現状変更等の事務及び調整に関すること。
- (7) 景観審議会に関すること。
- (8) 世界遺産の保護に関すること。

記念物係

- (1) 記念物の保護に関すること。
- (2) 記念物の調査、研究及び記録に関すること。
- (3) 記念物に係る資料の収集に関すること。
- (4) 記念物の整備、公開に関すること。
- (5) 記念物に係る現状変更等の事務及び調整に関すること。
- (6) 埋蔵文化財に係る届出等の事務及び調整に関すること。

【指定文化財補助事業】

ア 事業の概要

事業の目的	市内に伝わる貴重な文化財を適切に保存・継承し、有効に活用するため、国指定・県指定・市指定・旧村指定文化財の所有者等が行う保存修理事業・防災施設事業・整備事業等に対し、補助金を交付する。 経年による破損の修理、防災設備の設置や更新、文化財の価値を伝えるための整備等は、いずれも文化財を将来に永く伝えていく上で不可欠であるが、所有者が大きな負担を負うものでもあるため、その軽減を図って、適切な事業実施を推進する。
根拠法令等	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号） 奈良県文化財保護条例（昭和 52 年奈良県条例第 26 号） 奈良市文化財保護条例（昭和 53 年奈良市条例第 7 号）
主な事業内容	奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱（平成 19 年奈良市告示第 186 号）に基づき、指定文化財の保存修理事業・整備事業等に対して補助金を交付している。

イ 事業費の推移

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
前年度からの繰越	-	9,990	12,794
最終予算額	79,990	82,794	87,973
決算額	69,796	79,612	74,359
次年度繰越額	9,990	12,794	19,973

（出典：市集計）

ウ 最終予算額の内訳（令和 3 年度）

単位：千円

財源区分	金額	補足
一般財源	87,973	-
国補助金	-	-
県補助金	-	-

（出典：市集計）

(2) 結果及び意見

① 教育委員会事務局 教育部 文化財課

【指定文化財補助事業（令和3年度決算額：74,359千円）】

ア 文化財の保護

文化財保護法において、文化財とは「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」の6種類と定義されている。これらの文化財のうち、特に重要なものについては、国や県及び市町村が指定を行い、指定文化財として保護の対象としている。市内に所在する指定文化財は、次のとおり、令和4年6月29日現在で総数が970に達している。

【市内の指定文化財の概要（令和4年6月29日現在）】

単位：件数

分類		国指定			県指定	市指定	総数	
		国宝	重要文化財	計				
有形文化財	建造物	31	74	104	42	28	174	
	美術工芸品	絵画	6	28	34	17	39	90
		彫刻	49	198	247	34	36	317
		工芸品	26	97	123	16	9	148
		書跡・典籍	4	61	65	6	4	75
		古文書	1	25	26	5	0	31
		考古資料	4	6	10	1	7	18
		歴史資料	0	5	5	5	5	15
		小計	121	494	614	126	128	868
	無形文化財		重要無形文化財 1			1	0	2
民俗文化財	有形民俗文化財	重要有形民俗文化財 2			2	7	11	
	無形民俗文化財	重要無形民俗文化財 3			10	3	16	
記念物	史跡	特別史跡 2	史跡 25	計 27	5	8	40	
	名勝	特別名勝 2	名勝 6	計 8	0	0	8	
	天然記念物	特別天然記念物 1	天然記念物 5	計 6	6	13	25	
	小計	特史名天 5	史名天 36	計 41	11	21	73	
総数		661			150	159	970	

(出典：奈良市ホームページ)

文化財課では、市内に所在する指定文化財の所有者が行う修理、管理に多額の経費を要する場合等に、その経費の一部を補助し、文化財の保存・活用を図っている。また、市内にどのような文化財があるのかを調べ、指定や保護のための基礎資料を作り、文化財調査等を基に、市指定文化財の指定を行っている。なお、指定制度のほか、次の制度が設けられている。

登録： その文化財を国あるいは地方（都道府県や市町村）の行政庁等に備える公簿に記載すること。従来の「指定」制度を補完することにより文化財を幅広く保護するために、平成8年の文化財保護法の改正で創設された制度である。

選択： 指定・登録はなされないものの、記録作成を行う必要がある文化財を選ぶこと。国の場合には、選択は無形の文化財についてなされる。

選定： 一定の目的に合った文化財を選び定めること。国の場合には、文化的景観や伝統的建造物群、文化財の保存技術について、選定による保護がなされている。奈良県では、奈良県選定保存技術が選定されている。

イ 文化財に関する防災

地域防災計画において、文化財の防災対策として次の事項が定められている。

- ・ 防災施設整備の促進
文化財建造物については自動火災報知設備の設置が義務付けられていることから、火災報知器の設置に関する助成等を実施している。
- ・ 建物の耐震対策の促進
建物本来の耐震性能の維持を図る目的や、文化財としての価値を損なわない方法による耐震補強の実施を促進し、必要な耐震性能の確保を図る目的で、文化財の所有者の耐震対策に対して補助金を交付している。
- ・ 所有者・管理者の備え
定期的に文化財の所有者に対して防災ポスターの送付や文化財防災チラシを送付し、所有者の防災意識向上を図っている。また、災害発生時に備え、最新の連絡先の把握に努めている。
- ・ 調査・指導
奈良県の文化財保護指導委員が月次で文化財を巡視し、状況報告を受け、文化財の所有者・管理者に必要な措置を講じるよう指導している。
- ・ データ管理と記録
文化財の内容、所在地、所有者・管理者の連絡先等のデータを随時更新するとともに、GISデータの整備も進めている。
- ・ 文化財防災の啓発
文化財防火週間等の機会をとらえ、消防機関とも連携し、関係者及び市民に対して文化財防災の啓発を図っている。

ウ 指定文化財に対する補助事業

市内に所在する文化財の管理、修理、復旧、公開その他文化財の保存及び活用に要する経費の一部に充てさせるため、奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱に従い、文化財保存事業費補助金を所有者等に対して交付している。対象となる文化財は、市指定のものに限らず、国指定、県指定のものも含まれ、旧月ヶ瀬村指定文化財、旧都祁村指定文化財も含まれる。補助事業者は、文化財の所有者、保持者、保持団体、管理者、管理団体及び文化財の保護を目的とする団体であり、その他市長が適当と認める団体が対象となる。補助金の限度額は、指定の制度ごとに次のとおりに異なる。

- ・市指定文化財 1 事業につき各年度 2,500 万円
- ・国指定文化財又は県指定文化財 1 事業につき各年度 1,000 万円
- ・旧月ヶ瀬村指定文化財 1 事業につき 100 万円
- ・旧都祁村指定文化財 1 事業につき 10 万円

また、事業費に対する補助率についても、国指定文化財や県指定文化財は国や奈良県から補助金の交付を受けることが可能であるため、市からの補助率は低めに設定されている。

令和 3 年度は、次の補助金交付が行われている。

事業名	補助事業者	交付額
国宝東大寺金堂（大仏殿）ほか 22 棟 防災施設整備事業補助金	宗教法人 東大寺	12,000,000 円
重要文化財旧一乗院宸殿ほか 1 棟 保存修理事業補助金	宗教法人 唐招提寺	7,643,000 円
史跡東大寺旧境内 第一期整備事業補助金	宗教法人 東大寺	6,394,000 円
奈良市指定文化財 芳徳寺柳生家墓所土堀 保存修理事業補助金	宗教法人 芳徳寺	6,286,000 円
奈良市指定文化財木造十王坐像 保存修理事業補助金	宗教法人 正覚寺	4,261,000 円
国宝興福寺五重塔 保存修理事業補助金	宗教法人 興福寺	2,970,000 円
奈良市指定文化財絹本著色地蔵十王図 保存修理事業補助金	宗教法人 来迎寺	2,969,000 円
名勝依水園 保存修理事業補助金	公益財団法人 名勝依水園・ 寧楽美術館	2,640,000 円
	その他 59 件	29,196,000 円
	合計額	74,359,000 円

ここで、補助金の交付については、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の仕入税額控除に関する問題が生ずる。当該問題を説明するために、まず、消費税等の仕組みを記載する。

消費税等は間接税方式を採用し、最終消費者が負担して事業者が預かり、国等に納付する仕組みを採用している。ただ、消費税等は事業者間の取引でも課されるため、事業者間で取引が繰り返されるごとに消費税等が累積することを防ぐための仕組みが採用されている。具体的には、事業者は消費税等の申告時に、消費者又は事業者に対する売上計上時に預かった消費税等から、仕入時に事業者を支払った消費税等を差し引いて納付する仕組みを採用している。この消費税等を差し引く仕組みを仕入税額控除という。

このような仕組みから、消費税等も含めた金額で補助金を受けた補助事業者が、当該補助金を財源に物品や役務の対価の支払を行った場合、支払った消費税等は仕入税額控除の仕組みが適用されて消費税等の納付額を減少させる働きをすることになる。ここで、補助金に含まれる消費税等を申告時に納付すれば問題ないが、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の考え方から補助金に含まれる消費税は納付する必要がなく、結果、補助事業者に経済的利益が生ずることになる。

なお、消費税法では、補助金等の受領が多く、このような経済的利益が生じやすい補助事業者（宗教法人、社会福祉法人等）においては、収入に占める補助金等の割合が一定以上の場合には特別な取扱いを定めている。すなわち、補助金を財源に物品や役務の対価の支払を行った場合、当該支払に含まれる消費税等には仕入税額控除を認めないことで、消費税等の納付額を減少させる働きを発動しないようにし、経済的利益が生じないようにしているのである。令和 3 年度に市が文化財保存事業費補助金を交付した補助事業者は全て宗教法人であったため、おそらく、この特別な取扱いが適用されているものと考えられ、経済的な利益は発生していないものと推察される。しかし、補助事業者の申告状況を確認しているわけではないため、経済的利益が生じていないとは言い切れないといえる。

【結果 15】

補助事業者が消費税等の課税事業者である場合、消費税等の仕入税額控除の取扱いについて奈良市補助金等交付規則又は奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱に明記するなど統一して取り扱う必要がある。また、市が消費税等込みで補助金を交付した補助事業者については、仕入税額控除を受けたかどうかについて必ず市に報告させる必要がある。

消費税の課税事業者が補助金を消費税等込みで受領して課税仕入を行った場合、補助事業に係る課税仕入に対応する仕入税額控除額については消費税等の納付額を減少させる働きをもつことから、補助事業者に経済的利益が生ずる。しかし、奈良市補助金等交付規則や奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱に

は仕入税額控除に関する定めがないことから、仮に補助事業者が経済的利益を得たとしても返還させることができない状況となっている。補助事業者に経済的利益が発生しないようにするために、補助事業者が仕入税額控除を受けたかどうかを必ず報告させるとともに、仕入税額控除を受けた場合は市に返還させるよう、奈良市補助金等交付規則又は奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱に明記する必要がある。

第4 最後に

近年、地球温暖化の進展による局地的な豪雨や台風の強大化による風水害が各地で頻発し、南海トラフ地震の発生も確実視されている。また、活断層による直下型地震は、いつ、どこで発生するか予測することはできない。したがって、市の防災力強化の観点から、平時における備えは非常に重要である。

しかし、今年度の包括外部監査において、災害時に備えて準備している備蓄在庫の帳簿数量と実際数量が相違していたり、資機材等の管理マニュアルが整備されていないなど、災害時の備えが不十分な事例が見受けられた。また、地域の防災の要となる消防団員が定員割れとなっているにもかかわらず、団員増加に向けた取組が不十分であったり、より効果的な訓練の実施の検討が不十分な事例も見られた。現状を不断に見直し、効果的に地域防災力を充実強化していくことが望まれる。また、厳しい財政状況が今後も続くことが予想されることから、これらの取組は、コストを抑制し効率的に実施されることが必要である。

本報告書において指摘した事項を含め、防災力の充実に向けた前向きな取組が経済的・効率的に促進されることを期待する。

以上